

鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その六

大嶋陽一、四井幸子、芝田尚子、松本美佐子、錦織真弓

A reprinting of "Official diary of Great Village Headmen in Tottori province in the Edo period" vol. 6

Yoichi OSHIMA¹, Sachiko YOTSUI, Naoko SIBATA, Misako MATSUMOTO, Mayumi NISHIKORI

はじめに

本稿は、因幡国岩井郡の郡役人を歴任した浜大谷村（岩美町大谷）の中島家が、近世初期から後期にかけて作成した「御用日記」のうち、中島徳兵衛正幸の大庄屋勤務中の①享保四年（一七一九）、②享保五年（一七二〇）、③享保六年（一七二一）分を翻刻紹介するものである。なお、享保二、三年分の表紙に「正恒」という諱が記されているが、おそらく徳兵衛の当時の諱と思われる。

著者らは、すでに『鳥取県立博物館研究報告』において五回にわたって翻刻を行っているが（大嶋ほか二〇一〇―二〇一九）、本稿はそれにつづくものである。「御用日記」は享保から宝暦にかけての時期のものが最も充実しており、当時の地方の様子を具体的に知りうる貴重なものとなっている。なお、「御用日記」によると、享保五年八月頃に徳兵衛は藩から閉門を命じられているようであるが、閉門理由は不明である。中島家や当該期の岩井郡の概要については、これまででも研究報告のなかで触れているので、そちらを参照いただきたい。

翻刻分における主な記事について

今回翻刻を行ったなかで、筆者等の興味関心に基づき、トピックとなると考えられるいくつかの事例を紹介したい。

一 若狭国漁師への出漁

「御用日記」を見ると、毎年正月、二月頃、若狭国三方郡小川浦（現在の福井県若狭町小川）の漁師たちが岩本（岩美町岩本）に出漁していたことがわかる。前回翻刻した享保二年（一七一七）分の「御用日記」と今回翻刻した享保五、六年（一七二〇、二一）分のなかから、小川浦より出漁した者を抜き出すと次のようになる。

享保二年 弥次兵衛（宿甚右衛門）、又四郎（宿喜左衛門）、孫七郎（宿勘七）、藤十郎（宿三郎左衛門）、九兵衛（宿藤兵衛）

享保五年 大獵船六人乗 弥次兵衛（宿甚右衛門）、又四郎（宿喜左衛門）、善十郎（宿三郎左衛門）、孫十郎（宿次兵衛）
小獵船三人乗 喜兵衛（宿須三郎）、四郎助（宿長九郎）、孫八（宿勘兵衛）

享保六年 大獵船六人乗 弥次兵衛（宿甚右衛門）、又四郎（宿兵右衛門）、孫十郎（宿二郎兵衛）

これらを見ると、出漁者は三〜七人程度、船は六人乗りの大獵船や三人乗りの小獵船であった。毎回同じ漁師が出漁していた訳ではないが、弥次兵衛や又四郎、孫十郎のように続けて名前を確認できる漁師もいる。また、漁師たちは岩本村の村人宅を宿としており、連続して出漁していた弥次兵衛や又四郎などは、特定の村人宅を定宿としてい

¹ 鳥取県立博物館 〒680-0011 鳥取市東町2-1244¹ Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan

*Email: ooshimay@pref.tottori.lg.jp

[受領 Received 30 Nov. 2021/受理 Accepted 15 Jan. 2022]

たことがわかる。

これら出漁者はどのような漁を行っていたのか。大庄屋中嶋徳兵衛の管下、岩井郡下構の享保九年（一七二四）のつじ漁船を書き上げた「岩井郡つじ漁船書上」（『新編岩美町誌』第八編近世庶民史料下巻、三六七～三六九頁）のなかに若狭の漁師に関する記述がある。この史料は、本来「小川」とすべき地名を「小浜」と誤って記述しているが、「六艘若州御舟 岩本村 右若狭小浜村より、当春九艘参り居り候得共、内三艘ハ小船ニテ鯛縄計いたす由」と、享保九年に小川浦からやってきた九艘の船のうち、六艘はつじ漁を行い、残る三艘の「小船」は鯛の延縄漁をしていたとしている。このうち三艘の「小舟」とは、先に紹介した三人乗りの「小御船」のことと考えられることから、一方のつじ漁船は、六人乗りの「大御船」を指すと思われる。

次いで、享保十一年（一七二六）の「岩井郡つじ御二出申候船改書上帳」（『鳥取県史』九近世資料「在方所持控」一八九～一九二頁）を見ると、「一大御船 若州神子浦九兵衛 去年迄ハ若州小川浦より船五艘も参申候へ共、当年ハ丹後浦二留り居申由ニテ不参候。当春外二四艘参申候へ共、人乗鯛縄船ニテ御座候」とある。これによると、享保十一年は神子浦（福井県若狭町神子）の大御船一艘のみの出漁であったことがわかる。小川浦の漁師たちはというと、丹後国（京都府）に留まり、因幡の岩本まで出漁しなかった。ここから、小川浦の漁師の出漁先は岩本だけでなく、広く山陰地方に広がっていたことが想定される。この年は、ほかに三人乗の鯛縄船四艘が岩本にやってきていたが、これは小御船のことと思われる。

大御船の漁獲物たる「つじ」とは何か。辞書などを繰ると「つじ」とは鮫の異名とされているが、具体的にはツノザメ科の一種で「油鮫」とも言われるアブラツノザメの仲間と推測されている。若狭漁師らが漁労を行う岩本沖合は、沿岸からほどなく深海となるため、漁場として適していたのであろう。漁師が延縄漁で捕獲するつじは、主に魚油を得るためのものであったと考えられる。

一般に、サメから採取される魚油の原料は、一般に体重の四分の一ほどもあるサメの肝臓が用いられる。ただ一匹から精製される肝油は少量であり、採算を考えるとかなり大量のつじが捕獲されていたと考えられる。精油に關して、鳥取藩政資料「家老日記」（鳥取県立博物館蔵）寛文二年（一六六二）十一月十九日条によると、「岩本江つじの油せんじニ御歩衆早川弥三右衛門遣事」とあることから、岩本でつじの油の精製（「つじの油せんじ」）が行われていたことは確実である。おそらく、延縄漁で漁獲されたつじは、岩

本に陸揚げされたのち、同所で解体され、肝を用いて油の精製が行われたのであろう。解体され残った魚肉などは、地元や山間部で売られたり、練り物の原料とされたと考えられる。

つじの油の値段については、次のような史料も残されている。『霜眉隨記』（岡島文庫、鳥取県立博物館蔵）によると、享保九年（一七二四）の鳥取城下におけるつじの油一升あたりの価格は銀二匁四匁であることが知られる。なお、同書には、当時一般的な灯油とされた菜種油について、城下では一升あたりの価格が五匁であることが記されている。ここから、つじの油が安価な灯油であったことがわかるが、これは燃やす際に匂いが出ることから菜種油より下級の灯油とされていたためと思われる。鳥取城下において、つじの油は欠かせない灯油であった。「家老日記」享保一八年二月十三日条によると、諸国で油が高騰し、鳥取藩内の油が藩外へ流出したことで、鳥取城下の油価格が高騰し、武士や庶民が難儀している様子が記されている。その時、藩外へ移出されたことにより販売量が少なくなった油のなかにつじの油が挙げられている。また、これまでに翻刻した「御用日記」を見ると、つじの「肝」が鳥取城下下にあった藩士たちに販売されていた。ここに出てくる「肝」は肝油のことではなく、おそらく「肝」そのものを指すと考えられる。もしかしたら、城下の武士たちは薬として買っていたのではないだろうか。

毎年四月ごろ、若狭の漁師たちは油運上（税）を鳥取藩に払っていた。ただし、油運上は現金でなく、つじの油そのものを藩に納めるものであった。岩井郡内で油運上を藩に納めていた村々は、岩本のほか、網代・田後・大羽尾のみであった。岩本村が納入する分は、全て若狭漁師が納めることになっていた。前に翻刻した正徳五年（一七一五）の「御用日記」によって具体的な納入量を示すと次のようになる。

御運上油割符寛

- 一 油八斗五升 ○網代村
- 一 同七斗五升 ○岩本村 わかさ御師大御舟五艘参候
- 一 同式石八斗五升 ○田後村
- 一 式斗五升 ○大羽尾村
- 外 二小御舟三艘参候へ共、是ハ免シ申候

合四石七斗右之通払済申候

これによると、納入量は岩本村に出漁する若狭の大御船一艘につき一斗五升ずつであったことがわかる。小御船は運上免除となっていた。なお、岩井

郡で運上を一番多く納めていたのは田後村であり、つのだじ漁やつのだじ油の生産が盛んであったことが知られる。

若狭漁師は、小川浦だけでなく、小川浦の近隣の神子浦（福井県若狭町神子）、さらに早瀬浦（福井県美浜町早瀬）の漁船が出漁していたことがわかる。若狭漁師がやってくると、岩本村の庄屋は大庄屋に漁師たちの船種・人数・宿を書上げた「御断帳」を提出していた（享保五年分は61頁に翻刻した）。

二 銀山村の銀鉱採掘

岩井郡内の銀山村（岩美町銀山）は近世初頭まで銀の採掘が行われていた。その後、大規模な採掘は行われなかったが、享保年間に藩によって銀の試掘が行われた。

「御用日記」によると、享保四年（一七一九）八月三日に、江戸からやって来た山師・西田左近と鳥取藩の役人・竹内林次郎が、大庄屋の中島徳兵衛同道のもと、銀山村の銀鉱を視察したことが記されている。銀山村では、同所に詰めていた角兵衛という人物が案内している。この角兵衛は、鳥取藩政資料「家老日記」では、「灰屋角兵衛」（享保五年二月二十四日条）、「二階町石屋角兵衛」（享保五年三月十六日条）と出てくることから、鳥取城下二階町の町人であったことがわかる。また、屋号が石屋とか灰屋とあるので、石材関係もしくは銀の灰吹きに関わる人物であった可能性がある。「御用日記」によると、山師の西田は視察後、八月二十二日より銀山村に逗留し、採掘を始めている。その後の顛末は「御用日記」では不明である。しかし、「家老日記」享保五年二月二十二日条によると、藩の家老らと在吟味役の松井番右衛門と小泉藤次郎が協議し、採掘の中止を決定したことが知られる。同日条によると「尤山は今以宜存候得共」と、山は銀鉱としては採掘可能と考えられており、もし今後採掘するのであれば「随分山師も付」けるようにという西田の助言が記録されている。こののち、再び採掘が行われたことは「御用日記」には見られない。

三 在中から鳥取城下へ出るざるふり商人の免札

『鳥取県史』四（近世社会経済、鳥取県、一九八一年、六四七～六五四頁）などにおいて、鳥取藩は江戸時代を通じて、農民の農業生産からの離脱、つまり商人化をいかに食い止めるかということに腐心したことが指摘されている。藩は、在中における商業活動に対して許可制をとり、許可した者に免札を発行していたというが、その実態はほとんど明らかでない。

今回翻刻した「御用日記」には、これまで知られていない在中商人に対する規制の実態がわかる記述がある。先行研究では、元禄年間（一六八八～一七〇四）に藩が農村で商いする商人に対して「免札」を発行していたことを指摘する（『鳥取県史』四）。この点に関して、「御用日記」享保四年（一七一九）八月八日分によると、農村部から鳥取城下へ「ざるふり」商いする小規模小売業者に対しても免札が発行されたことがわかる。

「御用日記」によると、藩は免札希望者がいれば在御用場に出願するよう命じているが、出願者は岩井郡下構だけで三十人に及んでいたことがわかる。出願者の村ごとの内訳は、網代村四人、大羽尾村四人、町浦留村十人、岩本村七人、浜大谷村二人、細川村三人であった。岩井郡の経済中心地である町浦留が最も多いが、網代村は岩本村の枝村であることを考えると岩本村が十一人と最大数となる。岩本は岩井郡内の村々の年貢を納める岩本御蔵が存在し、また蒲生川河口に位置する港として物資の集積地で、先ほど見た若狭出願者のあった村々はいずれも海岸に面し、大小の違いはあれど農村における商業は海付村において盛んであったことがわかる。

四 石黒大火

享保五年（一七二〇）四月一日、鳥取藩士の石黒三太兵衛屋敷（城下近郊の吉方）より出火した火事は、鳥取城下のみならず鳥取城を焼き尽くす大火となった。のちに「石黒火事」と呼ばれたこの火事について、「御用日記」には同年四月一日条以降、詳しい記述が見られる。「御用日記」のような村側の詳細な記録はこれまで紹介されることがなく、極めて貴重なものと言えよう。

「御用日記」同年四月一日条では、大火のようすを「筆外夥敷義二御座候」（筆舌に尽くしがたいの意か）とする。火災は五日まで続いたが、藩は火事が収束していない同三日から大量の木材の調達を岩井郡大庄屋へ命じている。「御用日記」を見ると、四月中は復興のため人夫や諸物資の調達について藩から矢継ぎ早に命じられていることが知られる。四日には火事の後片付けのため、翌朝までに鍬・鎌を持参した人夫二十人を鳥取まで派遣するよう命じられている。さらに、同日には鳥取城下や藩士の米蔵が焼失し、米不足のため米の津留め（輸出禁止）を行うよう指示され、五日には藩主用の御用塩が不残してしまったため、急ぎに塩を鳥取へ回すように命じられている。その後も度々藩から復興物資の調達が命じられ、享保五年中いっぱいにかけて藁、葎、材木、竹、縄などは鳥取城下の桶小屋（袋川沿いの鳥取・瓦町に所在していた藩の

施設)への納入が命じられている。

藩は鳥取城および城下復興のため、四月二十五日、郡ごとに銀の調達を命じている。その対象は「郡内之夫持候者」(富裕者の意か)で、借用期間は享保六・八年まで三年、利足として一月に一步二厘(一・二%、年率一四・四%)を支払うこととされ、岩井郡の場合、借銀高は総額で新銀八貫目が割り振られている。翌月十日を期限として取り集め、「一日も早く相調」え、差し出すようにとされた。この借銀については『鳥取県史』四(三七七頁)でも指摘されているが、同じく『県史』は八月に農村から三步(年貢の三%を追徴)の借米を行ったとする。しかし、「御用日記」にはそのことについての記述は全く見られない。果たして本当に借米が行われたか、さらなる検討が必要である。

「御用日記」には、火事後の治安の悪化を物語る記述が多く見られる。鳥取では城下の治安対策として番人を配置していたが、これは農村部からの人夫が行っていたようである。この村方番人は九月三日まで続けられた。四月十四日、藩は鳥取城下の混乱に乗じて他国者が諸荷物を藩外に輸出するのを厳しく改めるように、但馬との国境にある蒲生村と陸上村に命じている。さらに、二十九日には「他国無縁」の者を因幡国内へ入れないように命じている。ただし、六十六部は例外とされ、鳥取城下には入れず、一宮(宇倍神社)へ直接向かわせるようにさせた。五月十日には、鳥取城下から藩外へ運び出される荷物には鳥取の町年寄の封印が必要とされ、但馬との国境でその判を改めるよう命じている。八月十一日には、藩外移出荷物に対する町年寄の封印は行われなくなったが、銅(赤金)と青銅(「からがね」)に対しては、藩士の真野二郎兵衛と山口翁助の判が引き続き必要とされた。九月二日には上記二品のほか「燃具足」も判が必要とされている。

このほか石黒火事は、藩の公文書を焼失させたため、村方へ関係帳面の提出を求める事例が見られる。例えば、五月晦日には「先日火事之節御蔵二入置候処、大分ノ帳面紛候」ため酒造関係の帳面を、六月十日には簡略場より差し出している書替手形を提出するよう命じられている。帳面だけでなく、藩御用で使用する紙も焼失したため、因幡で紙漉きを行う智頭・八上・気多三郡に製紙を命じている(六月十四日)、原料の楮が不足しているため、各郡の楮の所有状況や売買関係を調査するよう命じられている。

以上、簡単に石黒火事の関係の記述を紹介したが、紙片の都合上、全てを紹介できたわけではない。「御用日記」は、城下復興のようすとそれを支えた城下近郊農村の実態を明らかにできる記録だと言えよう。

おわりに

「御用日記」は当該期の岩井郡の農村部の様子だけでなく、藩政状況も窺える貴重なものである。ここで紹介しきれないものも数多く載っており、これまでの翻刻分とあわせてご利用いただければ幸甚である。

中島家に関する論考

原豊二「鳥取県立博物館蔵『富士の人穴草子』」(鳥根大学法文学部山陰研究センター『山陰研究』第二号、二〇〇九年)

原豊二「中島家旧蔵書の世界」(鳥取県立博物館『新収蔵品展』図録、二〇一〇年) 拙稿「書写狂—中嶋正之の生涯と知的環境—」(『アジア遊学』一三五、二〇一〇年)

大嶋陽一、四井幸子、芝田尚子、松本美佐子、錦織真弓「鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その一〜五」(『鳥取県立博物館研究報告』四十九、五十、五十一、五五、五六号、二〇一二年〜一九年)

拙稿「鳥取藩の大庄屋制について」(鳥取県立博物館『鳥取藩研究の最前線』、二〇一七年)

松本美佐子「岩井郡大庄屋中島家の墓石について」(東因郷友会『郷友』二三号、二〇二一年)

翻刻凡例

・史料の解読は、鳥取県立博物館が所蔵する中島家文書「御用日記」をもとにおこなった。

・史料の中に今日の人権意識に照らし差別的な表現が含まれているものがある。しかし、これも含め歴史資料として、差別が形成された経緯を解明し、その正確な理解を得るためには不可欠なものと考え、また人権尊重について考える契機としていただく意味を込め、本稿ではそのまま掲載した。この点について、読者のご理解をお願いしたい。

・史料の解読にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。また「より」や「して」など合字は一字ずつに直した。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「而」「之」は漢字を用いた。

- ③誤字、宛字、脱字、衍字は下記の通りとした。
- 〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に○をもって正字を記し、意味が不明確な用字は(ママ)と右側に記した。
- 〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。ただし、それ以外のものは誤字に準じた。
- 〈脱字〉脱落していると思われる字を□で補い、右側に(脱カ)とした。脱落している字がわかる場合は(カ)として正字を右側に記した。
- 〈衍字〉衍字はそのままとし、右側に(衍カ)と記した。
- ④削除、訂正、追加、貼紙等は下記の通りとした。
- 〈削除・訂正〉見せ消ち等の場合、削除前に記入されている文字を(見せ消ち「」)のように明記した。
- 〈追加〉追加部分は該当箇所に(後筆「」)、(頭注「」)のように明記した。
- 〈貼紙〉貼紙は(付箋「」)のように明記した。
- ⑤判読困難な場合は、その字数を□□□□のように記入し、右側に(虫損)(欠損)(汚損)(判読不明)等と傍記した。字数が不明な場合は「」とし、右側にその理由を記した。ただし、虫損などで判読が難しい場合でも文字が推測可能な場合は□の右側に(カ)と明記した。
- ⑥押印箇所には④と記入した。ただし、押印がなく「印」と記入してあるのみの場合は(印)と記入した。
- ⑦史料の改行は原文とは一致しない。
- ⑧句読点は適宜付した。
- ・ 解読は、芝田尚子、四井幸子、松本美佐子、錦織真弓が行い、校訂は大嶋陽一が行った。

享保四年分

(表紙)

「享保四年」
(一七一九)

日記

己亥正月吉日

中嶋徳兵衛

御家老中様

在御吟味役

在御普請奉行

荒尾志摩様

松井番右衛門様

田上源四郎様

同 周防様五月二御死去被遊候

森 半蔵殿

御下奉行

鶴殿大隅様

小泉藤次郎様

惣大夫殿

当年江戸へ御詰御供

近藤宗六殿

作右衛門殿

御郡代

御郡奉行

平右衛門殿

青木郡太夫様

不破豊右衛門様

金八殿

御家臣杉村五兵衛殿

河毛忠右衛門様

松本定八殿

御舟手

日比久右衛門様

妹尾伝兵衛

梶浦蔵人様

小嶋惣左衛門様

吉田儀右衛門

御家臣浅倉伊兵衛殿

佐橋権大夫様内浅井定七

一 正月七日、御勘定ニ罷出、十一日ニ在御用場御勘定仕、翌十三日ニ大御勘定仕候、廿二日ニ歸り申候、廿一日ニ御料理、為御勘定場被仰付候、廿二日ニハ青木郡太夫様より御料理被為下候。

一 正月廿六日 番右衛門様・藤二郎様御添状

一 御条目巻通被仰渡候、在々おこり不申様ニと之儀、組頭中へ申渡、村々判形取置申候。

同 廿八日 惣左衛門様より

一 当春牛銀借り申高、構限ニ書付上ケ申候様ニと被仰付候。

正月九日 忠右衛門様より

一 鳥取富屋多郎兵衛、大坂より買掛り銀、拾一判付ケニ而取立候様ニと、大坂御奉行様より被仰付由、依之田後村ニ而、三匁三分長介、三匁四分藤四郎、式匁九分四郎、式匁五分兵右衛門、拾式匁大郎兵衛、三匁市郎兵衛、合

廿七匁壹分、右之通ニ取立、在御用場へ差出候様ニ被仰付候、使海士村助右衛門ニ而払申候、惣左衛門様御請取被下候。

一 岩本村、例之通若狭御師小川浦より参候、孫次郎

一 当春大羽尾村へ若州三方郡早瀬浦より御船三艘出御ニ罷越申候。

一 細川村如来、御定拾三年之年数ニ付、三月五日より同廿五日迄御開帳願被致候、又追願一七日延申候。

一 牧谷村蔵王権現、此度三月七日同廿七日迄入院ノ開帳被致候、又追願一七日延申候。

二月八日

一 岩本村善右衛門新御小人ニ罷出申候、村田嘉太郎様当奥書仕遣候。

一 筆申入候、然者高江村根帳名市十郎当名五助、御小人ニ而裏判所へ相勤い申候処、少し不届有之付、暇遣し候、依之村追放申付候間、其通被申付、根帳面消可被申候、妻子之儀は不苦候勝手次第可被申付候、以上。

二月八日

一 筆申入候、然ハ竹内林次郎・野嶋利藤次儀、此度格式御直し被成御組付ニ被仰付候、依之知申入候組頭・村庄や迄可被申聞候、末々へ触被申付候ニて無之候、其分ニ可被相心得候、以上。

二月十日

大庄や 小嶋惣左衛門

宗旨庄や御あて

一 筆申入候、然ハ御用塩透と無之由申来候間、村々ニ而も出来次第ニ早々払遣可被申候、先有無之由、答可被申越候、以上。

二月十日

小嶋惣左衛門

陸上村与右衛門・太兵衛・善九郎・徳右衛門・伊兵衛・勘兵衛・加兵衛より去戌ノ秋、ごま壺石七升ヲ御切手足式石ツ、ニ替申約束仕、町浦留吉兵衛ニ右六人より米八石九升ノ分ごま相渡申候ニ、霜月払ニ米直段上り、吉兵衛迷惑仕候由、陸上へ参、なげき申候故、右ノ六人ノ者共相談仕、銀百目又了簡仕、相渡し申候処ニ、其後吉兵衛欠落仕、行衛不知由、断参候、町浦留よりも尋出候様ニと申渡置之、陸上ノ者共ニも吉兵衛ヲ尋出候ハ、吟味いたし可遣段申渡候、其後吉兵衛ハ見へ不申候へ共、町浦留類ノ者共

より銀子三、四百目相立、内証ニ而わび事申由、内証ニ而陸上より埒明遣申由申参候。

二月十八日

一 細川村清次郎、元禄十式卯年(一六九九年)田地、同弟四郎右衛門・安次郎兩人ニ永代ニ壳置証文有之、平野大庄や六郎左衛門奥書有之候所ニ、永代ニハ壳不申、本物返シニ壳置申由、清次郎より在御用場へ直訴状出し、二月十八日於御用場御吟味 被遊、永代ニ相極申候故、清次郎岩井へ入籠被仰付候、尤、子次郎平ニハ手錠被仰付、所ニ御預ケ置候様ニ被仰付候、次郎平儀、三月十九日ニ御免被遊候、則手錠明ケ候ハ、組頭安二郎へ返上仕候様ニ申渡し相渡候、清次郎儀は、四月廿八日一國御追放被仰付候、則私方ニ而申渡し、陸上境へ追放申付候。

一 御用御馬ノおかり(番り)ニ罷成候、村々へ熊の皮所持仕い申者有之候ハ、代銀ニ而御買上ケ可被遊候旨、注進申上ル様ニと被仰下組頭中へ申渡候。

一 村々ニ而往還筋ノ外一切見せ商不仕候様ニと被仰付、此度御条目ヲ以被仰渡候、其外諸職人代銀過分ニ取不申様ニと、大工作領銀なども御書付被下候、組頭中へ申渡し村々判形取置申候。

一 岩本御藏目附中尾市郎右衛門様、二月廿一日ニ御越被成候。

一 在御普請奉行ニ田上源四郎様、二月四日ニ当郡へ御越被成候、御下奉行惣太夫殿・作右衛門殿・庄右衛門殿。

一 御借米六百八拾石

両構ニ

兩人手形ニ而二月十八日在御用場より

請取申候、岩本御藏切手也

一 牛銀三拾五貫目

兩構ニ兩人手形ニ而同日御用場より

請取申候

御運上油之割

一 壹石

網代村済

一 貳石六斗五升

田後村済

一 六斗

岩本村済

一 四斗五升

大羽尾村済

合四石七斗

船御運上銀払之覺

一 上銀三拾五匁 陸上 一拾四匁 小羽尾 一貳百三拾七匁 岩戸・細川・岩本 網代 本浦留分 安二郎より払申候

一 六拾目 湯山 一廿五匁 牧谷 一貳百三拾四匁 田後 一廿六匁五分

海士

一 六匁 大谷

二月廿三日

一 廿日役四人、湯村但馬屋平五郎ニ合力ニ遣候、御普請奉行田上源四郎様へ手形出し申候。

三月四日 讃州金毘羅参

一 海土村十郎兵衛・与市郎・十三郎・助左衛門以上四人、往来手形遣候。

三月晦日

一 八重原村六郎右衛門

(兼御借米) 豊前様御小人ニ罷出、奥書仕遣候

御小人頭横山久左衛門様当

一 筆申入候、然ハ津田武次郎家来平田伝内・津田伊賀家来永見百介右兩人義致欠落申候、御吟味ノものニ候へハ、同郡之内ニ居申候ハ、其所へ指留置、早速注進可有之指留之儀□□として搦無之も不苦候間、搦置、可有注進候、以上。

三月十一日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一 筆申入候、然ハ松井番右衛門・小泉藤次郎儀、先年青木郡太夫・二宮幸介相勤候通之御吟味御役儀柄ニ今日被仰付候、此旨為可申入如此候、村々末々迄可被申渡候、以上。

三月十一日

小嶋惣左衛門

大庄や御当

一 三月六日ニ血判御改ニ小嶋惣左衛門様、湯山越ニ而御通り被遊候、六日ノ

晩二岩常村迄御仕廻被遊候、御帰り被成候、七日ニ(灘)なだ手不残御仕廻、湯村へ御泊り、八日ノ昼四つ時迄二銀山迄不残御仕廻、十王越(谷美)ニ法美へ御越被遊候、麻生へ御泊り被遊候由。

一 去戌ノ年兩浦留御用馬、平福迄御用ニ老度参申候、増銀六拾目、御上より御立被遊候、

内四拾式匁、三月十四日ニ、町浦留村佐兵衛へ相渡申候、鳥取宿ニ而メテ廿日ハ七月酒御運上此方より廿日足シ払遣候、渡濟。

三月廿六日 惣(小嶋)左衛門様より

一 海(素)そうめん三斗

(西原・油尾)近江様御用ニ候間、杉本伝九郎様へ
払候様ニ被仰付候。

一村々へ無主田有之二付、人別帳面ヲ以御改仕候、五年之内新御加損御付被遣候書付也。

四月朔日

一 町浦留六郎兵衛・同妻式人、西国順礼ニ罷出申候、往来手形遣候。

一 筆申入候、然ハ其御郡之内ニ鷲・熊鷹之巢掛り居申候所有之候ハ、見付次第二村之名山之名書付、早々注進可有之、被為其如此ニ候、以上。

四月二日

小嶋惣左衛門
大庄や御當

一 喜多村藤兵衛様、当春兩度之御条目参候、末々とくと吞込候哉と御吟味被成、

三月廿八日湯山越ニ而御越、塩見谷御仕廻、黒谷藤兵衛方へ泊り、廿九日ニ此辺御廻り、高山へ御泊り被成候、朔日ニ法美へ御越被遊候。

一 御用馬拾式疋 内六疋湯村 宰領、当年ハ湯村より遣候

(津庄・地吉)六疋浦留 十四郎より遣銀御借、浦留夫佐衛門雇遣候由
大殿様江戸御発駕ニ付、三月十四日ニ鳥取へ参、十五日ノ朝荷物付出し、平福迄通し申候。

四月五日

一流山御用ニ御遣被成候、松板式拾式間、枚数百拾九枚有之候、札入ニ被仰付、高札益右衛門入申候、札ニ而五拾壹匁五分五厘ニ而御ざ候、田上源四郎様

より御用場へ札御上ケ被成候処ニ、殊外札下直ノ由ニて、鳥取へ廻し候様ニ田上様迄被仰付由ニて、田上様より被仰付候ゆへ、田後彦二郎船ニ申付、四月五日鳥取福谷忠助様当積廻させ申候、尤加路川口通り手形も出し申候。

陸上塩船御積廻ス加路入津通ノ控 (陸上)クガミニ壹枚遣
大羽尾ニ壹枚遣ス
小羽尾ニ壹枚遣ス

四月八日

一 六拾俵 西陸上

一 五拾五俵 西

一 五拾俵 西陸上

一 五拾俵 西

一 八十俵 中

一 六十五俵 西

一 六十五俵 西

一 八拾俵 中

一 八拾俵 中

一 六拾俵 小羽尾

一 五拾三俵 小羽尾

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 六拾俵 大羽尾

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

一 五拾五俵 中

(大羽尾)兩羽尾塩鳥取へ廻し、加路入津通ノ控通式枚渡候

六月朔日 六月十五日 同廿日 六月廿一日以上式枚有

一 六拾俵 小羽尾 一 五拾三俵 小羽尾 一 六拾俵 小羽尾 一 五十七俵 大

六月朔日 六月廿一日 七月二日

一 六拾俵 大羽尾 一 五十七俵 大 一 六拾俵 小

七月六日 六月廿九日 八月七日 九日

一 五拾五俵 (見せ消し)「大羽尾」一 五十五俵 大羽尾 一 五十五俵 大 一 五十七

俵大

八月十九日

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 五十四俵大

一 四月十四日晚七つ時ニ見付候由、蔵見村傍止(示カ)こいち坂と申所ニ

自害人男老人居申候ニ付、早速庄や年寄彼所ニ罷越、様子相尋申候処ニ、

但州(兵庫県)敷ノ郡上野村ノ親吉右衛門と申者ノ子庄助と申者ノ由、廿四、五年前

ニ鳥取へ奉公ニ罷越、四町目もみやへ一年、今ノ名か清兵衛、奉公仕、平

田与彦太郎殿へ奉公仕、扱多羅尾十左衛門様へ奉公、扱荒尾伊豆様へ奉公、扱山田本様へい申、又荒尾伊豆様へ帰參御奉公仕、只今迄い申候処ニ、五年跡ニ妻ヲ求メ、三ツニ成ル娘御座候由、妻ニ、三年已來相煩、先妻ノ(所い)のろいニ而煩申様ニ覚候由ニて、度々暇ヲ乞申候ニ付、当月拾日ニ暇ヲ遣申由、無念存暮候由、十三日ニ娘ニあい申度儀、呼寄、一日置あい申候処ニ、不憫ニ存、其夜すぐニ但州ヲ心指、夜まぎれニ罷出申候、蔵見村こいぢ坂迄罷越申候処、自害ニ分別極メ、右之通ニ御座候由申候。

一手疵(金)のんどふゑわきざしニ而つき込(破れ)やぶれい申候、左ノ脇腹つき切りい申候、きんヲ切り破りい申候、以上手疵三ヶ所ニ而御座候、銘々も早速罷越、其内ニ八重原村医師小林喜庵ニ薬用させ、庄や年寄ノ口書取、御用場へ御断申上候へハ、北村市右衛門様御越被成候、御上より医師被仰付、生尾道察(医者)と申いしやきん(金創)そうニ參候、十六日ニ蔵見村ニ彼ノ自害人清兵衛連よせ薬用申候へハ、少し気迄も快氣ニ相見へ、鳥取江崎町長右衛門と申者、彼ノ者ノ請人宿ノ由、此所ニ罷越養生も仕度と願申候ニ付、其段御断申上候へハ、召連越候様ニ被仰付、十七日ニ安次郎・忠兵衛・清兵衛・組頭・庄や・年寄并八重原いしや(医者)付ケ、鳥取へ遣候へハ、御用場より御町奉行様へ被仰遣候へハ、江崎町目代五郎兵衛へ被仰付、相渡候様ニ被仰付候故、所持ノ者共ニ目録ヲ以相渡し相濟申候。

一所持ノ者、壹寸三分程ノ木仏壹たい(厨子共ニ)包銀四拾八匁分・ゼニ百十六文・古(綿)しまさい(財布)ふ壹・鼻紙少・かわたば(皮)こ入壹・ねぢくぎ四ツ・三合入ノとつくり壹・米三俵買申候目録壹枚。

一右ノ町分入用銀合四拾五匁五分、御用場より被遣、十月廿五日、蔵見村庄や忠兵衛ヲ御用場へ請取ニ遣、請取帰候。

一筆申入候、然ハ小山甚五郎請合直納手形何れニ而も所持ノ者候ハ、今月廿五日限ニ取集メ、在御用場迄可被指出候、於御勘定所ニ判形御改ニ候間、所持ノ面々早速各迄差出候様ニ可被申渡候、此度不指出候へハ、直納手形捨り申旨、此段可被申触候、以上。

四月十八日

小嶋惣左衛門
小泉藤次郎
德兵衛殿
十四郎殿

一筆申入候、然ハ町浦留村根帳之名仁三郎と申者、池田彈正へ致奉公居申候

輩、盜致申ニ付、鳥取土手内、米子・倉吉・江戸三所、御屋敷、侍中へ奉公、并御用致候儀構被申、暇遣申候、若、右之構ノ場所へ罷出、居申候へハ、見合次第ニ打捨ニ致し被申答ニ候、在中居申儀ハ勝手次第ニ候、右之場所へ帰候ハ、急度可被申渡候、為其如是ニ候、恐々。

四月廿二日

小嶋惣左衛門

一南田村ノ向小蔵見と申所、東谷・南田ノ方ノ谷也、中谷、北谷・栗谷ノ方ノ谷也と申候而、三谷尤外へ小谷も見へ申候、去春柴草茹申候時分より境論仕、当年四月迄相延居申候、栗谷よりハ中谷ノ谷筋が傍止(示)ノ由申候、南田よりハ北谷ノ栗谷ノ方ノ尾切と申候、互ニ遺恨ニ及申候、尤此節又柴草茹申候時分ニ付、急ニ境も難極遣申候故、北谷壹谷兩方入あい(念)ニ茹、中谷へ東谷より不參候様ニと申渡候、両村へ申渡候、尤東谷・中谷ハ南田分ノ様ニ相聞へ見へ申候ニ付、此度境ハ不極遣候へ共、先右之通ニ申付置候。

一筆申入候、然ハ大工作料只今迄被遣候五分増、明廿五日より被召上、并作料上大工式匁五分之所、式匁三分ニ廿五日より被仰付候間、左様ニ心得可被申候。

一御会所御用まこも三尺廻ニシテ、三拾五束、御用ニ候間、当廿九日限ニ扨せ可被申候、為其如此ニ候、以上。

河毛忠右衛門

四月廿四日

德兵衛殿
十四郎殿

尚々中大工・上大工ヲ合、式分ツ、下ケ被遣候間、左様ニ御心へ可有之候。右まこも三拾五束、内拾束安次郎、同廿五束久左衛門ニ申渡候。

一拾束細川、八東海土村、拾束湯山村、四東高江村、合三拾束申候、代拾式匁八分、十一月十五海土久左衛門へ御用場より御渡し被遣、久左衛門より直ニ割被渡候様ニと申、銀も渡申候。

四月廿三日

一知頭郡大庄や知頭宿忠兵衛子五郎右衛門、去秋、牛銀返上ノ時分ニ煩申候、大分引負銀有之、御吟味被遊、吉成ニ入籠被仰付候、親忠兵衛も入籠被仰付置候、忠兵衛ハ先様御免出籠被仰付候、五郎右衛門儀ハ至極重キ儀故、

御免不被遊候、引負六、七拾貫目と居申候、構之内より弁遣申由にて、此度御国中ノ大庄屋より願、何とぞ一命御助被遣候様ニと願くれ候様ニと、用瀬宿大庄や平蔵事忠左衛門・五郎右衛門跡役毛谷源二郎兩人より十四郎・私へ以飛脚頼越被申候二付、我等腫物相煩い申候故、世倅益右衛門ヲ名代二遣候。

一筆申入候、然者此度東より御懇意之御意ニ而番右衛門儀、新知貳百石、藤次郎口七拾石御加増被仰付候、此段役人共へ可被申聞候、此旨為可申入如此二候、恐々謹言。

四月廿七日

小嶋惣左衛門

大庄屋兩人御宛

宗旨庄や兩人御宛

四月廿二日ニ參、晦日返進申候

一田河内村次左衛門と申者、藤田甚左衛門様へ当春より御奉公ニ有付申由にて、親久五郎・伯父長右衛門請人ニ立調取も仕候由、弥、田河内ノ者ニ相違無之候哉、尋くれ候様ニと被仰付候故、吟味仕候処、相違無御座二付、其通四月廿九日ニ返事申上候。

同日

一細川村源左衛門と申者、藤田甚左衛門様御長屋へ御置被遣候二付、請人同村長五郎立申由、庄や義右衛門へ御状被遣、判本義右衛門ニ見届させ上ケ申候。惣左衛門様より御状御添被遊候、四月廿八日ノ御状。

一浜大谷村水御奉行、鶴殿大隅様御預り久太兵衛と申仁、四月廿九日被參、則例之通申渡候、八月朔日限ニ上ケ手形出ス。

五月四日 惣左衛門様より御添状

一岩本村・本庄村水御奉行、鶴殿大隅様御預り佐左衛門被參候、六月三日迄相勤被申候、其後御願申上候へハ、弥兵衛と申雇仁六月十日ニ被參、岩本へ遣申候、八月朔日限ニ手形出ス。

五月十日往来遣ス

一湯山村八郎右衛門・長左衛門母、以上三人、西国順礼ニ罷出度旨願申候。

同十一日往来遣候

一岩本村喜介・同人妻・七右衛門つま・母以上四人、西国順礼ニ罷出申候。

同十二日往来遣候

一浜大谷村七右衛門・甚五郎・はつ・才兵衛母以上四人、西国順礼ニ罷出申候。同日

一新井村源藏・つや・くま・長次郎以上四人、伊勢參宮仕往来遣候。同月同日 播州高砂へ參候と遂断り被申候由。

六月三日

一岩戸村彦藏・与平次・又藏・勘十郎以上四人讚州金毘羅へ參詣仕候、往来遣候。

同日

一網代村半右衛門、讚州金毘羅へ參詣、往来遣候。

同日

一海士村十郎兵衛・十三郎・甚左衛門以上三人、金毘羅へ參詣、往来遣候。

同日

一細川村勘七・平介・長二郎以上三人、金毘羅へ參詣、往来遣候。

海素麵之割

一壺斗五升 岩戸 一壺斗五升 浜大谷 一式斗 網代

一三斗 田後 一八升 本浦留 一八升 牧谷 一八升 小羽尾

一壺斗 大羽尾 一壺斗 西陸上 一壺斗 中嶋陸上

五月十七日

一唐船抜荷物、近年国々津々浦々へ船寄売買仕候由ニ而、従公儀御条目四通、殿様より式通、以上六通被仰出、組頭中ニもたせ、村々末々迄申聞せ、判形取置申候。

五月十八日 松井様・小嶋様より

一朝鮮人此度来朝ニ付、殿様より為御馳走之騎馬御差出し被遊候二付、郡中丸馬改書付出候様ニと被仰付、廿一日ニ書付上ケ申候、控ゆへ付置候。

五月廿二日

一筆申入候、例年通鶏尾左之通在御用場へ払わせ可申候、

丸尾四本 内千五百本安二郎 同千五百本久左衛門 千本久四郎

引尾六百本 内式百五拾本安次郎 同式百本久左衛門 百五十本久四郎

右六月廿 払付ニ遣候、高山より參候、飛脚へ言伝有之。

五月廿四日

一御用之もくさ壹貫目被仰付候、内五百目上構

同五百目下構 六月廿 高山と壺所ニ遣候。

海そうめん請取覚

五月廿八日

六月十日

六月十日

一 壹斗五升 網代

一 八升 陸上村

一 三升五合 牧谷村

一 五升 岩戸

一 壹斗 田後村

一 壹斗 浜大谷村

一 四升 大羽尾

御用馬拝借銀

一 享保元申ノ年湯村・浦留拾貳疋ニ三貫目拝借仕、(享保二年)西ノ年壹貫目払、(享保三年)戌ノ年

壹貫目払、残り壹貫目当年分五月廿六日ニ払、証文請取相済申候。

一 筆申入候、当年麦代九斗六升二付、(四斗五升)四宝三拾八匁ニシテ取立、来ル十五日

限可有上納候、為印如此ニ候、以上。

六月二日

小嶋惣左衛門
小泉藤次郎

一人帳奉公人帳之奥メ

(別帳綴込み)

「享保四年

人帳奉公人帳奥メ

右之通源蔵判形いたし候

亥ノ六月日

村々人帳ノ奥メ

惣都合貳千三百七十壹人

内五百四拾人 所々へ出ル奉公人

残而千八百三拾壹人

内四百九人 御百姓

同貳人 医師

同四人 山伏

同五人 神主

同九人 大工

同八人 桶屋

同七人 鍛冶

同三人 紺屋

同四人 酒屋

同貳百三拾壹人 獵師

同五十五人

商人

同壹人

伯楽

同壹人

ひ人頭

同貳人

鉢屋

右之外ニ

一 廿六人

所々より参奉公人

内五人

他郡之者

同廿一人

当郡上構之者

千石馬 壹疋

丸馬 三疋

雜役馬 貳疋

村々奉公人帳奥メ

合三百貳拾貳人

内三百拾四人 居掛り
新奉公人

八人

内廿貳人

御表方御小人

同壹人

御料理人

同壹人

御膳立

同壹人

御道具

同四人

御中間

同貳人

御駕籠

同壹人

御手廻り

同壹人

江戸御姫様御料理人

同四拾壹人

豊前守様御小人

同貳人

同御小使

同壹人

同御押

同壹人

同御駕籠

同五人

近江守様御小人

同壹人

同御手廻

同拾九人

御預御鉄炮

同壹人

御手廻り

同貳百人

御家中

同七人

寺方

同拾壹人 江戸御屋敷

町在郷

合式百拾八人 内式百拾式人 居掛り

六人 新奉公

内壹人 他国出ル

同七十壹人 鳥取町方出ル

同廿二人 他郡へ出ル

同百拾九人 当郡村々出ル

都合五百四拾人

亥ノ御年貢麦取立之覚

一四斗三升九合 左近村 一四斗六升六合 久志羅村

一三斗四升九合 中村 一七斗七升六合 蔵見村

一四斗三升壹合 南田村 一三斗八升式合 栗谷村

一五斗七升七合 八重原村 一斗壹升八合 矢谷村

一三斗八升五合 高江村 一壹石式斗五升五合 湯山村

一六斗六升九合 海土村 一八斗七升四合 細川村

一六斗五升六合 浜大谷村 一壹石壹斗六升八合 岩本

一八斗式合 本浦留村 一式石五斗八升六合 町浦留

一壹石四斗壹升式合牧谷村 一壹斗式升三合 相谷村

一三斗八升四合 小羽尾村 一三斗式升六合 大羽尾

一壹石五斗三升七合 陸上村

一壹斗九升八合 田河内村

麦惣合拾六石壹升式合 畝数百六拾町壹反式畝也

壹反二付壹升宛

代銀六百三拾三匁八分壹り但九斗六升二付、三拾八匁替

六月十四日海士久左衛門・高山彦大夫兩人私付二遣候。

一四宝銀式拾目 湯山村坂鳥御運上 弘御手形
一同 五匁 久松村小鳥筒御運上

六月十四日

一陸上渡世塩直段書付くれ候様ニと、惣左衛門様より被仰付、吟味仕候所、
壹俵儀、陸上二而八八匁四分、鳥取土手任二仕候へハ、九匁ノ由申候、其

段申上候。

一岩井湯村湯屋及破損申候二付願仕、当六月二御繕御普請被仰付候、在御普請御奉行田上源四様被成候。

一右之材木、極木、又ハふき板、鳥取より廻り申二付、船式艘被仰付、田後

村より大獵船式艘、六月十五日二鳥取へ廻し申候様申付候へ共、沖獵二出

申候故、彦次郎船申付遣候由、鳥取樋小屋ノ船付より本庄村迄三度積廻し

申候由、運賃七拾目ツ、四宝銀二而被遣候、彦二郎請取申候由二候、福

谷忠助様御取次二而、御渡し被遣候由申候。

六月十六日 岩本御蔵より渡ヌ

一式石四升三合 久左衛門組戌ノ年荒物成・夫口代米共相渡し申候。

一陸上村より六月廿九日、御用塩船二而積廻し申候処、加路灘二而破損仕、

塩八拾俵海ニ捨り申候(内証ハ百廿俵余ノ由)、人ハ不殘船頭水主とも二上

り申候、七月朔日二庄や伊兵衛御断二遣候。

一筆申入候、然ハ大工作料上大工壹人二付、三分増式匁六分ツ、来七月朔

日より被仰付候、木挽作料も大增銀二准シ候間、早々可被相触候、為其如

此二て候。

六月晦日

小嶋惣左衛門 徳兵衛殿 十四郎殿

一六月廿九日、陸上・中嶋村ノ者共、御用塩ヲ大羽尾ノ船式艘雇申候而積廻

し申候処ニ、内壹艘加路灘ニ而破船仕、塩八拾俵余海ニ捨り申候、人ハ不

残上り申候、加路御番所より御世話焼被遣候由、其後組頭久四郎御礼二遣候、

御郡様へも以書状御断申上候。

七月四日浦留・湯村より役人請取二遣候

一三貫三百目 御用馬持拝借銀

御伊勢参宮人

一浜大谷村次右衛門・九右衛門・平右衛門・忠五郎・茂平次きよ・くま以上七人、
伊勢参宮仕度奉願候。

一岩本村渡辺適庵

一町浦留村新六・長大夫・市郎大夫・助大夫・庄左衛門・分六・ゆり以上七人

一本浦留村八郎左衛門・勘四郎・佐次郎・ちやう以上四人。
 一海土村勘右衛門・豊吉・加兵衛・豊次郎・重二郎・長吉・くも・しやう以上八人

一南田村与平治老人
 一蔵見村助右衛門老人

一細川村茂兵衛・分七・三九郎・岩戸仁右衛門・市右衛門以上五人。

一八重原村甚兵衛・曾平次・長太郎三人

一湯山村五兵衛・作重郎・善兵衛・半四郎・分右衛門・与平次・たま・まつ八人

一栗谷村甚六・きい式人

一矢谷村重右衛門・なつ式人

一高江村勘六・重郎右衛門式人

一左近村又兵衛老人

一中村惣右衛門老人

一岩本村孫四郎・勘左衛門・喜平次・加兵衛・甚四郎・彦二郎・

きん以上七人、外二平四郎・四次郎合九人

一陸上村甚十郎・三四郎・八郎左衛門・久左衛門・忠左衛門・たう以上六人

一大羽尾村忠三郎・いし式人

一小羽尾村長左衛門・平六・平四郎・八右衛門・儀兵衛、以上五人

一町浦留新七・四郎兵衛・八三郎、三人

合七拾八人

一筆申入候、然ハ其御郡之内ニ而、越前酒調、鳥取へ取次申旨令承知候、

此已後少ニ而も取次不申様、急度可被申付候、以上。

七月十一日

小嶋惣左衛門

大庄や兩人御宛

右組頭中へ自分二庄やノ判取置候様ニ申渡候

七月十三日

一南田村吉郎右衛門、年罷寄り病氣ニ付、此度法躰仕度旨聞届申候。

一筆申入候、然ハ例年通早稲付帳面、此節可被指出と相待候へ共、其儀無之候、早々相改帳面可被差出候節も早々故、最早米出来可申候、当町ニ而ハ早米売買有之由風聞承候、然ルニ帳面不被出段、不審ニ存候、早々

帳面可被差越候、以上。

七月十三日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

七月十八日

一湯山村平左衛門家建、去月栗木式拾本・松木拾本、自分林ニ而伐り申度旨願二付、聞届、奥書御断仕遣候。

一七月十二日回国ノ者老人、新井村へ参、(悪病人と相見へ申候)足痛少も歩行不成由、宗旨庄や源蔵より吟味被致候所、遠江国岩田郡見付町太郎右衛門と申者由、往來も所持い申候、新井より口書いたさせ候て、御郡様へ上ケ申候、上構二候へ共、高山十四郎より頼二付、此方より口書文言も好奥判いたし上ケ申候、然ル所ニ病氣相調不申、八月廿四日ニ新井村ニ而相果申候、其段村庄や年寄口書いたさせ、御断申上候処ニ、銘々より遣候分ニ被成、廻国死人ノ古郷へ八月廿九日ニ鳥取より飛脚被遣被下候。

一筆申入候、然ハ御郡中酒運上銀上銀ニ而指出候儀、致迷惑候段、兼而惣酒屋共段々奉願候得共、御法之儀故、決而難成儀ニ付、其段申聞置候得共、軍右衛門殿、段々御家老中へも御申達、当年ハ四宝銀一倍増上銀ニ而半減ニ被仰付候間、此旨申渡候、取立上納可有之候、右之儀ニ候間、難有奉存候様ニ

酒屋共へも可被申聞候、恐々謹言

小嶋惣左衛門

七月十九日

徳兵衛殿

十四郎殿

七月廿日

一乾字金通用、当亥ノ十二月ニ限り、弥通用不仕様ニ被仰出候。

同日

一馬尾五百筋急御用之由、被仰付候。

一七月九日鳥取ニ而失物有之、御用場より書付参候、村々吟味仕、判形取置申候。

覚

一洗井村田村伊右衛門 一字治村羽生伊右衛門

一 栗谷村赤座太左衛門 一 浜大谷村赤座多左衛門
 一 大谷村真野次郎兵衛 一 矢谷村三村六郎左衛門
 右之面々岡嶋五郎右衛門掛りニ罷成候間、知行所物成米不残、当秋より御蔵納ニ可被申付候、以上。

七月廿二日

小嶋惣左衛門

大庄や御宛

七月廿一日ニ參、廿三日返答仕候

一 加路御番所より当郡ニ而薪木積廻し申船、書付仕候様ニと被仰付候、尤他
 国船、岩本ニ而積出申哉と被仰付、吟味仕、書付進申候。

四、五番(早稲)わせ取立ノ日限

一 早年ニハ四ばん八月晦日 五ばん九月廿日 年ニ寄り少しノ相違可有之
 候

一 中ノ年ハ四番九月十日限 五番九月晦日限
 一 遅年ハ四番九月廿日限 五番十月十日限
 大ほう、右之通ニ相定可申候。

一 百式(陸上)分(陸上)くがミ多一郎より酒運上ニ請取候ハ、少つり戻し申はづ。

酒御運上

一 百五拾目 炭屋浦留九右衛門 一百目 町しかのや新七
 一 百四拾目 町浦留半九郎 一百目 陸上村戌ノ年より作ル多市郎
 一 六拾目 湯村栗屋茂右衛門 一七拾五匁 新井村くりや又右衛門
 一 百目 池谷村十郎兵衛 一百四拾目 馬場村又八
 一 百目 湯村庄次郎
 合合壹貫五百五匁

内七百五拾式匁五分 七月内すみや九右衛門内払手形ハ

高山へ壹所ニ有之

当年より酒運上銀新銀ノ立ニ払候様ニと、去冬より被仰付候、酒屋中迷
 惑仕、御願申上遣候、御郡代様より御聞届被遊、新銀ノ半減ニ被仰付候、
 依之七月内払四宝銀ニて壹貫五百五匁、七月廿四日内払申候、

使町浦留半九郎 被下候

湯村庄次郎為 御礼ニ

残り七百五拾式匁五分 十二月廿一日ニ払済

すみや九右衛門御運上ハ御勘定所佐藤義助様御請取參、上構と壹

所ニ而高山へ遣候、又新井村又右衛門取被帰候、七日之廻新銀半減ニ而払申候。

一 高百石

梶川惣兵衛様跡

久太郎様

右旧知御戻し被遣候間、給所帳ニ書入御蔵帳除可被申候、御勘定所より申来候。

七月廿四日

小嶋惣左衛門

岩本御蔵ノ繕、例年通七月廿八日より御取掛り被成候。

一 わら式百メ三尺メ 内八十メ安二郎・七十メ久四郎・五十メ久左衛門
 一 五十本竹六束 久左衛門組
 一 三十本ゆい竹八束、内五束安二郎組・三束久左衛門組
 一 繩三束但右請内、壹束式わ久左衛門組、壹束安二郎 八わ久四郎
 右之通岩本御蔵へ出させ候様ニと田上源四郎様より被仰下候。

七月廿八日

一 岩本御蔵繕御座ニ付、(雜事)ぞうじ之儀、七月廿八日ニハ岩本ニてまかない申候、
 廿九日町、八月朔日本浦留、二日牧谷、三日小羽尾、四日大羽尾、五日陸上、
 六日より上構ニ而出し申候、

右之通岩本へ指出候様ニと申付、村々へ状廻申候。

同日

一 右御用ニ、栗杭木四拾本長四五尺内 三十本安二郎組
 十本久左衛門組
 一 栗 長壹間半
 壹尺四五寸廻り拾本 久左衛門組

岩本御蔵御繕御用ニ被仰付、出し申候。

一 銀山為御見分西田左近と申仁、江戸御呼下シ被遊候、依之八月三日銀山為御見分、竹内林次郎様御同道ニ而御越被成候。

一 筆申入候、然ハ銀山為御見立ト、從江戸西田左近被參ニ付、御見せ被成

二 付、明日五つ時爰元発足、湯村迄被參、拙者も致同道候、道筋人足八

人内七人ハ拙者方へ入用、壹人ハ左近ノつ、ら持(葛籠)ニて、右之通道筋へ可

被申渡候、湯村一宿之間、宇左衛門所へ宿可被申付候、拙者宿ハいつれ

ニ而も外へ可被申付候、為其如此ニと委細明日面談可申渡候、恐々謹言。

八月二日

大庄や兩人御宛

竹内林次郎

尚々十四郎殿ニ申入候、右之趣、銀山村へい申角兵衛方へ申遣、明晩湯村へ罷出候様ニ申遣可給候。

一 七月廿九日ニ、湯村御茶屋其外ニ而、湯入之衣類盗申者、又八月三日ニ牧谷権現へ参、参銭盗申ニ付、牧谷ノ者共捕申候、湯入衣類所持い申、戻し申候ニも有之候、其外質などニ置無之ものも有之候、他国者ニ付、下ニ而相済がたく、御用場へ御内意御断申上候へ共、御吟味被成候ニ付、連させ越候様ニと被仰下、八月十日ニ御用場へ連させ遣候、牧谷庄や・湯村庄やも遣候。

一 御家中相對雇、日用賃銀御定直段無之ニ付、此度御改被仰付候、依之御家中長屋ニ罷有日用之者商売仕義、御指留、若心得違商仕者有之候ハ、来ル十五日より町商人取もき仕候様ニ被仰付候、在中ニ而も鳥取江罷出、ざるをにない商仕者有之候ハ、在御用場より免札可遣候間、急逐吟味帳面可指出候、其上ニて免札可遣候、免札無之者は、町商人取もき可申候間、此旨早々急度可被申渡候、有無之返答、来ル十三日迄ニ可被申越候、以上。

八月八日

小嶋惣左衛門

大庄や

御免札願候者、網代村半右衛門・七三郎・与一兵衛・八助、大羽尾村善介・弥十郎・勘十郎・市左衛門、町浦留村伝四郎・善右衛門・長兵衛・与八郎・新九郎・平吉・伊兵衛・与市郎・六之介・市郎左衛門、岩本村吉大夫・利右衛門七兵衛・忠兵衛・長兵衛・善兵衛・市郎兵衛、浜大谷村夫四郎・本右衛門、細川村又介・甚左衛門・九右衛門 惣合三拾人

右之通御免札被遣候、十月七日ニ使町浦留村清兵衛子ニて、御用場より取よせ相渡申候、明ル子ノ五月晦日限御免札也。

一 昨日は書状被申越、牧谷村ニ而捕候盗入市郎左衛門義、逆も御詮義被仰付義ニ申候間、早々此方へ可被指越候、参次第二拙者迄案内申様ニ可被申付候、尤繩付ニ而可被指越ト為其如此ニ候、恐々謹言。

八月八日

小嶋惣左衛門

大谷村徳兵衛殿

新井村 源蔵殿

岩本御蔵へ毎年之通菴蓐繩払申覚
一 菴拾六枚 内拾三枚上構

三枚下構壹枚陸上・壹枚岩本・壹枚浜大谷村

こたぐり

一 繩拾束

内八束 上構

貳束 下構

五わ町・四わ本浦留、五わ牧谷、三わ小羽尾、

三わ大羽尾

六わ壹束ニシテ

一 藁三拾束 内廿五束 上構

五束 下構 岩本

覚 御本書ハ高山村へ遣ス

一米足五拾石

岩井郡岩常村

右ハ吉村忠右衛門秋季病死、跡目未被仰付候、御法之通物成三步式ノ割被遣候間、掛り物無之ニシテ右之知行所より米可相渡候、重而御勘定之刻、此指紙ヲ以払ニ可相立候、以上。

享保四亥ノ八月十三日

佐藤儀助

岩井郡大庄屋

一 太田村より岩常村迄大井出筋ヲ、此度小川ニ御掘直し、岩常川口より新川へ不斷水通り申様ニ被遊候、依之八月 日より御普請奉行田上源四郎様御取掛り被成候、ぞうじ之儀、八月廿七日迄上構より出し被申候、廿八より九月十日迄ニ塩見谷十二ヶ村より遣候、田上様、八日ニ鳥取ニ御帰被成候ニ付、十二日迄入不申候、依之十四日迄細川迄ニ而少し延相済申候、十五日浜大谷、十六日岩本鳥取へ御帰り廿日町廿一日日本浦留、廿二日牧谷、廿三日小羽尾、廿四日大羽尾、廿五日陸上。

一 竹内林次郎様・西田左近殿御同道ニ而、八月廿二日ニ又銀山へ御越被成候、廿五日林次郎様ハ鳥取へ御帰り被成候、左近殿ハ銀山へ御逗留被成、山御掘らせ被成候。

八月廿七日

御年貢船ニ廻し申候加路入津通ニ載申控

一 廿四俵長谷村

一 拾貳俵真名村

右加路川口へ当分手形出申候、追而御郡様御通ニ引きかへ申はづ也

九月三日 九月十二日 同十二日
 一 九十俵岩本 一 五拾俵本浦留
 同廿一日 十月四日 一百三十俵牧谷
 一 六十俵岩本 一 八拾俵牧谷 十月五日
 十月十六日 一 三拾七俵本浦留

一 八十俵牧谷相谷
 九月六日

一 九百九拾五匁 田上源四郎様より御用銀請取預り置申候預り手形出ス

内六百目、九月十一日高江助六ニ相渡し申候

同五十式匁八分、九月十五日田上様より取二被下、使真名村七藏ニ

相渡し申候御状有

同九拾壹匁九分、源四郎様へ九月十九日二渡候

メテ式百五十目三分預り

聞届、書上ハ源藏へ遣候

一 此平五郎・母以上式人、当村之住人、宗旨ハ浄土定善寺旦那ニ而御座候、

其身病身ニ付、渡世難送、依之鳥取下魚町類(前類)権右衛門方へ引越申度由願申

候、田畑家屋敷少も無御座、浮世過之者ニ而、村々構も無御座候間、願之

通被仰付被下候、以上。

享保四年亥八月廿九日

徳兵衛殿

源藏殿

町浦留庄や 仁右衛門

九月三日

一 御膳米四石 被仰付候、預り申候

内式石 上構

同式石 下構

安次郎組、子春御勘定ノ時相渡し、請取手形遣、久四郎・善十郎組ニハ、

子ノ春御借米之時分指引ニ而渡ス。

同日

一 御用ノ小豆六斗 上構

九月十日

一去三月廿五日、鳥取ニ而ノ失物色物御書付参候、村々吟味仕候而、其様子

小泉藤二郎様迄申上候様ニと、竹内林次郎様、高山十四郎へ被仰聞候由、

十四郎より被申越候、両構共ニ不審成ル儀、無御座候。
 九月十日
 一 銘々村送りニ而、鳥取へ書状遣候儀、急成ル御用之儀ハ村送りニ仕、湯山
 より直ニ鳥取へ遣候段、御聞届被遊由御状ニ被仰下候。

一 筆申入候、然ハ三職賃銀、来ル十五日より壹分上リニ被仰付候、左様ニ可
 被為相心得候。

一 掛り大豆五歩掛りニ御勘定所より申来候間、其旨可被申付候

九月十一日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

濱大谷村 徳兵衛殿

高山村 十四郎殿

田上源四郎様より預り請取銀

一式百五十目三分

一 八百拾七匁(割印)

合壹貫六拾七匁三分

内三百目、十月八日村送りニ而、田上源四郎様ニ遣申候

同五百五拾九匁式分五匁、十月十六日高江村助六へ渡ス

メテ式百八匁五匁

一 三百目包壹

引メテ九拾壹匁九分五匁戻り銀

一 六百目 十一月四日ニ請取申候(割印)

引メテ五百八匁五匁預り

一 七百目四分 十一月十一日ニ小包ニ而源四郎様へ渡ス

引メテ百九拾式匁三分五匁戻り銀

一 八百三匁八分 十一日ノ晩ニ又請取申候、

指引メテ六百拾壹匁四分五匁預ル分也

内六百目高江助六手形ニ而町浦留渡ス

メテ拾壹匁四分五匁預り分十一月十二日改

門

町浦留村御番所御繕有之入用割符

一 一わら三尺繩ニシテ六百匁 内四百束久四郎組、百束安二郎、百束久左衛

門

一 土佐なわ拾束 是ハ上構へ割符被致候

一 三十本ゆい竹五束 安二郎組
 一 五十本ゆい竹拾束 久左衛門組
 一 栗丸太五本長壹丈 久左衛門組
 一 杭木貳拾本 長五尺九寸廻り 安二郎組
 右九月廿八日ニ浦留へ持参候様ニ申渡候、九月廿八日より御取掛り被成候。

一 岩本村加右衛門九月晦日ニ御蔵へ払米出候処ニ、式升六合ほと升違欠仕、御用場へ御蔵方より被仰遣、十月二日ノ御状ニ而御用場より加右衛門儀湯村へ入籠被仰付候。

一 岩本御蔵横目ニ弓削与惣治様御越被成候。
 十月四日

一 鳥取愛宕山金剛院名代、例年之通御札配儀ニ廻り被申候、添状頼ニ申候ニ付、調相渡候。

一 忍御横目安場弥平次様、吉岡又八様御廻り被成候、十月四日ニ八重原越ニ而御越被成候、中村へ御泊り被成候。

一 筆申入候、然ハ近江守様(高船・池田忠俊)高草郡吉岡村ニ而、来ル十五日御相撲へ被仰付候間、其御郡相撲取候者十四日ニ吉岡村へ罷越、中嶋久兵衛吉岡へ罷越居申候間、久兵衛へ達、指図ヲ請候様ニ相撲取候者共へ可被申付候。

十月十四日

徳兵衛殿
 十四郎殿

右之通吟味仕候処ニ、(嗣代)あじろ村七三郎ハ他国ニ為商売、船ニ而参い申候、田後村へ兩人有之候へ共、壹人ハ煩、壹人ハ他国へ参い申候、依之壹人も不参候、十月十四日ニ以飛脚御断申上候。

覚

鳥取松物屋町 炭屋七郎左衛門株

一 高拾石 岩井郡湯村金次郎

運上銀貳百目

右新願ニ付、聞届候御運上銀無相違、(享保五年)来子ノ年より可指出者也

享保四己亥十月十一日 小嶋惣左衛門

一 筆申入候、然ハ御取立之儀、最早大概取入も可被致と存候、左候ハ、

御取立目録急ニ可被指出候、見合被申儀有之間敷と存候、外御郡も大形相済申ニ付申入候、且御用塩只今迄払、請取ノ分書付被致候様ニ直談申、未承候、急ニ書付可被致候、尤不足塩急ニ払候様ニ嚴敷可被申付候、定而此天氣ニ而ハ雪も急ニ可参候、左候へハ、出来之儀弥以難計候、随分せり立、急ニ埒明候様ニ可被申付候、以上。

十月十三日

小嶋惣左衛門
 大庄や兩人

一 三石 豊前守様御膳米当冬預り申候

内壺石五斗上構ニ預り申候 仙石左次兵衛様當ニ

メテ壺石五斗下構ニ預り申候 兩人預り手形上ケ申候

一 豊前守様御塩手御入米拾石ノ御指紙、十月廿日ニ参候、私預り惣左衛門様へ御進上申候。

一 筆申入候、然ハ牛銀米立願候ハ、九斗六升二付、百五拾目之積りニ而取立置可被申候、追而三ヶ月平シ直段ヲ以、直段は相定可遣候、其内百五十め之直段ニ而取立置可被申候、以上。

十月廿四日

小嶋惣左衛門
 小泉藤次郎

浜大谷村徳兵衛殿

高山村十四郎殿

平シ直段も右相違無御座、百五十めニ被仰付候

一 筆申入候、然ハ御取立目録于今指出不被申段、難心得候、只今迄村々取メ不被申候而ハ無覚束候、如何や、う之子細ニ而被致延引候哉、不作廻成ル俣ニ而一度村々相極メ被申、来ル十五日限目録可被指出候、為其如此候、以上。

十一月二日

小泉藤次郎
 松井番右衛門

浜大谷村徳兵衛殿

高山村十四郎殿

御塩手御入米之覚

御表様分

一 拾石 此塩百五拾俵

豊前守様分

一拾石 此塩百六拾六俵式斗六合
近江守様分

一貳石八斗八升 此塩四拾八俵
在御用場分

一拾五石壹斗四升 此塩貳百五拾貳俵壹斗三合

外二四斗八升 松井番右衛門様当年より又御頼

同九斗六升 小嶋惣左衛門様より同断

合拾六石五斗六升

一九斗六升 青木郡太夫様

一貳斗四升 後藤勘右衛門様

一壹石貳斗 内 此米久四郎指引ニ立渡し申候 喜多村彦次郎様

一壹石貳斗 内 九斗六升大羽尾村善六ニ渡ス 田村金右衛門様

一三斗 貳斗四升陸上村 人見左市右衛門様

惣左衛門様より御頼 野嶋太郎兵衛様

一筆申入候、御小人、蔵見村平兵衛取立米有之由、御勘定所より申来候、

例之通取立、御勘定所へ相払可被申候、且又岡嶋五郎右衛門切手中書、

取過所と有之候、此切手本御支配切手之通、正月勘定ニ相立申候間、下々

へ可被申聞候、以上。

十一月三日 小嶋惣左衛門

十一月十一日 大庄屋兩人御宛

一町浦留村左次兵衛と申者、朝鮮人御用ニ御越被成候衆へ、日用ニ而付キ参

候処ニ、不届之儀御座候ニ付、閉門被仰付候、早速申遣、吟味仕候へハ、

左次兵衛と申者ニ而ハ無之、善助と申者ニ而御ざ候、閉門申付置候。

十一月七日

一浜大谷村彦兵衛、宮松沢ニ而白鳥捕申候ニ付、御用場ニ遣候、（金銀・譜帳） 壹州様へ

御上ケ被成候。

一牛銀十一月十五日ニ、海士久左衛門払付ニ遣候、拾五貫五百五拾九匁五分

五り払付申候、委牛銀元利帳ニ有。

一町浦留村左次兵衛と申者（善助と申者ニ而候、名違也）、朝鮮人為御用日

用ニ而罷越候所ニ銀子預候儀ニ付、不届之儀申、依之閉門被仰付候、其後

十一月廿日御城下御追放被仰付候、其後十一月廿日ニ又御用場ニ而口上御

聞被遊候。

一筆申入候、然ハ此儀被仰渡候、村々詮儀定而取し（調べ）らへ埒明可申と察候、昨晚・

今朝之内ニハ注進も可有之と相待候処、其儀無之難心得候、八上郡・高草

那ハ昨晚・今朝迄ニ詮儀相済、銘々儀も不罷出埒明候、明日中ニ急度可有

注進候、早速罷出、一村限り取（渡し）つ（渡し）ぶし作廻可申候、以上。

十一月廿六日 小泉藤次郎

十一月廿六日 松井番右衛門

一御郡中鍛冶・打物鍛冶、いか様ノ手筋ニ而候哉、委細ニ被念入吟味仕候様

ニと被仰付候、江戸よりノ御吟味ニ而御座候由、我等構ニ而浜大谷村忠左

衛門・新七、町浦留村長大夫鍛冶三人有之、口書取上ケ申候。

〔鍛冶口書・別帳綴じ込み〕

〔享保四年〕

岩井郡鍛冶口上之覚

亥ノ十二月日

一私代々鍛冶職ニ而御座候得共、先祖より刀・脇指打物仕候儀、及承不申上候、

代々くわ・かま・釘・農道具鍛冶にて御座候、私親三右衛門、当夏相果申

候ニ付、私儀も只今迄農道具鍛冶仕候、以上。

浜大谷村鍛冶新七

一私儀、生国但州二方郡諸寄村鍛冶七郎兵衛与申者之世倅ニ而御座候、幼少

之時分、当郡浜大谷村かぢ新七親三右衛門養子ニ参、則、三右衛門弟子ニ

罷成、くわ・のう道具鍛冶仕候、刀・脇指打物ハ、得不仕候、以上

浜大谷村鍛冶 新七（印）

浜大谷村鍛冶 忠左衛門（印）

町浦留村鍛冶長太夫

一私親吉左衛門与申鍛冶ニ而、四拾年以前ニ鳥取より町浦留村へ引越参申候、

町浦留村鍛冶長太夫

一私親吉左衛門与申鍛冶ニ而、四拾年以前ニ鳥取より町浦留村へ引越参申候、

町浦留村鍛冶長太夫

一私親吉左衛門与申鍛冶ニ而、四拾年以前ニ鳥取より町浦留村へ引越参申候、

町浦留村鍛冶長太夫

私拾才之年、親相果申候二付、夫より浜大谷村鍛冶新七親三右衛門弟子ニ罷成、くわ・かま・農道具仕、只今町浦留村へ罷帰り居申候、鳥取へ鍛冶之ゆかりも無御座候、先祖ハいか様之鍛冶ニ而御座候哉、不奉存候、以上。

町浦留村

長太夫(印)

もち米払手形出ス覚

十二月二日

同日

一拾三俵 岩本村

一四俵 牧谷村

同日

同日

一拾貳俵 浜大谷村

一九俵 岩本村

同十五日

十五日

一七俵 浜大谷村

一壹俵 岩本村

奉願覚

一但州(兵庫県新温泉町井土)二方郡井土村七郎兵衛夫婦・男子式人以上四人、此度当村へ永代二引

越申度と奉願候、此者ハ宗門其外慥成者ニ而御座候、尤但州より何之子細も無御座候段、則放手形取差上ケ申通二御座候、当村へ近年人少ニ罷成、村中なんざ仕候二付、奉願候、此段宜様ニ被仰上埒明可候、以上。
亥十一月日
次郎右衛門
平九郎
七郎左衛門
安兵衛
儀右衛門
伊左衛門
七三郎

直納平シ帳ニ付キ出申候分、右之面々より売手形持参候而直納切手と引替申度之儀可有之候、売手形ニ而も不苦候間、引替、在御用場御勘定之覚持参可有之候、為其如此之候、以上

十二月四日

小嶋惣左衛門

一筆申入候、然ハ取過ノ面々岡嶋五郎右衛門懸り給人知行物成米、五郎右衛門より売手形持出申等二候間、右之手形持参候ハ、五郎右衛門直納と平シ帳面ニ有之米高御蔵切手ニ致置被申分、右売手形持参次第二御蔵切手被相渡、来春勘定之節ハ右之売手形、五郎右衛門直納ニ相立、勘定可有之候、尤外直納ニ、五郎右衛門売手形相立不申候間、左様可被相心得候、為其如此二候、以上。

十二月五日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

尚々先達而申入候ハ、間違之儀有之候間、此紙面之通可被相心得候。

一 村々へ悪米少シツ、有之二付、御断申上候へハ、十二月十日二人見左一右衛門様御改御越被成候、浜大谷村二三拾俵有之、此方ノ蔵ニ御納被成候、

牧谷村へ十三俵有之、徳左衛門と申者ノ蔵ニ御納被成候、十一日二高山へ御越、上構御改、十二日二鳥取へ御帰被成候。

一 岩本御蔵米詰り申二付、御下奉行平左衛門殿十二月御越、十五間蔵(尾垂)おだれ御囲、同十五日ニ御帰被成候、屋弥(屋根)ふき、又ハ手伝人ニも御用銀被遣候、竹木・なわ・わらハ外ノ人夫ハ両構より出し申候。

一 筆申入候、然ハ岡嶋五郎右衛門手前より指出し、中書ニ取過所と有之候切手、御勘定ニ相立候と申遣候様ニ覚申候、御勘定ニ相立不申候、先調候儀指留メ可被申候、委細ハ面上ニ可申入候、以上。

十二月十七日

小嶋惣左衛門

源蔵殿
徳兵衛殿
前書之通承届申候、御聞届被遣可被下候、以上。
亥十二月日
新井村 源蔵
浜大谷村 徳兵衛
小嶋惣左衛門様

一筆申入候、然ハ先達而申入候通、岡嶋五郎右衛門掛り切手勘定ニ相立候、

尚々左之切手、五郎右衛門直納ニ相立申候、左様ニ可被相心得候、簡略場切手同事二候。

一筆申入候、然は御支配切手、当月十五日限払被申候様申付置候所、何ほとも払不被申候断有之、切手集候ハ、来ル廿三日迄ニ払切可被申候、例之通廿五日限役所仕廻申候間、左様可被相心得候、廿三日迄ニ払せ可被申候、恐々謹言。

十二月廿日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

岩本御蔵(飾り)かざり物

六本よけい(余計)

八本よけい(余計)

一ミ(ユスリ)さい木七拾弍本

一かざり竹五十本

一いつり葉

一繩巻束こたくり

右之通例年上構より出ス

一門松弍拾四本

内六本浜大谷村 四本本浦留 四本本浦留

四本牧谷村

弍本小羽尾 弍本大羽尾

四本陸上

一(糞組飾り)ミのくミかざり 岩本村より例年仕候

一大根(裏白)三十本 陸上村

一うら白田河内村

右之通下構ニ申付候

右十二月廿五日迄持参候様申渡候、以上。

一十二月廿四日御追放人御鉄砲弍人被参、人足四人出させ申候。

一筆申入候、然ハ頃日申遣候岡嶋五郎右衛門より差出候中書取過所と有之切手、弥御勘定ニ相立申候、左様ニ可被相心得候、恐々謹言。

小嶋惣左衛門

十二月廿四日

徳兵衛殿

十四郎殿

享保四亥ノ年

(後筆)

「一御目録十一月晦日ニ上申候控

一御表様御膳米四石 預り申候

内弍拾石 上構ニ預り申候

残り弍石 下構ニ預り申候」

享保五年分

(表紙)

「享保伍庚子正月吉辰

日記

中嶋徳兵衛

正恒」

御家老

在御吟味役

岩本御蔵

荒尾志摩様

松井番右衛門様

河崎権大夫様

鵜殿大隅様

森半蔵殿

弓削与惣次様

小泉藤次郎様

亥ノ秋(享保四年)より当六月迄

近藤定六殿

御郡代

御郡奉行

在御普請奉行

青木軍太夫様

不破豊右衛門様

太田甚太郎様

御家臣杉村五兵衛殿

伯耆

下奉行

河毛忠右衛門様

松本定八殿

日比久右衛門様

妹尾伝兵衛殿

因幡

同

御舟手

小嶋惣左衛門様

庄右衛門殿

梶浦蔵人様

津川藤七殿

御家臣田中半内殿

早川次郎左衛門様

人御奉行

一正月七日ニ御勘定ニ罷出、十一日ニ在御用場勘定仕、十三日ニ大御勘定仕候、十六日ニ帰り申候。

正月十八日

一若狭獵師、例年通岩本村へ出獵ニ参申候。

宿甚右衛門

宿喜左衛門

同次兵衛

小川浦 弥次兵衛

又四郎

善十郎

孫十郎

右八大獵船六人乗、人数廿四人参候。

宿須三郎

同長九郎

同勘兵衛

同 喜兵衛

四郎助

孫八

右八小獵船、人数九人参候。

(獵師御断帳綴じ込み)

岩本村

御断帳

子ノ正月十八日

宿甚右衛門

一大獵船老艘六人乗 船頭 弥次兵衛

同喜左衛門

一右同断 同 又四郎

同三郎左衛門

一右同断 同 善十郎

同二郎兵衛

一右同断 同 孫十郎

同源三郎

一小獵船 同 喜兵衛

同長九郎

一右同断 同 四郎助

同勘兵衛

一右同断 同 孫八

右ハ若州三方郡小川浦出獵船參候ニ付、御断申上候、以上

岩本村庄や

茂兵衛(印)

享保五年子ノ正月十八日

正月廿八日 惣左衛門様より御書

一去年八月ニ牧谷村ニ而捕申盗人吟味仕候へハ、但州諸寄村三右衛門子助右

衛門と申者ノ由申候、鳥取へ入籠被仰付置、其後、但馬境へ御追放被仰付候、

然ル所ニ、又当春鳥取吉方村ニ而盗仕捕申ニ付、入籠被仰付候、依之銘々

より諸寄根帳上ニ候哉、又ハ根帳ニも無之者ニ候哉、尋ニ遣候様ニと被

仰付候、二月晦日ニ陸上村年寄四郎兵衛遣、尤状も遣様子相尋申所ニ、本

助右衛門と申者、生所も不知者、三右衛門と申者手前ニ養置候処、拾ヶ年

前ニ欠落仕、所ノ根帳も切り、諸寄村ニ而何之構無御座由申越候、尤返事

も參、御用場へ其通申上候。

一塩見上野山御運上米、去々戌年より指上ケ申候、此度御下札ニ御入被遊候、

壹斗式升中村、式斗久志羅村、壹斗八升左近村 三ヶ村合五斗、此度御下

札ニ入申候。

一午ノ年より去々ノ年迄村々荒起開ノ指引仕、去々ノ年下札改帳面上ケ申候、

此度御下札ニ御調被遣、二月二日ニ請取申候。

一当郡御普請奉行太田甚太郎様、二月御越被成候、下奉行平左衛門殿・庄右

衛門兩人。

御運上油之割

一壹石壹斗三升 網代村 濟

一貳石六斗四升 田後村 濟

一四斗 大羽尾村 濟

一五斗三升 岩本村 濟

合四石七斗

二月廿四日

一在御用場へ盗人助右衛門と申者御捕、御吟味被成候へハ、去年浜大谷村ニ

而も盗仕由、木綿布子壹つ所持い申ニ付、被仰付候村之内吟味候へハ、医

師豊岡三祐、去十二月四日ニ盗ニあい被申候、則三祐請取手形、小村市左

衛門様・喜多村藤兵衛様当、我等奥書ニ而、ぬのこ壹請取相渡し申候、其後、

女きる物・あわせ壹、代八刃ニ叶茶屋買申由、代八刃出し三祐請取被申候。

一御藏ノ後新川(波戸)ひたと砂(埋まり)むまり、大道ノ方へハ前よりはと有之候へ共、此

度砂山ノ方ニもと被成候、兩度ニ杭木長八、九尺八、九寸廻り百六拾本、

内八拾本上構より出ス、同八拾本下構より出シ申候、当竹兩度ニ(空白)。

一御郡奉行小嶋惣左衛門様・御吟味役小泉藤次郎様御兩人、二月廿五日ニ銀

山村、銀山為御見分御越被遊、其外所々御普請所も御見分被成候間、藤次

郎様ハ廿六日ニ鳥取へ御歸り被成候、惣左衛門ハすぐニ血判御仕廻、廿八

日ニ湯山越ニ而御歸り被成候。

一町浦留村七藏と申者、請状割、四右衛門へ見届させ上ケ申候。

一同村夫右衛門と申者、松井番右衛門様当春有付請状割本見届上ケ申候、請

人同村佐左衛門・五左衛門兩人。

三月十一日

一細川村伝次郎、依立願、西国順礼ニ罷出度由、願ニ付聞届、往來手形遣申候。

一栗谷村惣次郎、依立願、御伊勢參宮仕度由、願聞届、往來手形遣候。

三月

一海士村組頭久左衛門、年罷寄御役儀難勤、御願申上候、依之御免被遊、跡役湯山村善十郎へ被仰付候。

船御運上銀払手形

一新銀八匁 浜大谷 一拾四匁 陸上村 一廿五匁 牧谷
 一拾四匁 小羽尾 一五十八匁五分 湯山 一廿六匁五分 海士村
 一七拾目 大羽尾 一廿八匁四分三厘 本浦留分
 一四百四拾九匁五分七厘 安次郎組村々払手形

一塩見上野山、岩井郡領地之内ニ而田地(肥し)ノ芝草刈申義、銘々村ニ入用故、刈残りハ法美郡里方へ刈らセ候様ニと被仰付候、其段申渡候処ニ、中村・久志羅・左近も願書出し申候。

一戊ノ年御膳米、四月十日限ニ払セ候様ニと被仰付候。 知頭海道

荒物や与左衛門へ
裏判所ニ成ル

一四月朔日巳ノ上刻、鳥取吉方土手ノ外石黒三太兵衛様より出火致候処に、風(強)つよく内町ニ入、権現堂武士町方不残、淳光院湖摩堂不残焼失、山へもへ上り、西は袋川ヲ限り焼下り、若桜海道と知頭海道ノ間迄(焼)やけ下り、東は権現堂より打つ(焼)き、くり谷辺、興禪寺・龍法寺不残焼失、すぐニ山へもへ上り、それより水戸谷不残焼失、殿町不残、荒尾但馬様・同志摩様・和田新重郎様・津田将監様・鶴殿大隅様・乾安房様・池田日向様・荒尾左門様・荒尾周防様、其外内三家、武士方不残焼失、湯所天徳寺ノ下迄(焼)やけ申候、天徳寺門前より山へもへ上り、円郷寺村ノ上テ迄(焼)やけ申候、水戸谷より河内守様御屋敷ニ火入焼失、すぐニ新御殿へ火うつり、御丸ノ内・御本丸・御やくらく迄不残焼失、御城山へもへ上り、前後山不残燃上り申候、吉方よりけん宣谷(喧嘩)、たくま堂、米村所平様御建立ノ御あみた堂・御かんをん堂焼失、立川村迄不残焼失申候、右之通夥敷大火、家敷家敷ニ而に(焼)けそこない申候死人、又は権現堂より湯所迄急成義ゆへ、山へに(焼)け上り行方ヲ失、其内ニ御城山ヲ火廻り、又は権現堂よりも、谷ノ方へ火廻り、人々に(焼)け、行方

無之、山ニ而やけ死申候者、武士・町人男女百七八拾人程焼死申候、四月二日ノ朝五つ時迄やけ申候、山々又は家蔵ノ所々之焼残り、四月五日迄も

鳥取焼失二付

一式百五拾本 松、長式間式尺廻り
 一式百本 栗丸多、長式間より九尺迄、廻り壹尺八七寸より
 壹尺式寸迄
 壹尺式寸迄
 壹百本 榎木ニ成候物、長式間より九尺迄
 壹百本 竹十本ゆいより五拾本ゆい迄
 壹百束 同竹六寸廻りより四寸迄
 土佐繩

右之通急ニ切出し、樋小屋迄指出シ候様可被申付候、以上。

四月三日

小嶋惣左衛門
小泉藤次郎
松井番右衛門

徳兵衛殿
重四郎殿

右竹木、細川より陸上迄、上構不残船廻シニいたさ申候、岩戸・網代・田後・大羽尾、獵船ニ申付廻させ申候。右之通割符指出シ申候。

四月四日 小嶋様より

一四月五日早朝ニ、人夫式拾人くわ(旗)・かま持(鎌)セ、在御用場迄指越候様ニと被仰付候。

割

一三人細川村 三人海士村 三人湯山村 三人高江村
 一一人矢谷村 三人八重原村 三人栗谷村 合廿人遣候。

同日 一此御状之通被仰付、早速申付候。

同日 浦留御番所より

一鳥取御城下御家中、米蔵大分焼失二付、御両国津留被仰付候、早速申渡し判形取置候、尤右之通御用場よりも被仰付候。

五日 一御用塩不残焼失二付、急ニ払わセ候様ニと被仰付、申渡候。

四月十四日 一人夫拾五人、四月十五日朝六つ時ニ差越候様ニと被仰付、

三人栗谷 三人蔵見 三人中村 三人くしら(久志) 三人左近、
右之通遣候。

一筆申入候、然他国者、鳥取より荷物取帰候節、町年寄より送り手形罷出し、
則判鏡取遣候間、蒲生村・陸上村等江持置通イ手形判引合、相通し候様
二可被申付置候、以上。

四月十四日

小嶋惣左衛門

大庄屋兩人

一筆申入候、然ハ御用材木、未灘手へ不残指出不申哉、急御用ニ候間、灘手
へ差出次第、早々可有注進候、早速積廻候様ニ可致候、何分ニも急御用ニ
候間、寄次第二可被越候、一度ニ積廻し候儀も難成有之候間、追々積廻
候様ニ可被致候、為其如此ニ候。

四月十五日

不破豊右衛門

両大庄屋

追而申入候、竹木積廻候儀、各作廻ニ而舟被申付、可被積廻候と早々可被
申付候、御舟手御役人被指出候時、是迄ノ義ニ候間御風袋ニて、併各作
廻ニ而積廻候儀難成候へハ、早速御舟手御役人罷越候様ニ被致候、右竹木
巖敷申付答ニ、急ニ可被指出候、植付候時分ニも罷成候はゞ、下々も可致
迷惑候、尤此方御急用御手支ニも候、何分ニも急ニ可被指出候、以上。

四月十二、三日頃

一米津出し御免被成候、入江分太左衛門様より被仰下、相触申候。

四月廿日 御書

一筆申入候、然ハ先頃御当地火事之節、御家中并ニ町中荷物紛失物多有之
由ニて、若御郡之もの共御当地へ罷出、居合主も無之荷物捨り居申ニ付、
ひろい取帰り候者共可有之候、左候はゞ、早々其荷物御用場まで持参候様
ニ可被申付候、若隠置、以後外より相知候へは、盗人同前之科ニ有之候故、
急度か之所嚴科ニ候間、村々人別ニ被申渡、早々注進申候様ニ可被申付候、
右之品々不吟味有之候得ハ、其主ハ不及申、庄や・年寄越度ニ候間、急度
被申渡、人別可有吟味候、其ためニ如此ニ候、恐々謹言。

四月廿日

小嶋惣左衛門

小泉藤二郎

松井番右衛門

徳兵衛殿

四月 惣左衛門様より

十四郎殿

一藁三千百五十束、多田半左衛門様へ持せ遣し、代銀請取候様ニ被仰下、村々
吟味致シ候得ハ、此節(義)わら無御座、其通り湯村新兵衛以御返答申上候。
一藁千束、和田九郎三郎様江右同断、持せ遣シ候様ニ被仰下。
同廿日

一間ニ合筵拾五枚御用之由、小泉藤次郎様より可被仰下、吟味仕候得は湯山
へ拾枚有之、持せ遣シ候。

一筆申入候、然ハ此度御用之繩、樋小屋へ払付候様ニ申付候得共、此已後、
山根平六へ払付御請取手形取、樋小屋へ致持参、福谷忠助書替手形もらい
取帰候様ニ可被申付候、以上。

四月廿一日

不破分右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一味(儀)噌つけ大根五十本御入用ニ有之候間、来月早々御用場迄為持可被差越候、
尤貴殿方手前ニ集候て、壺所ニ差越可被申候。

四月廿一日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

御会所猪平安左衛門様へ払付申候、知頭海道荒物や与左衛門所、御会所ニ
成り申候。十一月十一日壺所上ケ手形上ケ申候、尤内廿五本上構より払はゞ、
廿八本上より払申候、廿九本下より払申候、両構ノ分合五拾七本、下構分
廿三匁式分請取申候、壺八分つ、。

四月廿一日 惣左衛門様より

一湯山村六右衛門、四月廿五日在御用場へ差越候様ニと被仰下、早速申遣候處、
大山参詣い申、其通御断り申上候。

一筆申入候、然ハ壺州様御用ニ候間、桑ノ葉干立候而、三斗五升御下屋敷ニ
払わセ、請取手形取可申候、急御用ニ間、早々払候様ニ可被申付候、以上。

四月廿四日

小嶋惣左衛門

内七升 安二郎組

同壺斗 善十郎組

徳兵衛殿

十四郎殿

一右御郡二懸り申候竹・木・繩、^(徒劣)かち持二而は村々難儀仕候二付、舟廻シニ被仰付被下候様ニ御願申、岩戸・網代・田後・大羽尾、舟ニ割符仕積廻付させ申候、吉方土手づけ、日小^(船)や^(船)迄上構より参候、人夫二相添持込、舟は帰り申候、上構より人夫廿人、^(船)なた手より人夫五人、外二庄や三人遣候、日小や二而木作廻払付ヲ仕候、岩本・本浦留・大羽尾三ヶ村は、諸方より出申候竹木舟積之作廻仕候二付、竹木之割符は免申候、繩は出させ申候。

陸上・羽尾塩鳥取へ積廻申入津通ノ控

四月廿二日 六月十六日 同日 同日 同廿四日

一五拾俵 西 一五拾俵 西 一廿俵 西 一七拾俵 中 一五十五俵 西

七月朔日 七月五日

一六十俵 中 一六拾俵 西

五月

一六十五俵 小羽尾塩

七月

一五十俵大 一五十俵大 一五十俵大 一四拾九俵大 一六十五俵小

一六十五俵小

八月十七日

一六十俵小

四月廿六日 年寄喜兵衛二渡ス

一亥^(新曆四年)ノ年御用馬増銀、六疋分八拾目渡し申候。

四月廿九日

一筆申入候、然は他国無縁之もの入来り候ハゞ、鳥取火事二付、指留候由ニ而、先日申渡候通稠敷指留、御国へ入被申間敷候、六十六部廻国之者往来手形持参候て、他国より入来候ハゞ、是又鳥取御城下火事二付、他国もの指留候由ニ而断申、入被申間敷候、其上ニ而、一ノ宮へ納経之志有之由ニて、是悲罷越度と申候ハゞ、城下へハ入不申まし、城下へ不罷越、別道ヲ一ノ宮へ罷越候様ニと申聞、道筋ヲ教へ候て返し可申候、尤城下ニては稠敷指留候間、決而御城下へハ罷越不申様ニ可被申候、為其如此二候、以上。

四月廿九日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一先頃御当地火事及大火、御城内不残類焼、依之指当り万々御手支、御銀御入用二候、御郡之内夫持候者共、^(度)此度之儀二候間、銀子御用ニ立可申候、然上ハ老ヶ月ニ老歩式^(度)り加利足、来丑ノ年より卯年迄三年賦ニして御返済可被遣候、御急用之儀二候間、来月十日迄ノ内、一日も早く相調可指出者也。

青木軍太夫

一御借銀高新銀八貫目

子ノ四月廿五日

一右之銀割符仕申渡候、廿九日二人別御請ノ判形取、組頭浜大谷村久四郎へ

もたせ遣候返答ノ趣、書状今般見候、然ハ御用銀割符被申付、何れも御請申上候二付、人別判形取被指越、尤ノ事二候、銀子調次第指越可被申候。

一銀式貫目分程、米ニ而差出申度由承届候、岩本御蔵米ニ而請取可申候、直

段ハ其節ノ相場ニ相極メ可申候、銀子無之、錢所持い申もの錢ニ而差出度由、是又勝手次第と可被申付候、以上。

四月廿九日

小嶋惣左衛門
徳兵衛殿
十四郎殿

十四郎殿

一筆申入候、然ハ御用ノ竹木、先頃伐り出し被申候、外ニ別紙之通植付仕廻候ハゞ、早々伐らセ置、此方へ相伺可被申候、其上ニ而払所指図可申付候、此度之火事は先年之火事と違、大分御家中焼失ニ而有之付、是迄之木ニ而は不足候得共、先年之通割ニ先申付候、不足之所は秋ニ至可申付候、兼而左様ニ可其相心得候。

一伐人夫^(賃)ちん銀之儀、先年帳面有之儀二候間、其通之割ヲ以可遣候旨、兼而無相違様、帳面可被致置候、為其如此二候、恐々謹言。

四月廿九日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

覚

一千七百五十本

内

八百七十五本

栗・松長式間より九尺迄

八百七十五本

廻り壹尺式寸より壹尺五寸迄
栗・松・雑木、構二成木
長式間より九尺まで

一竹百束

拾本ゆいより五十本ゆいまで

一竹百本

四寸廻りより六寸まで

右は、竹木植付相済次第二早速伐らせ、きり済候ハ、注進可被申越候、以上。

此竹木、岩戸・網代・田後・大羽尾四ヶ村、獵師へ灘出、細川より陸上迄、上構不残積廻し申様二割符申付候所ニ、浦留御番所より廻船六艘被申付、是二積ませ候様ニ被仰下候、其通ニ申付候。

四月卅日

岩井郡

追而申入候、然ハ村々内林、常々拙者共聞届ケ不申候而ハ、伐り候儀難成候、然所此度は我俣ニ伐り出し候由相聞候、前代未聞之事ニ候、若此已後壹本ニ而も拙者共聞届ケ無之、木壹本ニ而も伐り出シ候ハ、見合次第捕入籠申付候事ニ候、尤庄や・年寄曲事ニ申付候間、此旨村々へ可被申聞候、以上。

四月卅日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

五月

同廿

七月

両羽尾塩入津通候控

一六拾五俵 小羽尾

一五拾俵

大羽尾

一五拾俵

大羽尾村

一筆申入候、然ハ殿様来ル十五日御帰国被遊候、依之、其御郡之馬拾式疋、

平福へ御迎、十三日之昼迄二罷越、馬指へ相達致荷請、鳥取迄付廻候様ニ

可被申付候、尤馬さし忝人相添、我等手前相断候様可被申付候、以上。

五月三日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一馬拾式疋

内六疋湯村より遣ス

六疋浦留より遣ス

馬宰領人町浦留より佐兵衛遣候、三拾目相渡し申候、町

牛銀二して

一筭百五拾枚御表様御用之由、御裏判所より申来候間、山根平六へ相払可被申候。

五月三日

小嶋惣左衛門

内 七十五枚 上構

七十五枚 下構、三十枚善十郎組、廿六枚安二郎組、十九枚久四郎組

海素麵割

一壹斗五升 岩戸

一壹斗五升 浜大谷村

一式斗 網代

一三斗

田後 一八升

本浦留

一壹斗 牧谷

一八斗

小羽尾

一壹斗

大羽尾

一式斗 陸上両村

合

村々より請取覚 先ニ払付有り

六月七日

一式斗 ^(網代) あじろ村

一壹斗四升 陸上村

一壹斗 浜大谷村

一壹升斗

小羽尾

一八升 牧谷

一六升 大羽尾

一八升 田後

一筆申入候、然ハ其御郡ノ村々根帳面ニ付居申大工・木挽、上・中・下委細致致帳面、急ニ可被指越候、致作之者有之候ハ、付紙ニ而何月何比迄ハ得罷出不申由、書付可被出候、尤大工・木挽いたし候者、此度之御用ニ罷出間敷候て、両品得不仕と申候ハ、此已後、其職指留候間、左様ニ被相心得、帳面早々可被出候、若他国大工・木挽参込い申候ハ、是又其品書込、帳面ニ書載、急ニ可被出候、恐々。

五月六日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一筆申入候、然ハ鳥取火事之節、鳥取へ居申候もの浦留辺へ罷越居申、其後陸上辺へ罷有之由、鳥取ニ而、此注文之通之物盗取、所持い申旨相聞候間、所ノ者共役人共心ヲ付、所持居申候ハ、早々此方へ注進可有之候、則上役ニ書付相添遣候。

一此度火事ニ付、侍中御郡之内へ当分罷越い申者共可有之候、未断も不参候、早々吟味被申、帳面相調可被指越候、断帳ニ載候義ハ、其上ニ而可申入候、

以上。

五月六日

小嶋惣左衛門

濱大谷村 徳兵衛殿

高山村 十四郎殿

新井村 源蔵殿

湯村 政右衛門殿

一筆申入候、然ハ間ニ合庭六拾枚、御帰国御用ニ候間、うたせ、来ル十一日迄ニ在御用場迄もたセ可被指越候、以上。

五月七日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

先達而申付候庭、未返答無之、間ニ合不申候、百五十枚ハ被出ニ不及候、此六拾枚可被出候。

一大工四人御用ニ候間、此書状届次第第二被申付、早々可被指出候。

此大工、上構より遣し被申候。

一先達而申付候御用竹木、未残り有之様ニ相見候、早々不足之分可被指出候。

五月七日

小嶋惣左衛門

一但馬(兵庫縣香美郡小代)二方郡おじろ村与左衛門と申木挽、矢谷村参い申候。

一筆申入候、然ハ飼葉透と無之、御手支ニ有之候間、百貫目(約七五匁)被申付、急下馬屋へ払候様ニ可被申付候、若不足候は、(スギナ)すぎなニ而も、くづまいニ而も不苦候間、早々拵干候而可被指出候、以上。

五月十日

小嶋惣左衛門

内五拾五貫目上構ニ割符

徳兵衛殿

四拾五貫目下構ニ割符

十四郎殿

一筆申入候、然ハ先達而申入置候通、他国者、其外荷持他国へ返し改候義、此已後ハ、町年寄当地にて相改、封印ヲ付差出等ニ候、其封印其元ニ而切り候て、判鏡ニ引合相違無之候ハ、荷持不及相改候間、相通シ可被申候、其外町医扱通り候節ハ、送り相添可申候間、荷持之内不及相改候、送り之判形迄引合、無相違候は、相通し可被申候、恐々謹言。

五月十日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
十四郎殿

一筆御敬白候、然ハ先頃出火已後、御用ニ而御用場へ差出候人夫、其外繩・菰・葦・藁、村々より指出候書付御取集メ候て、御指出可有之候、急御入用ニ候間、早々御指出し可有候。

五月九日

大塚又右衛門

竹内治太郎

山根幸左衛門

五月十一日

一町浦留村大工甚助夫婦、御伊勢参宮仕度由、願聞届、則往来手形遣之。

一海素麵三斗、在御用場へ払候様ニ可被申付候、以上。

五月十二日

河毛忠右衛門

徳兵衛殿

右海そうめん、猪平安左衛門様へ式斗六升払申候。

代式拾目八分、十一月廿八日小嶋惣左衛門様より請取申候、惣左衛門様より御目録有り、前(味噌漬)ミソづけノ

大根払付候所ニ壹紙被遣候、以上。

一筆申入候、然ハ豊前(豊前池田仰志)守様御用、西ノ年御膳米三石、急御用ニ候間、早速申付(寛保二年)セ可被申候。

一御用繩式百束、当月晦日限ニ山根平六へ払わセ可被申候、尤土佐繩ニ而有之候、是又此書状急御用候間、急便ニ相廻可被申候、村送り候而、遣シ被申事ニ而ハ無之候。

五月十七日

河毛忠右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

右ノ繩百束下構 内三十六束安二郎組

三十六束善十郎組

廿八束 久四郎組

五月十五日、河毛忠右衛門様より暮六つニ御状参候

一浦留・陸上ニ先月火事已後、紛失物取帰候様御聞及被遊候ニ付、急度村中吟味仕候様ニと被仰付候、早速被遣候、五人組切ニ吟味仕、五人組頭判形取、

河毛忠右衛門様ニ右兩村庄やへもたせ仕候、以上。
一筆令啓達候、然ハ清帳今年急キ申候間、急々被相調可被指出候、例之通トハ違、此方ニ而も急々相調候間、左様ニ被相心得可被差出候、為其如此ニ候、以上。

五月十六日

竹内治太郎
山根幸左衛門

徳兵衛殿
重四郎殿

五月廿日

一また木三拾本 合掌小木式拾本

右中村より、御給人山岡市ノ丞様御類焼ニ付、御合力仕度と願申候ニ付、御山奉行福永惣兵衛殿当ニ手形出し申候。

一筆申入候、然ハ先日追割ニ而申付遣候竹木、漸御郡中植付も相仕廻可申候間、来月十日限ニ指出させ可被申候、山中ハ植付も遅ク相仕廻可申候間、植付仕廻次第ニ無油断、早々指出候様ニ可被申付候、以上。

五月廿三日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

大庄や

尚々、御郡へ残りい申大工、并備前大工・木挽共、此方より被遣候内ハ指出シ被申間敷候、大工・木挽共先御用ニ無之候。

一筆申入候、然ハ矢谷村勘七と申者、鳥取火事之節之儀ニ付、吟味申儀有之候間、先手錠ヲ打、いつ方へも不罷出様ニ可被申付置候、追而吟味之節可申入候、以上。

五月廿三日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

五月廿四日ノ朝手錠打、庄やへ預置候。

五月廿六日

一大羽尾村伊兵衛、西国順礼ニ罷出度由願ニ付、聞届、往来遣候。

奉願口上之覚

一私養子兄弟伝吉と申者、今年先血判願出、船仕候処、若州小浜ニ而、船頭源六金銀并長持ヲ明ケ衣類迄も取候而、欠落仕候ニ付、船頭・水主共ニ方々相尋候へ共、一円行方知レ不申候ニ付、御断申上候、田後御帳面御消被遊被下候ハ、忝奉存候、以上。

享保五子四月廿九日

田後村願主庄や 市郎右衛門
年寄 彦四郎

年寄 市右衛門
年寄 市郎左衛門

本浦留庄や 宇兵衛

大庄屋 徳兵衛殿

宗旨庄屋 源蔵殿

前書之通承届而申上候、願之通被為仰付可申付候、以上。

子ノ五月廿二日

宗旨庄や 源蔵

大庄や 徳兵衛

小嶋惣左衛門様

血判取分帳奥メ

一 式百五拾三人 六拾壹より上ノ男

一 千九百三拾壹人 拾四より六拾迄ノ男

一 八百式拾八人 拾三より下ノ男

一 三百五拾七人 獵師

一 六人 神主

一 四人 山伏

一 式拾式人 禪門

一 四人 醫師

一 三人 比丘尼

一 拾三人 大工

一 三人 桶屋

一 六人 鍛冶

一 拾九人 商人

一 四人 紺屋

一 三千三拾壹人 女・老・若

一 三人 庄頭

一三人
一一人
一一人
一一人
合六千四百九拾三人

内千六拾三人

根帳之者

千五拾九人

他所江出ル奉公人

式拾人

九つより下男血判御免者

拾四人

寺方御請合右同断

三人

山伏善祥院御請合右同断

四人

御侍様方御請合右同断

老一人

白紙ノ者

残而四千三百人

外二三百式拾八人 他所より参候奉公人

二口惣合四千六百二拾八人

雜役馬

三拾壹疋 内三疋丸馬

牛数

三百八疋

享保五年子ノ五月日

源藏判 德兵衛判

小嶋惣左衛門様

一大工浜大谷村権大夫、同岩本村二居申候左衛門、同高山村二居申候利右衛門、右三人之大工御用ニ候間、早速被申付、明日ニも指出可被申候、大工罷出候ハ、其節日比久右衛門方迄大工指出被申候、以上。

五月廿六日

小嶋惣左衛門

五月廿六日、番右衛門様・惣左衛門様より

一追割御用之竹木、私所何方私付可申哉、船之儀被仰付被下候ハ、船割符申付度と奉願候へハ、勝手次第二積廻し候様ニと被仰付候、御返書ニして遣候。

一筆申入候、然ハ先頃御用ニ指出候御借銀、御証文迄通遣候間、早々銀主共へ一覽仕候様ニ可被申聞候、并軍太夫より銀主共へ被申入、書状迄通遣候、是又可被入披見候、恐々。

五月廿六日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎
德兵衛殿
十四郎殿

同日

一先日被仰付候御用銀、上銀八貫目之御証文被下候、尤青木軍太夫様より御書参候、御用銀指上候人別御書付参候、本証文ハ十四郎方へ遣候、当五月本二而月老步式之加利足、来丑ノ年より卯年迄三年、十一月限ニ返済被遣答ノ証文也、則写有之候。

一筆御啓達候、然ハ今年ハ清帳急キ申候間、急々被相調差越可有之候、物成引高去年も御改候へ共、少々欠違之郡も有之候間、免下り高、段下り高ハ物成引高二入不申候、御入念書出し可被申候、給所村之内より、御蔵入高ニも物成引付可被申候、是又委細御書付御状可有候、右清帳御急キ、早々指出し可被申候、以上。

五月廿四日

竹内治太郎

大庄や大谷村

德兵衛殿

同高山

十四郎殿

一四宝銀拾匁

久松村渡世鉄炮多吉

一四宝銀四拾目

御運上銀払手形

湯山村坂鳥取御運上払手形

五月廿八日惣左衛門様より

一鶏丸尾四千本

一同引尾六百本

右之通例通ニ被仰付候。

内九千五百本 引式百五拾本 安次郎組

同九千五百本 引式百本 善十郎組

同九千本 引百五拾本 久四郎組

右鶏尾 引尾三百本

丸尾式千本

七月六日ニ払付申候、御返事ニ、御請取高山へ遣候。

一筆申入候、然ハ^(兼左)寅年御改酒運上銀請合ニ被仰付候節、書出候、酒株不造株、又ハ其節造り候て運上請申候株、其後御断申上止候而株差上候所、左之通之趣、近日之内書出し可申候、御藏之帳面先日火事之節、御藏ニ入置候処、大分ノ帳面紛候て、雖尋申出候、追而取出し引合候間、少も無相違様ニ御念入可指出候、若心得違有之候ハ、越度可被仰付候。

一御改之節、指出候酒造り株人別書付之事。

一同時持来り不造株人別書付候事。

一其以後御断申上株差上候人別書付之事。

一近年新規ニ願候而、酒造り指紙所持之もの、差紙可指出事。

一御運上請負惣高書付候事。

右之通相改、急ニ書付帳面可指出候、以上。

五月晦日

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一筆申入候、然ハ廻越材木、近々舟ニて廻し被申ニ付、入津之儀、梶浦藏人へ申達候、早々御役人ニ被申付置候旨申来候、舟切ニ貴殿方送り相添積出さ七可被申候、送り違候而ハ、如何存候間、念入被申候。

一河崎三哲入用之材木、御用木老所ニ積廻シ可被申旨、三哲より断被申候、此材木ハ何方より出候哉、内林ニて伐出候ハ、先達而林主より願も可有之所ニ其儀も無之、不審成事ニて、然ル用事も致置候ハ、早々木主より願書指出、其上ニて持出被申可然儀存候、尤御用木一所ニ積廻ニ被申儀、是又心得違ニ候、跡舟ニ若荷足り不申儀も有之候ハ、其断被申儀聞届候上ならてハ難成候、能々思案可被致候、万々軽ク被存候、恐々。

五月晦日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

御用馬持拝借銀

一四宝三貫三百目 去亥ノ五月ニ拝借

内老貫百目 当五月ニ払申候

メテ式貫式百目 来丑寅ニ払はづ証文上り申候
五月廿八日

六月四日

一細川村茂兵衛、六藏、岩戸夫右衛門母、勘介以上四人、讃州金毘羅

参詣仕候、聞届往来遣候。

一矢谷村儀兵衛、右同断。

一浜大谷村善四郎、右同断。

一がミ村長三郎、六右衛門、平三郎、忠兵衛。一陸上村長三郎、六右衛門、平三郎

郎左衛門

一小羽尾村次郎左衛門、七郎右衛門、源左衛門 源左衛門三人。

一新井村又右衛門。

一筆申入候、然ハ先達而申付置候寄竹木之内、材木大小四拾六本、四寸廻り六寸迄之竹六拾三本、福谷忠助手前二而不足ニ相見候、急ニ伐り出し、忠助方へ払わせ可被申候、追而伐竹木ハ不残、知頭海道札之辻江払せ可被申候、為其如此ニ候。

六月三日

小嶋惣左衛門

浜大谷村

徳兵衛殿

高山村

十四郎殿

一筆申入候、然ハ陸上村ニ居申候加須屋佐市左衛門預り喜八、鳥取ニ而捕江御吟味被仰付候処ニ、盜候義白状いたし候、陸上江罷越候節、後家所へ居申、其後村構源左衛門と申者、喜八從弟ニ付、源左衛門所ニ而盜物取捌致候旨ニて、早々貴殿組頭召連、陸上へ被罷越、委細吟味被申、喜八諸道具之分不残相改、目録可被指越候、尤諸道具人物二人、貴殿方封印付ケ、庄屋へ預ケ置可被申候、後家并源左衛門義、御吟味之内、何方へも不罷出様ニ可被申付置候、喜八妻鳥取へ出候様ニ承候、若所江居申候ハ、是又何方へも不出様ニ可被仕候、追而是より下知可申候、早々ざん^(時味)、い^(委細)さい可被申越候、為其如此ニ候、恐々謹言。

六月二日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

一陸上村喜八と申者、加須屋佐一左衛門様へ御預り奉公仕居申候所ニ、先日火事以後がてん不参もの二付、くがミ村ニ指置不申様ニと被仰付、陸上村おい立申候へは、鳥取へ帰り候様ニ御とらへ被遊、御吟味被遊候処ニ、盜候義白状仕候由、依之右之通ニ仰被下候。

一陸上村中一々吟味仕候処ニ、四月九日ニひつ三つ内、沓つハひしやくびつ、つ、ら沓つ、しぶかミ包沓つ、陸上村源左衛門方へ持参仕候、扱中嶋村兵右衛門たのミもの数十三、但州浜坂村与右衛門と申者へ、代銀沓貫拾叵ニ売申候、外ニ物数廿沓長持二人、兵右衛門預り居申候。

一其外喜八道具、長持沓つ二入有之候ニ付、右之趣一々吟味とげ候処ニ、町浦留夫左衛門・本浦留茂兵衛兩人之者共、四月朔日火事後馬二付ケ、町浦留村新吉方迄取寄、夫よりくがミ村へ持参、右之通ニ御座候、依之。

一町浦留村新吉、陸上村兵右衛門、同源左衛門、牧谷村徳左衛門妻、相山村源四郎、右之者共へ手錠打、おしこ置候様ニ被仰付候。

一牧谷村徳左衛門、町浦留村夫左衛門、本浦留村茂兵衛右三人之者共、何方へも出シ不申様ニと被仰付候。

一陸上村久兵衛、彦三郎兩人、喜八盗物半櫃沓つ、つ、ら沓、町浦留新吉所より請取、陸上八左衛門所迄持参遣申候、依之口書いたさせ越候様ニと被仰付、口書いたさせ七上ケ申候。

惣左衛門様
一六月廿一日喜八盗物、くがミ・中嶋村与一兵衛娘くにと申者ニ預ケ置有之由、もた七越候様ニと被仰付、組頭久四郎遣、段々吟味仕申候へ共、右くにと申者預り不申而、其段口書取、久四郎へもたせ七上ケ申候。

一同廿二日喜八盗物不残もた七越候様ニと被仰付、廿二日ノ夜返しニ、年寄四郎兵衛ヲ相添、御用場へもたせ遣候、御用場より又御会所へもたせ被遣候。右陸上村喜八儀、段々御吟味被遊、十月十二日喜八儀、御刑罰被仰付候。

一町浦留新吉、陸上村源左衛門、相山村源四郎、牧谷村徳左衛門妻、同徳左衛門、右之者共、盗人喜八掛り合之者、仕方前代未聞ニ候へとも、此度ハ御免被成候、此後ケ様之儀不仕様ニ被申付、指免可申候。

一陸上村兵右衛門儀、右未御吟味之筋有之旨、其俣手錠打置、番人付置可被申候。

一町浦留村茂兵衛・夫左衛門馬子兩人、右兩人盗人喜八掛り合故、御吟味可有之候、庄やへ預置候へ共、喜八一通りは相済候、然ハ御法度之戻り荷物附、

其上増駄賃取候段前代未聞ニ候、徳兵衛湯村へ入籠被仰付候、早速入籠可被申付候、以上。

十月廿日

右ノ兩人十一月廿四日ニ御免被遊候、夫左衛門・茂兵衛。

一陸上村兵右衛門儀ハ、明ル丑ノ二月廿三日ニ御赦免被遊候、急度被仰付者候へ共、段々村方より願申ニ付、御免被遊由被仰渡候。

一筆申入候、然ハ大工次郎右衛門、并親佐兵衛兩人ノ者、先頃御当地致欠落候、御郡之内へ隠居申儀も可有之候間、村々人別ニ遂吟味、早速兩人共ニ搦候而、鳥取へ可被差越候、若隠置、外より於相知ハ、其宿急度曲事ニ可被仰付候間、村々友吟味を以致詮儀様ニ可被申付候、則兩人人かた遣候、心ヲ付可有吟味候、以上。

六月六日

大庄や

徳兵衛殿

十四郎殿

大工次郎右衛門人形

一年齡式拾壹歳 一せい、五尺沓寸余 一かつかう中男

一顔ほそ作り、おとがいはほそく、色白く、中びん 一眼中ひとかわ目

一中ノはな、はなすし立 一あわせきん 一ちや白うらの合たる物、

紋所きくかうの内ニち花、かえ色之半ありかけて 一帯木綿はかた織ノ白色

一脇差柄白鯨・茶糸 一柄かしら黒塗 目ぬきへうたん・から草金やき付

一ふりしやく銅 一しと、めなし

丸つは梅さくらのすかし、但鐔鉄也 さや黒漆、長サ沓尺七八寸

同次郎右衛門親佐兵衛人かた

一年齡五拾七八斗中男 一顔ほそ作り、おとがいはほそくひん少、但、めんてい色黒く

右之通ニ候、被仰付故組頭中へ申渡シ、村々判形取置候。

一米高直ニ付、御両国津留被仰付候、并他国米入津御免候、且又西郡より米鳥取へ廻候事不苦候、右之趣早々可被相触候、以上。

六月十日

大庄屋

徳兵衛殿

入江分太左衛門

一筆申入候、然ハ今年麦御年貢代銀九斗六升、壹石二付六拾目、直段相立候間、今月廿日限ニ取立、上納可有之候、此段可申入如此候、恐々謹言。

六月七日

小嶋惣左衛門
德兵衛殿
松井番右衛門

重四郎殿

追而申入候、然ハ簡略場より指出置候書替手形、在所持之者有之候間、今月十五日より晦日迄之内、右之手形写指出可被申候、簡略場控帳面類焼二付、見合申度候、佐橋権大夫より申来候間、村々相触候而、急ニ返答可被申渡候、以上。

六月十日

小嶋惣左衛門
德兵衛殿
重四郎殿

一浜大谷村水御奉行鶴殿大隅様御預り吉大夫と申仁、六月十一日ニ御用場より御添状ニ而十二日ニ被参候、八月五日限被相勤、手形出候。

一筆申入候、然ハ明十三日、牧谷へ殿様より為御代参井村縫殿被参候間、寺より権現へ之道筋掃除之儀、其外例通可被申付候、為其如此ニ御座候、以上。

六月十二日

小嶋惣左衛門
德兵衛殿
源藏殿

覚

一家半竹 貳百本 一拾本結 三十束 一貳拾本結 十五束
一古柱拾本

右は富山儀八郎様分、海士村御屋敷より伐り、鳥取へ御廻し被成候段、為届申候、以上。

子ノ六月十四日

岩井郡大庄屋
德兵衛

御山奉行

福永惣兵衛様

四月十六日

一御蔵へ残り大豆拾五俵、壹斗九升九合鳥取へ廻シ候、馬六疋浦留へ申付、貳疋湯村へ申付、合八疋遣候、町浦留年寄三大夫払付ニ遣候、大豆受、其外入用四拾七匁九分三厘相渡申候、右為運賃米、納式斗五升御蔵より馬子へ御渡被成候由、我等請取手形御蔵へ遣候、壹俵二付、壹升六合壹匁才ツ、ノ由。

一筆申入候、然ハ御紙蔵類焼二付、御用紙透ニ無之、依之知頭・八上・氣多三郡、紙漉共へ追漉被仰付候、御用ニ候間、其御郡内早々村々遂吟味、楮所持之者候ハ、高何程、縦は右之内何ほとハ何郡何村誰、又ハ何町誰へ売置候へ共、未代銀請取不申候ニ付、不相渡と之儀、又ハ前銀受取、何ほとハ何郡何村誰、何時誰へ約束致置候と申儀書付、帳面ニして急ニ可被差越候、為其如此ニ候、以上。

六月十四日

小嶋惣左衛門
德兵衛殿
松井番右衛門

六月十四日

一細川村浄念・玄忠・久三郎・とく・久四郎・いし
以上六人、西国巡礼ニ罷出度由、願ニ付聞届、往来手形遣候。

子ノ御年貢麦取立之覚

一四斗三升九合	左近村	一四斗六升六合	久志羅村
一三斗四升九合	中村	一七斗七升六合	蔵見村
一四斗三升壹合	南田村	一三斗八升叁合	栗谷村
一五斗七升七合	八重原村	一貳斗壹升八合	矢谷村
一三斗八升五合	高江村	一壹石貳斗五升五合	湯山村
一六斗六升九合	海士村	一八斗七升四合	細川村
一六斗五升六合	浜大谷村	一壹石壹斗六升八合	岩本村
一八斗叁合	本浦留村	一壹石四斗壹升叁合	牧谷村
一三斗八升四合	小羽尾村	一貳石五斗八升六合	町浦留村
一三斗貳升六合	大羽尾村	一壹石五斗三升七合	陸上村
一壹斗貳升三合	相谷村		
一壹斗九升八合	田河内村		
麦惣合拾六石壹升叁合	畝数百六拾町壹反貳畝也		

代銀壹貫目七分五厘 但シ、石二付六拾目替

一筆申入候、然は盗人喜八、段々御吟味被仰付候、然ル処ニ、同長持之内見不申物多ク有之候、外江ハ売払申間敷候、陸上近村、浦留・相山・牧谷辺、若心得違調候ハ、又は預り置申義も可有之候間、近村人別ニ吟味被申、少々之物ニ而も有之候ハ、早々口上書相添、持せ可被指越候、若此已後喜八白状之上ニ而出し候様ニ罷成候ハ、急度曲事ニ被仰付事ニて、念入吟味被申、委細可被申越候、恐々謹言。

六月廿六日

小嶋惣左衛門

浜大谷村

徳兵衛殿

一 牧谷村与左衛門・又四郎・孫三郎・孫助・彦兵衛、合五人御伊勢参官。

一 筆申入候、然ハ別紙書付之通大工急御用ニ候間、明後日迄ノ内、急度被申付可被指出候、尤病人も有之候ハ、本病か致吟味、細工道具等其村庄や封付置、快気次第ニ相断申様ニ可被申付候、尤在御用場迄、明後日迄可被指出候、以上。

六月廿七日

日比久右衛門

一 湯村大工庄兵衛・外村左市郎・同村勘右衛門・湯村甚左衛門・蔵見村林大夫・但馬大工利右衛門・同所大工善六・備前大工分大夫、右之大工八人急御用ニ候間、早々被申付ニて、明後日迄急度指出し被申候、尤在御用場迄参候様ニ可被申付候、以上。

七月四日 惣左衛門様より御書ハ高山へ遣候

一 藁之儀、遣わり、銘々ふきかへわりハ先日御聞届、御免被遊候へ共、此度急御用ニ付、組頭返し吟味仕、有次第差出させ候様ニ被仰付、七月五日組頭村々廻り候て吟味仕候へ共、無御座候、くしら村ニ少し御座候而、帳面ニ仕上ケ申候、下御馬屋へ払わせ候様ニと被仰付候。
一 御蔵建申御用之木、此度被仰付候。

一 栗大丸太四拾本 長九尺

内廿五本 上構

壹尺五寸廻り

拾五本 下構善十郎組

一同三百本

長式間

内百八拾本 上

壹尺式寸廻り 百廿本 下内八十本善十郎組

一同百五拾本 長式間 内百拾本 上

壹尺五六寸廻り 四拾本 下内拾五本安二郎組

一同拾本 長式間 舟残上構より出ス

六寸角

長式間壹尺 不残下構久四郎組

五寸角

一 雜木六拾本 長式間 不残下 廿本久四郎組

八九寸廻り

廿本安二郎組 廿本善十郎組

木数合五百六拾五本

内三百廿三本 上構

同式百四拾式本 下構

右大谷より陸上迄、上構不残船廻シ灘出候、加路富田屋三郎兵衛船五百石積ニ被仰付候。

一 不破豊左衛門様より先日両度被仰付候、御用ノ竹木払手形目録ニいたし、差越候様ニと被仰付候、尤払不足有之候ハ、払わせ候様ニと被仰付候。

七月六日

一 中薙五拾枚、急御用ニ候間打セ、在御用場迄もたセ越候様ニと被仰付候。

しいら

一 壹本秋山半内様、同壹本荒木甚五右衛門様、同壹本安田多源次様、同壹本喜多村彦二郎様、同壹本小村市右衛門様御詔申事、人見佐一右衛門様より入米塩之儀被仰付、野嶋様も同断。

一 筆申入候、然ハ八橋郡御用竹・材木、河村郡泊村幸三郎請負、舟ニ而鳥取へ積廻シ候所ニ、去ル五日久米郡小坂村沖ニ而風悪敷、水舟罷成、竹木共得取上ケ不申、流申候故相断候間、浦々灘手ニ追々打寄可申間、急度被申付置、寄次第取揚させ置注進可有之候、若隠置、追而於相知は急度曲事可被仰付候、小木等も有之候間、稠敷可被申付候、以上。

七月八日

小嶋惣左衛門

一筆申入候、然ハ先日被仰付候材木之儀、もはや切指可申と御座候、左様ニ御座候ハ、村々何拾何本、何村内何木何本何右衛門と山主人別名書付、帳面ニ致さ七候而、急ニ此方迄御越可被下候、山主人別ニ致し指出シ候様ニ被仰付候、今明日之内ニ、人別帳組切ニ御越可被遣候、此内被仰付候所も人別帳指上り候へハ可被仰付候、差紙ハやく可被成候、委細面上ニ可申上候、以上。

七月八日

福永惣兵衛

一筆申入候、然ハ酒御運上銀、兼而去夏弘よりハ、上銀ニ而上納被仰付候へ共、去年ハ御郡代より御家老中へ御申達、夏弘・冬弘共ニ四宝倍増ニ被仰付、上納申候、当夏弘よりハ、弥上銀ニ而上納被仰付候間、近日内取立可有上納候、為其各如此候、以上。

七月九日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

徳兵衛殿

十四郎殿

七月九日

一此御書付之通、伯州久米郡小坂村沖ニ而流申候間、村々ニひろい申候哉、吟味仕候様ニと被仰付、早々組頭・庄やへ申渡候。

益立御参宮人往来遣又控

一栗谷村長助、長左衛門以上三人。

一矢谷村六十郎、半兵衛、加右衛門、せん以上四人。

一浜大谷村五郎右衛門、徳十郎、安大夫、六兵衛以上四人。

一湯山村伝兵衛、善助、重右衛門、惣八郎、八兵衛、六蔵、作右衛門、十郎右衛門以上八人。

一細川村二郎、同岩戸浦庄右衛門、又二郎以上三人。

一蔵見村助右衛門、二郎右衛門、分吉、源三郎、源兵衛以上五人。

一海士村伝兵衛、儀助式人。

一中村平左衛門母。

一岩本村勘右衛門、源六、勘四郎、源四郎、五兵衛、多吉、多助、喜兵衛、清兵衛、徳四郎、しも以上拾叁人。

一牧谷村加兵衛。

一岩本二本庄と壱所ニ、例之通水御奉行願被相勤候所ニ、岩本分ニ水届不申ニ付、別ニ岩本村へハ水御奉行願申候、鵜殿大隅様御預り藤左衛門様、七月十五日ニ役請被越候由、十六日ニ此方ニ被参候、八月十五日迄御勤候、日数三十壹日ノ手形出し申候、前大谷ノ手形ノ文言。

一筆申入候、然ハ在中之馬米、其外付帰候御当地馬子取もぎニ致申候、依之馬取拾定有之ニ付、免札拾枚此度遣候、来十五日限戻り馬ニ免札之通付ケ帰候様ニ可被申付候、早々馬子へ相渡シ可被申候、此免札無之候へハ、取もぎニ候間、左様ニ相心得可被申候、御当地ニ而米調申度と申者有之候ハ、願書早々可被出候、御免札八月十六日ニ不残返上仕候。

七月十一日

小嶋惣左衛門

一他国へ米拔候噂有之候、此後陸上・蒲生へ急度被申付置、歩行持ニ而も、少ニ而も持越候ハ、其米留置、持人名所相尋置、早々注進申様ニ可被申付候、以上。

同日

小嶋惣左衛門

一未得御意候得共、一筆致啓上候、然ハ御山奉行福永惣兵衛居宅先頃類焼致し、依之此度普請被仰付候、尤三郡より竹木、其外入用物差出し申儀御座候、其元 御郡よりハ此書付之通御申付、急ニ福永惣兵衛方江差越申様、御申可被付候、先達而御郡奉行衆申参答ニ御座候、猶以為ヲ可得御意候、恐惶謹言。

八月三日

杉田久兵衛

高山村

重四郎殿

浜大谷村

徳兵衛殿

福永惣兵衛居宅入用物

一本柱式本 但シ六寸角程 一下柱三拾六本 但四寸角程 一桁木九本 但長式間

一中桁三本 但長式間 一張り五本 但長式間 一垂木三本 長式間

目通り式尺廻り

一尾引八本 長式間半 一屋中竹五拾六本 五六寸廻り 一門柱三本 長式間

壱尺五寸廻り

右之通、急ニ可被御申付候、以上。

八月三日

高山村
重四郎殿
浜大谷村
徳兵衛殿

杉田久兵衛

一筆申入候、然は浜大谷徳兵衛儀、閉門御免被成候、右心得違迄二付、御役儀其俣被仰付候、右之段早々可被申渡候。

一細川村安二郎心得違故候、追込置候へ共差免之、此段可被申渡候。
一灘手庄屋共義ハ、梶浦蔵人より可被申渡候、恐々謹言。

八月二日

高山村
十四郎殿

小嶋惣左衛門

一筆申入候、然は石黒三太兵衛知行所南田村物成米、不殘御蔵へ払と可被申候、為其如此候、恐々謹言。

八月二日

高山村
重四郎殿

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

同月 惣（小嶋）左衛門様より御状参候
一けた木拾五本

右は栗谷村より池田大吉様へ持参仕候所存届申候、川口御通シ可被遣候、以上。
岩井郡大庄屋

八月

加路御番所

上村覚右衛門様

徳兵衛

右之文言二而、御山奉行殿へ手形出し申候。

一筆申入候、然は大変已後、鳥取より他国江通り候荷物、唯今迄夫々判形を以相通候得とも、此後ハ不及判形、送り勝手次第第二被仰付候間、蒲生・陸上岡村江可被申聞候、然共、赤金・からがね荷物之義ハ、只今迄之通、真野二郎兵衛・山口翁助判鏡鑑ニ引合通シ可被申候、尤外之荷物二而も、か

ら金・赤金荷物と相見候ハ、指留置、注進可有之候、為其如此候、恐々謹言。

八月十一日

徳兵衛殿
重四郎殿

小嶋惣左衛門

八月十三日

一左近村善左衛門古家、長六間・半横式間半ノ家二、材木式拾本相添、山脇六右衛門様へ売申約束仕、願書式本ニして指出し、奥書・添状二而惣左衛門様へ差上ケ申候、御聞届被遊候。

右二被仰付候御山奉行御居宅材木割

一本柱式本 上構 一下柱三拾六本 内廿本 上
一桁木九本 上 十六本 下

一中桁三本 下 久四郎組 一張五本 下 安二郎組
一棟木三本 下 久四郎組 一御柱三本 下 善十郎組

一尾引八本 上 一家中竹五十六本 内三十六本 上
廿本 下 安二郎組

右之通割符申渡候。

一松四寸角三拾本 小泉藤次郎様より御頼被遊候。

内拾七本 上構 内五本善十郎組
同拾三本 下構 五本安次郎組
三本久四郎組

一三番（早稲）わセ 八月廿日限
一四番 九月十五日限
一五番 同 晦日限

八月十三日惣左衛門様より被仰下候

一松丸太五拾本、同角拾本、同貫木式拾挺、竹拾束三十本結、木間竹五荷。

右は、当郡（久志郷）くら村より山下多五郎様へ持参候段、存届申候、以上。

子ノ八月十三日

岩井郡大庄や

徳兵衛

御山奉行

福永惣兵衛様

一筆申入候、然は奥谷村御番人松本久左衛門切殺有之間、右相手不相知候、然所、久左衛門大小共ニ無之候ニ付、若相手之者右之大小谷庭(儀務)ともへ捨置申義、可有之候間、御郡之内相尋候様ニ被仰出候間、稠敷山々川々田地共ニ相尋候様ニ可被申付候、具ニ相尋不申候らへてハ、尋難出可有之候、若儀抹ニ相尋、相手捕候節、其所及白状、尋出候得は、急度其村庄屋・年寄曲事ニ可申付候間、念入候様ニ可被申付候、尤御郡中相尋、有無之返答急ニ可被申越候、恐々謹言。

八月十六日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
重四郎殿

酒御運上之覚

町浦留住や

同村

一百五拾目 古株 九右衛門

一百四拾目

新株 半九郎

同村

一百目 新株 太郎助

一百目 新株

陸上村多市郎

一七拾五匁 新井村又右衛門

一百目

池谷村重兵衛

一百目 湯村 庄次郎

一貳百目

同村 金次郎

合九百六拾五匁

内四百八拾式匁五分

上銀二而七月十日ニ払付申候

ノ四百八拾式匁五分

人帳奥ノ

惣合貳千三百九拾壹人

内五百式拾人

所々出奉公人別帳

内千四百六拾五人

御百性

内壹人

山伏

内五人

神主(医者)

内三人

いしや

内三人

内五拾壹人

内拾人

内拾人

内五人

内三人

内壹人

内三百拾式人

内壹人

内壹人

右ノ外ニ

一貳拾人

内貳人

内四人

内拾四人

一千石馬 壹疋

丸馬 壹疋

一雜役馬 拾九疋

奉公人帳奥ノ

惣合三百七人

内貳百九拾七人

居掛り

拾人

新奉公

御表方(兼主・油・仲)

御小人

御膳立

御押

御中間

御駕籠

御手廻り(東・油・仲)

豊前守様

御小人

御小使

御茶屋守

御駕籠

酒や

商人

大工

桶や

鍛冶(組屋)

こんや

木挽(舞師)

りやうし

伯楽

貧人頭

所々より抱候奉公人

他国ノ者

他郡ノ者

当郡上構ノ者

同五人 御小人
 同壹人
 同拾五人 御預り鉄炮
 同百九拾六人 御家中
 同五人 寺方
 同八人 江戸他屋敷

町方在郷

合式百拾三人 内百九拾八人居掛り
 十五人 新奉公
 内壹人 大坂
 同七拾人 鳥取町方へ出
 同式拾人 他郡二出ル
 同百廿式人 当郡二出ル
 都合五百廿人

四五番早稲帳奥メ

四番 式拾五町九反三畝十六歩
 米三百三拾壹石六斗八升七合
 五番 八拾四町七畝三歩
 米千五拾九石五斗六升七合
 畝数合百拾町拾九歩
 米合千三百九拾壹石式斗五升四合

四番 内三百六石六斗九升三合 御給所九月十五日切
 五番 内九百拾四石五斗四升九合 同断、同晦日切
 同 内四石四斗八升 鳥取御蔵入
 同 廿四石九斗九升四合 御蔵入
 同 内廿石五斗壹升四合 岩本御蔵入

同 内六拾石式斗四升五合 鳥取御蔵
 同 百四拾五石壹升八合 同断
 同 内八拾四石七斗七升三合 岩本御蔵

覚

一 松式間角五拾本 七寸角より式寸角迄
 一 栗木式百本 角木・又木共二 一 松板百間
 一 敷居木五拾丁小割共二 一 竹大小共六百本
 一 小竹式百束
 右之通、当郡栗谷村より足立勘四郎様へ持参仕候所存届申候、以上。
 子ノ八月廿三日 岩井郡大庄や 徳兵衛

御山奉行

福永惣兵衛様
 一 軍^(松井)大夫殿、^(備前)西郡より御仕廻、今夕久米郡一宿、明夕河村郡へ一宿、明後廿三日潮津村一宿之筈にて、左之通村々、構之村々庄や・年寄・小百姓人ツ、寄置可被申候、
 八月廿一日 秋山半内 山根幸左衛門

徳兵衛殿 十四郎殿

八月廿三日八つ時 一 潮津村伊右衛門構 御泊り
 廿四日 一 寺内村清兵衛構 同日昼時
 一 下味野孫左衛門構 同日八つ時
 一 秋里村太兵衛構 御泊り
 廿五日四つ時 同日八つ時
 一 浜大谷村徳兵衛構 一 高山村十四郎構 一 楠城村甚左衛門構
 湯村寄七御一宿 廿六日四つ時
 同日八つ時 一 若校宿藤九郎構

同日八つ時 一 麻生村与左衛門構 同日
 一 若校宿藤九郎構
 高岡二寄七、御泊り 廿八日 同日
 一 江原村宇兵衛構 一 毛谷村源次郎構
 一才代村惣兵衛構 船岡へ寄七 知頭へ寄也、御泊り
 御泊り 同日
 一 国安村勘左衛門構

廿九日 一 用瀬宿平右衛門構 一 高津原村曾平次構

同日 一 高津原村曾平次構

一筆申入候、然ハ燃赤金・からかね(唐金)は、山口翁助・真野次兵衛印形ヲ持参申、燃具足之分は、町年寄判形ニ而通候様ニ、知頭郡駒掃御番所へ先達而申付置候、然所、此度被仰渡候之燃赤かね・燃具足・からかね(唐金)三品共不残、山口翁介判形ヲ以、通候様ニ被仰付候間、庄やへ申付置候。

一三品共判鏡無之通り候ハ、早速指留置、此方へ注進可有之候、惣而馬荷・歩行荷ニ而通り可申□□、馬かた、并村かたノ者へも申付置、夜中など忍にて通申候ハ、其品紛敷無之様、無油断吟味可被申候。

六百目 く□□
かなく 九百五十目□□

一浦留・湯村などへ、馬ニ而右之品々ニ付来り候ハ、是又其村へ申付置、右之通り判鏡有之候ハ、無滞通し可被申候、判鏡無之候ハ、指留置注進可有之候。

九月二日

小嶋惣左衛門
小泉藤次郎

徳兵衛殿
十四郎殿

岩常川御普請ニ付

一御普請奉行様太田村へ被成御座候、岩常川御普請有之、ぞうじ(雑事)八月晦日迄上構より出申候、九月朔日より下構ニ申付、朔日ニ細川村より左近村迄ニ十五日迄、矢谷四日より持参申候、それより灘手ニ而出させ、廿四日陸上迄出し申候、廿五日より上構又出し申候、十月十四日迄上構より出し申候、十月十五日左近より出し申候、廿六日迄細川迄ニ而出し申候。

九月三日

一人夫式拾人、日比村(美奈村の字)へ九月五日より出候儀、太田甚太郎様より被仰下、五人久四郎組、七人善十郎組、八人安次郎組、合廿人申付候。

尚々御普請日用賃銀、左之通増申遣候旨、可被申渡候。

一筆申入候、然ハ当春火事已後、村かた(方)番人之義被仰付置候、御城下も此節御類焼ニ付、御免被成候間、此書状達次第番人引せ可被申候、恐々謹言。

九月三日

小嶋惣左衛門
小泉藤次郎

徳兵衛殿
重四郎殿

覚

一壺匁八分式厘 一式匁三分 式厘半 一式匁七分 三厘
一三匁三分三厘半 一四匁壹分 四厘 右之通日用銀可被相渡候、以上。
追啓、先頃被仰付候三歩米、生高二掛ケ、夫口・粗藁縄代米共取立可被申候、尤取立候仕方、先年式歩米取立候通ニ取立可被申候、此段乍序申入候、以上。

九月二日

小嶋惣左衛門
小泉藤次郎

徳兵衛殿
重四郎殿

覚

新井村 宇治村 栗谷村

一村田伊右衛門 一羽生猪右衛門 一赤座多左衛門

矢谷村 浜大谷村 本庄村

一三村六郎左衛門 一真野次郎兵衛 一柏原彦十郎

本庄村

一本内金左衛門

右之面々岡嶋五郎右衛門掛り候間、物成早米より御蔵払可被申付候、以上。

九月六日

徳兵衛殿
十四郎殿

小嶋惣左衛門

一浦留村より明松壺丁 一牧谷村より同式丁 一羽尾村より同四丁
一岩本村より(糞)ミの 一大谷村より(普)すげかさ

右家来不届之儀有之、去月廿七日御上へ願申上候間、御両国追放申候、其砌但州へ此度追放申二付、村々ニ而相對ニ而調申候代銀売上ケいたさせ、請取ニ可被指越候、以上。

九月六日

右御状ノ御文言ハ少違い申候へ共、ミちかく(細)あや聞候様ニと存、右之通書付候。

一筆申入候、然ハ馬之尾御用ニ候間、四百筋急ニ取集メ、在御用場へ為持可被指越候、以上。

九月八日

浦留・大谷へ申付候。

九月八日

小嶋惣左衛門

浦留・大谷へ申付候。

九月十三日

一（見せ消ち）「湯山村ほうじ多祢が池端、御法度ノ御用木くさり申二付、御建木被下候」様ニ願書出候し、奥書仕上ケ申候、是ハ浜坂より願来り候由、此方止メ申候。

一同村坂鳥札御免札願書例年通。

同日

一河毛忠右衛門様御家臣、不届之儀有之、御追放被仰付候所ニ、村々ニ而明松ミのかさ出し申二付、代銀売上ケいたさせ、越候様ニ被仰下、調上ケ申候代、請取申候。

岩本御蔵へ毎年之通葦藁縄払申覚

一葦拾六枚 内拾三枚上構

三枚 下構 壹枚陸上 壹枚岩本 壹枚大谷

こたくり

内八束 上構

貳束 下構 五わ町 四わ本浦留 五わ牧谷

三わ小羽尾 三わ大羽尾

六匁壹束ニして

一藁三拾束 内廿五束上構

五束 下構 岩本

一土佐縄五拾束 内

右急御用ニ候間、十月十日限ニ被申付、山根平六へ払候様ニ可被申付候、以上。

九月十八日 小嶋惣左衛門

内廿五束 下構

同日

一筆致啓上候、弥御無事御勤珍重ニ存候、然ハ旦那為入用、何角御差越被下候物、出置候手形之分、代銀払可申候間、右之手形ニ代銀請取相済、取ニ参候様御申付可有候、右火事ニ付、火事前之分も相延い申候間、今月中ニ不残払申候様ニ被申付候間、如此ニ御座候、御セわ二候へ共頼入候。

九月十四日

松井番右衛門内

森半蔵

徳兵衛殿
十四郎殿

一筆申入候、然ハ当七月出し酒御運上不足之由、御勘定所より申来候、去年七月払、当七月払、御勘定所之返抛見合可申候間、人別書付両年之返抛、早々両構共ニ差越可被申候、尤延々ニ而難成候間、飛脚ヲ以可被差越候、以上。

九月廿四日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
十四郎殿

御年貢米船ニ而積廻シ申通控

九月廿八日

十月二日

一六拾四俵

本浦留村 一百九拾俵 牧谷村

十月十五日

同日

一八俵

町浦留村 一三拾七俵 本浦留村

十月十七日

十一月廿四日

一三拾俵

小羽尾村 一拾壹俵 牧谷村

一筆申入候、然ハ御用大工之儀、度々御郡々申遣候へ共、未作方仕廻不申旨、不被指出、樋小屋御用必至と御手支罷成候、依之御郡々割符申候、其御郡より四人申付、明後日迄二早々可被指出候、作方仕廻候者可有之間、致吟味指出候様申入候へ共、吟味ニ何方不二故と被存候、急度人別ニ致吟味、口書も取可被遊出候、作方仕廻候者、村庄や申付候而も、とやかくと違背断も申者有之候ハ、早速各迄其段相断申様被申付、嚴敷被致吟味、他所大工直クニ鳥取へ参居申者共、相知レ候者致吟味、人別書付可被指越候、此度之御用、人別不吟味ニては御手支ニ有之候間、此旨役人共へ嚴敷可被申付候、恐々謹言。

九月廿九日

日比久右衛門

徳兵衛殿
重四郎殿

松姫若様、先月廿日御逝去ニ付、今日より八日迄七日之内、諸事穩便仕候様ニ被仰出候間、普請之儀は不苦候、此旨末々迄被申渡候、恐々謹言。

十月二日 小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
重四郎殿

新御小人証文奥判仕候控

一 左近村八郎右衛門 (東郡・池田侍) 豊前守様御小人ニ罷出申候、

十月三日奥判仕候。

一 中村 忠四郎 御同人様御小人ニ罷出申、

十一月十四日同奥書。

一 浜大谷村分右衛門・平五郎 兩人御同所様御小人平介・七郎兵衛

五日差出申候。

一 岩本村安兵衛 (藩主池田家) 御表様新御小人

十二月四日村田可太郎様当。

岩常村・太田村之間ノ大井手、去秋御普請奉行田上源四郎様川ニ御掘り被成候、井手桁(細く)ほそく切申二付、当年又被仰付、太田甚太郎様井手(桁)げた直上ケ被成候、村々より人夫出し申二付、道法ニよつて日用銀被遣候二付、書付越候様ニ甚太郎様より被仰付、書付遣候控。

岩常村迄

一 壹里余 蔵見・南田・栗谷・浜大谷・岩本

一 壹里半 中村・久志羅・高江・矢谷・八重原・両浦留・牧谷

一 貳里 海士・湯山・小羽尾・大羽尾・陸上

一 貳里半 田河内村

右道法大(方)ほう書付進上仕候、其村ニ塩見谷・高江より奥ハ岩常ノ二神(三上)之坂越申積り二仕候、七山ノ方本道ヲ通り候へハ、相違仕候、本道通り被成被遣候へハ、

一 貳里半 高江・矢谷・八重原・栗谷・南田・蔵見

一 三里 中村・久志羅・左近

右之通ニ而御座候、以上。

十月七日 徳兵衛

太田甚太郎様

一 筆申入候、然ハ御取立目録致如何延引被申哉、此書状達次第早々指出可被申候、若子細も有之候ハ、其品可被申越候、当年ハ加様ニ延引被申、手

柄とハ不存候、早々可被指出候、為其如此二候、以上。

十月十日 小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
十四郎殿

一 筆申入候、然ハ御郡懸り寄竹木、御役人受取手形壹枚ニ返抛書かへ遣候、辻目録割相添遣候間、引合見可被申候、相違も有之由、不審之儀も候ハ、無遠慮可被申越候、追而此辻目録ハ又候、此方へ返し可被申候。

一 御作事小屋へ相払候材木、羽山理右衛門請取手形、払済次第急ニ壹枚手形二書かへ貰可被申候、其上ニ而右壹枚手形、此方へ可被指出候、以上。

十月四日 不破豊右衛門

御本書ハ高山へ遣候。 徳兵衛殿

十四郎殿

解毒渡申覚 (藩主池田家) 京都大槻新兵衛 (京都・曹洞宗) 道正庵殿手代

一 百八拾貳粒 善十郎組 一百七拾貳粒 安次郎組

一 百四十六粒 久四郎組 六つかへ立候へ共、式つツ、弁二請候。

合五百粒

宝龍院奉加袋

一 貳百十袋請取 善十郎組 一七拾袋 安次郎組

内八拾袋 同六拾袋 久四郎組

此袋ハ、宗旨庄屋へ村々より相渡スはづニ申渡候。

十月十八日

一新町金剛院焼失二付而、万人講進被申候由、小村藤兵衛様より御状被下候故、帳面請取置候。

一 御取立目録十月廿日ニ上ケ申候。

十月廿二日

一 八東郡西ノ御門村辻堂ニ而、十月廿一日禪門壺人病死仕候由、此者死前ニ、岩井郡浦留ノ者之由申二付、物左衛門様より吟味致 様ニと被仰下、早速組頭安次郎遣シ遂吟味候所ニ、両浦留・田後共ニ、根帳ノ者ニ而ハ無御座

候二付、其段口書いたさせ上ケ申候、浦留三右衛門江入遣候。

重四郎殿

一筆申入候、然ハ当年掛り大豆、五歩掛り被仰付候間、被申付上納候、以上。

十月廿六日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一唐竹六拾束 五十本ゆい 上構
一同三拾五束 三十本ゆい 下内廿束善十郎組

右御作事小屋御用ニ候間、来月十五日限ニ相払候様ニ可被申付候、以上。

十月廿六日

不破豊右衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

十月廿六日

一栗長九尺二六寸角 四本
一同長九尺五寸角 五拾本
一同長式間六寸角 四本
右鳥取御蔵屋建申候御用ノ木被仰付候、御山奉行殿御廻り我等構ニ而、五寸より上ノ木ハ無之二付、其段御断申候。

御表方御用十月廿七日

一初摺米四石

内式石上構へ預ル
内式石下構へ預ル

一小豆六升 上構

右之通被仰付候。
一間合庭式拾五枚 下構 内十枚善十郎組
九枚安次郎組
六枚久四郎組

一中庭式拾五枚 上構

右之通御用二付、来月十日限ニ山根平六へ払付候様ニ、可被申付候、以上。

十月廿七日

徳兵衛殿

小嶋惣左衛門

一筆申入候、然ハ常憲院様御十三回忌御法事、来ル八日より十日迄御執行被遊候、御法事中、獵師其外殺生停止、追而御郡中江可被相触候、恐々謹言。

十一月三日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一筆申入候、然ハ三職直段、只今迄上大工三匁式分ニ候、来ル六日より三分下り式匁九分ニ被仰付候、左様ニ相心得可被申候、恐々謹言。

十一月三日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

当暮御塩手御入米覚

一拾五石 御表様分
一拾石 豊前守様分
一式石八斗八升 式部守様分
一拾五石九斗式升 在御用場
一九斗 御部屋様分
在御用場より預り申候

一岩常村次郎平株ニ而、宝永七寅ノ年より、湯村又右衛門運上七拾五匁ニ而造り候、請株之内ニ而ハ無之と見へ候、左候ハ、新株之差紙可有之候、委細様子可被申越候。

一岩常村ニ大坂屋平右衛門と申古株有之候哉、遂吟味可被申越候。

一浦留村ニ利右衛門と申者古株有之候哉、遂吟味可被申越候、右之通先頃被指出候帳面不具ニ付、此方帳面仕立不申候、急ニ吟味被申、具ニ可被申越候、以上。

十一月九日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

右御返答申上候控。

一筆申入候、然ハ田後道心岩屋敷・岩常道化候、両村ニ少し当成(平)之場所所有之候間、急々帳面御越可被成候、以上。

十一月十日

竹内治太郎
山根幸左衛門

本浦留 細田清助

右之通被仰付、吟味仕候へハ、亥年薬師堂ニ式間ニ式間(差掛け)ノさしかけ仕度と願申候ニ付、其家敷地ニ而候、此屋敷岩なめニ而ほり立成り不申由、其段御断仕候へハ、去子ノ願書御戻し被成候、宗旨庄屋源藏奥書も有之ニ付、戻し遣申候、以上。

一六拾九石式升八合 中嶋殿通 本より□迄

一拾壹石壹斗八升 海老名殿通

合八拾石式斗八合 十一月十三日改

外二三十八俵小切手有之候、外二十五俵海老名殿通ニ有、

前二押切れ処ニ載セ不申候。

十一月十一日

一鳥取愛宕山金剛院、御両国托鉢之願、埒明御廻り被成候、帳面ハ宗旨庄屋衆へ御置候由、御頼入申候。

同十二日

一同浄覚寺、御両国托鉢之願、埒明御廻り被成候、帳面も御持参なく、大口定右衛門殿より之御状御持参被成候。

十一月十三日

一内林度々其御用ニ伐り荒シ、其上御藏御番所、又ハ引足之御侍方御家来、内林ニ入申ニ付、願仕、下書来丑(享保六年)ノ年より五年ノ内、右之願ノ村々御留メ被下候、先十二月ニ埒明候御状参候、御本書高山へ遣候。

十一月十二日

一若殿様御袴着御祝儀ニ付、池辺河ニ而も、取次第二御台所へ持参候様ニと被仰付候、若外売仕候者ハ、曲事ニ可被仰付由被仰下、其段組頭衆へ申渡候。

一岩本御藏毎年米詰り、おだれ御囲被仰付候、其上当年・来年兩年三分通り、夫口代米共ニ、鳥取大麥ニ付被仰付候、依之かこ(間)斗ニ而ハ迎も米入所無御座ニ付、御用場へ右之通御断仕、式間ニ五間斗りほり立ニして、米入所

御立被下候様御断仕遣候、則御普請奉行様へ被仰付被下候、依之御入用ノ竹木割符申候。

一御普請奉行様、岩本へ御越被成候ニ付、ぞうし(雜事)薪木申付候、十一月十九日御下奉行衆岩本へ御越、廿一日町浦留、廿二日本浦留、廿三日牧谷、廿四日小羽尾、廿五日大羽尾、廿六日陸上村、右之通申付候、廿七日より上構出し申候。

一右小屋がけ間ニ合不申、はや御藏積り申ニ付、十五間藏おだれ御囲被成候、わら百メ、竹五束三十本ゆい、なわ三束、右差出候様ニ、太田甚太郎様より被仰下、わら三十メほど此方構ニ而出し申候、其外ハ竹なわ共ニ上構より出し申候、十一月廿日。

一わら六メ大谷、七メ岩本、六メ町浦留、四メ本浦留、六メ牧谷、三メ小羽尾、六メ陸上、右之通十一月廿二日ニ御藏へもた七遣候様ニ申渡候、是ハおだれ御入用也、合三十八メ。

十一月廿三日

一三十本結竹七束、小屋かけ御入用ニ又被仰下、三束善十郎組より出させ申候、メリ(マ)四束上構より出ニ被申候。

右同断御用廿四日

一松廿七本 長式間 内拾式本下構より出ス 内四本久四郎 四本安二郎

壹尺式三寸廻

四本善十郎

同日

一わら百八十メ 内八拾メ下構、廿メ久四郎 三十メ安二郎

三十メ善十郎

一三十本ゆい竹式束被仰下、岩常彦七組より出し申候。
一(見せ消ち)「同御用筵三十枚御用之由、被仰下候。」

十一月廿六日より番人付させ候

一御藏御囲出来、今日より米納り申ニ付、今夕より番人申付候様ニと被仰下、岩本村へ申付候、前廉御用場より番人之儀御藏より申参候ハ、出させ候様ニと被仰付候。

一細川村清次郎儀、此度常憲院様御法事大赦ニ付、御免被遊候。

餅米御藏扱申手形出ス控

十一月廿七日
一拾九俵 浜大谷村
十二月十日
一拾壹俵 浜大谷村
一六俵 浜大谷村
十二月十七日
一三俵 同村

一筆申入候、然ハ野崎助右衛門家来三助と申者、浦留村之者之由、根帳之名源太郎と申者之由、若此後所へ立帰候ハ、擲置、早々注進可有之候、尤根帳面消し可被申候、為其如此二候、以上。

十一月廿九日

小嶋惣左衛門

德兵衛殿

源藏殿

一筆申入候、老州様御用瓢箪三つ急御入用二候、則なり形致し別紙二遣候、此形之通少し寸法相違ハ不苦候、急二村々吟味被申、一兩日中二指越可被申候、以上。

十二月五日

一直り御別紙参候。

一御切手式百五拾五石六斗老升六合、十二月十日下構より払付申候、

書状上ケ之御返書写

書状令披見候、然ハ御支配切手為持被差越、則不破豊右衛門・日比久右衛門より受取手形遣候、牛銀米立人別判形候様被差越、受取候、德兵衛構、明日可被差越間、承知申候。

一岩本御藏此度建候、仮藏今年迄二而も無之、来年も其ま取置用申度旨、依之御入用究候、人夫御上江被仰付、□二飛被差越候、委細令承知候、則太田甚太郎へも其段申達、勘定可被相立筋二候、左様可被相心得候、おたれかこひ（尾）之儀ハ、前之通□役二而寄物、御郡より差出候様二可被申付候、右之藏菰かこひ（尾）二候へハ、来秋米入候節、繕之儀ハおたれかこひ（尾）之通、御郡より作廻可被申付候、恐々謹言。

十二月十日

小嶋惣左衛門

德兵衛殿

十四郎殿

一筆申入候、然ハ先日願被申候村之内林下菟、御聞届相濟候処、湯村・岩常村願之内二入申度旨被申二付、其段申達、両村共二願之内二入遣シ候、弥

（享保六年）
来丑年より五年之内、願之村之内林二而、在宅面々并御番所御藏方、下菟不仕様二被仰渡筈二有之候、左様相心得可被申候、右両村江も右之段可被申聞候、恐々謹言。
十二月十四日
大谷
小嶋惣左衛門

德兵衛殿
高山
重四郎殿

覚

一間二相筵拾枚

一同拾枚

一同拾枚

右之通被申付、急二夫々江弘七可給候、以上。

十二月十四日

小嶋惣左衛門

德兵衛殿

一間二合筵式枚

右之通御越、恐々謹言、以上。

十二月十四日

小村市右衛門

德兵衛様

一筆申入候、然ハ来年御入用塩弥百俵増、都合式百五拾俵可被申付置候、以上。

十二月十五日

小嶋惣左衛門

德兵衛殿

一筆申入候、然ハ土佐繩五百束、来年御用二候間、来四月迄到来次第二、山根平六へ払候様二可被申候、為其如此候、恐々謹言。

十二月十六日

小嶋惣左衛門

德兵衛殿

重四郎殿

内式百六十束上構割、式百四十束下構二割申候。

一筆申入候、然ハ御作事方御用二申付、伐り出シ候内、林材木御定直段二而代銀被遣候間、山羽利右衛門請取手形取集、廿四日迄二可被指越候、代銀御定直段書付可遣候、先達而此段申遣候処、其已後何之沙汰も無之候、当暮請取不被申候ハ、大延二可罷成候、其上御役人手形持居申候而は、其限々

二埒明不申候而は必入組、及不埒候者二候間、猶又此段申入候、恐々謹言。
十二月廿二日 不破分右衛門

德兵衛殿
重四郎殿

一筆申入候、然は猪平安左衛門江弘被申候御運上藁、并海そうめん、当分手形、急壹枚手形ニ致候様ニ可被申付候、海そうめん、代ニ而相濟候様ニと覚申候、然共、安左衛門より右之通申來候、早々壹枚ニ引替可被申候、恐々謹言。

十二月廿二日

小嶋惣左衛門

德兵衛殿

御藏(飾り)かざり物

六本(余計)よけい

一(御藏)ミ(飾り)さい木七拾式本

一(ユズリ)いつり葉

八本(余計)よけい

一(飾り)かさり竹五拾本

一繩壹束

右之通上構より出シ申候。

一門松式拾四本 内六本浜大谷村、四本町浦留、式本浦留

四本牧谷村、式本小羽尾、式本大羽尾

四本陸上

一(糞組 飾り)みのくみかさり 岩本村より、尤人夫共ニ

一大根三拾本 陸上 一(英)うら白 田河内

右之通下構より出ス。

十二月廿三日

一筆申入候、然ハ陸上塩拾五俵、御部屋御用ニ候間被申付、払せ可被申候、塩預り手形被指越候ハ、御支配切手請取可遣候、早々預り手形可被指越候、以上。

十二月廿三日

小嶋惣左衛門

浜大谷村

德兵衛殿

十二月廿六日

一町浦留村三右衛門、田地壹反四畝廿五步永代ニ香林寺へ売、証文奥書い申遣候。

享保五子ノ年

享保六年

(表紙)

享保六年

享保六年

日記

辛丑正月日

正恒

御家老様

在御吟味役

御新田方

荒尾志摩様

松井番右衛門様

竹内林次郎様

鶴殿大隅様

小泉藤次郎様

同助役

伊豆様御家臣

荒尾□門様

竹内治太郎様

御郡代

御郡奉行

山根幸左衛門様

青木軍太夫様

伯州

在御普請奉行

御舟手

御郡奉行

杉田久兵衛様

箕浦藏人様

不破分右衛門様

岩本御藏目附

御舟手

日比久右衛門様

去秋より当六月迄

因幡

因幡

中山浅次郎様

御舟手

河毛忠右衛門様

御藏奉行

箕浦藏人様

田中勘兵衛殿

河崎権大夫様

御舟手

小嶋惣左衛門様

御藏奉行

箕浦藏人様

末田藤太殿

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

御舟手

御郡奉行

御藏奉行

重四郎殿
尚々、備前大工、其外他国大工・木挽参候ハ、追々可被書出候、以上。

二月朔日
一 田河内村次左衛門、新御小人ニ罷出奥書仕遣候、御表様ニ出、(藩主池田忠孝)村田可大郎様当。

一 筆申入候、然ハ酒御運上、去旧払未払不申段、いか様之儀ニ而延引被申哉、難心得候、此書状達次第二早々為持可被越候。

一 御破損方へ払被申候竹、長谷川平藏奥書有之手形、早々奥書平藏へ戻し、不破分右衛門申談候通、売手形ニして奥書取直シ可被申、先平藏奥書ハ願有申候、以上。

二月二日

小嶋惣左衛門

御連状拜見、此間ハ万(重九)首尾能御勤被成、珍重存候、然ハ酒御運上冬払候義、なるほと両構共之我等方へ請取候ニ付、手形出シ候、今日小嶋氏被相尋ニ付埒明申候、右之内ニ而、古株之方へ明日払付申筈ニ候間、追而我等手形と佐藤儀助之手形引替可申候、恐々謹言。

二月四日

喜多村彦二郎

徳兵衛殿
重四郎殿

乍返書令披見候、然ハ去冬払酒御運上之義申遣候処、喜多村彦二郎へ払込置被申旨ニて承知、帳面相改申、成程四宝(銀)九百八拾目壺口、九百五拾目壺口有之候、此内ニ而御勘定所へ遣し、喜多村彦二郎手形と引替可申候、一大羽尾村御運上油小手形ニ而居中由、猪平安左衛門儀、御会所松井弥一兵衛へ引渡し、只今勘定ニ仕懸り被居申候間、急本手形ニ引替可被申候、安左衛門儀只今下台町ニ被居申候、早々引替候義可被申付候、恐々謹言。

二月四日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
重四郎殿

一去冬被仰付候土佐繩五百束、内式百六拾束上構、同式百四拾束下構ニ割申候、

三月中ニ払候様被仰付候。

内八拾五束 安次郎組
同八拾五束 善十郎組
同七拾束 久四郎組

二月六日ニ書参候

一 若州(福井県若狭郡小川)三方郡小川浦より、例年之通岩本村へ出獵ニ、

弥次兵衛 又四郎 孫十郎 以上三人参候、

宿甚右衛門 宿兵右衛門 宿二郎兵衛

右獵舟六人乗人数十八人参候、岩本村より御舟手御番所へも例年直ニ相断申候。

大工木挽改帳面上ケ申候控

一 上大工、町浦留村上仁左衛門・同甚介・同十郎右衛門・同喜平次・同吉右衛門・同市郎大夫・同忠大夫、中大工、同村庄八・源左衛門・源四郎、右浦留大工木挽、大隅様御用ニ被仰付候。

一 浜大谷村上権大夫、此者近年病氣ニ罷成、達者成ル儀ハ得不仕而上候。

一 蔵見村上林大夫、此者作仕候、開作時分ハ御免被遊被下様ニと奉願候。

但州浜坂ノ者

一 岩本村上左衛門、此者(重九)尼子庄右衛門様御抱。

一 上木挽町浦留豊四郎、此(重九)六石余作仕候ニ付、御用御免被遊被下様ニと奉願候。

一 上木挽町浦留助大夫。

右之通帳面上ケ申候。

一去夏御用之竹木、船ニ而積廻し申候運賃、(享保六年)丑ノ正月十一日ニ在御用場より

請取相渡申□□三分式被遣候、運賃足五十壺石四升之内、三分一 米足

三十四石式升六合六夕ノ代。

一 銀高五貫六百七拾壺匁分 請取申候石ニ付、百六拾(目替)めかへ。

内

一 七百拾壺匁分壺り壺毛 大羽尾船

一 式貫四百五拾三匁三分三毛 田後船

一 壺貫三百三拾三匁三分三毛 網代船

一 式百拾三匁三分三毛 岩本船

一 八五五拾三匁三分三厘三毛^(匁)
 一百六匁六分六厘六毛^(匁)

岩戸船
 高草郡

加路三郎兵衛船

^(字保) 丑ノ二月十二日使加路

六兵衛二相渡之

合五貫六百七拾壹匁分九毛 丑ノ二月十二日二相渡申候、尤外二人別帳請取、判形いたさせ上ケ申候。

奉願寛

一 松木拾本 同廻り式尺廻り

一 雜木式拾本 同壹尺五寸廻り

右ハ私当年貢不足仕ニ付、私自分林ノ木、上山彦左衛門様へ売申持参仕候、此段宜被仰上、御埒申度候。

享保五年子ノ十二月日

左近村伊兵衛

年寄 伊平次

同 兵右衛門

庄や 甚右衛門

大庄や 徳兵衛殿

別書之通承届候而申上候、以上。

子ノ十二月日

大庄や徳兵衛

小嶋惣左衛門様

表書之木数聞届候、以上。

丑ノ正月十一日

小嶋惣左衛門

福永惣兵衛殿

一 筆申入候、然ハ播磨万歳、昨日限ニ而鳥取致発足候、依之道筋宿所之外、一宿仕せ候儀有之、追而相聞候ハ、急度其村々庄や・年寄越度可罷成候間、此段村々へ稠敷可被申付候、以上。

二月十五日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

大庄屋

徳兵衛殿

十四郎殿

右組頭中へ申渡候。

一 筆申入候、然ハ各構組頭、組合村々書付、□次第二指越可被申候。
 一 貴殿方名字^(苗字)、是又書付指置可被申候、以上。

二月十九日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

右明ル廿日両構所ニ帳ニ而書付上ケ申候、名字^(苗字)も別ニ兩人壹所ニ書付上ケ申候。

一 筆申入候、急御用ニ付、別紙大工申遣候間、此書状相達次第ニ被申付、貴殿方書状相添、急々鳥取へ罷出、我等へ相達候様可被申付候、開作之者可有之候へ共、只今之内ハ農業之妨も有之間敷聞可被申付候、開作之者有之候ハ、追而貴殿より被申越次第ニ所へ戻し可申候、以上。

二月十九日

河毛忠右衛門

尚々、先日被指越候大工帳、去年被指出候帳面と引合見申候、当年ハ大工・木挽共少ク有之候、如何様之儀ニ減し申候哉、返答可被申越候。

大工蔵見村林大夫・院内村平四郎、此者木挽故、其通

右之兩人此度被仰付候。御断仕候。

一 陸上村兵右衛門儀、不届ニ付、入籠被仰付置候、此度急度可被仰付候へ共、段々村方より願申ニ付入籠御免、所へ其俣御指置

被成候、此段被申渡、出籠可被申付候、以上。

二月廿三日

小嶋惣左衛門

二月廿三日

徳兵衛殿

二月廿三日惣左衛門様より

一 古綱壳払申者有之候ハ、樋小屋御用ニ調被遊度由被仰付候。

覚

一 町浦留村大工源四郎・湯村勘右衛門。

一 木挽銀山村兵左衛門・蒲生村伝右衛門・馬場村吉左衛門、右之通ニ当年之帳面ニ無之候、以上。

二月廿七日

河毛忠右衛門

二月廿七日

徳兵衛殿

重四郎殿

重四郎殿

一筆申入候、然は此頃被指出候大工・木挽帳面、去年之帳と引合見申候処、別紙之通当年之帳面ニ無之候、如何様之義ニ而書出不被申候哉、具ニ別帳ニして可被指出候、尤断有之者ハ其品書加可被差越候、且又他国大工・木挽参込候者、是又早々人別書付可被指越候、恐々謹言。

二月廿七日

河毛忠右衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

一二月廿七日罷出、牛銀請取申候。

三月二日

一矢谷村茂兵衛・重蔵兩人、讃州金毘羅参詣仕、往来手形遣候。

三月二日使年寄三大夫

一六拾目 浦留御用馬増銀ニ渡し申候、六疋分。

同日

一海土村吉郎兵衛・十三郎

一細川村伝次郎・岩戸浦徳十郎・六蔵

右讃州金毘羅へ参詣仕、往来手形遣候。

一町浦留忠三郎・仁三郎・善四郎・十郎右衛門・くま(見せ消ち「以上五人」)

右同断、

伊兵衛・多兵衛合七人。

一岩本村彦六・長介・藤左衛門・佐兵衛・三郎左衛門以上五人。

一栗谷村重右衛門・与一兵衛兩人右同断、往来遣候。

六月四日

一左近村彦助・久四郎兩人金毘羅へ参詣仕、往来遣候。

同日

一小羽尾村与一兵衛・勘右衛門・平六・安兵衛右四人金毘羅へ参詣仕、往来遣候。

一筆申入候、村々廿日役帳見申度候、急ニ御借し可被下候、以上。

二月廿九日

竹内治太郎

徳兵衛殿

十四郎殿

一筆申入候、然ハ此頃被申聞候、南田村及困窮候ニ付、棒役御免願之段遂評儀候、永ク御免之儀ハ難成候、今年老年御免被成候、左様ニ相心得可被申渡候。

一岩本村御蔵夜番之儀御免被成儀、不通ニ難成候、然共、致思案見可申候、左様ニ可被相心得候、以上。

三月四日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

松井番右衛門

大庄や徳兵衛殿

棒役覚

一六軒 左近 六軒 久志羅 三軒 中村

六軒 蔵見 三軒 南田 三軒半 栗谷

三軒半 八重原 壹軒半 矢谷 貳軒半 高江

五軒 湯山 三軒 海士 四軒 細川

八軒 浜大谷 五軒 岩本〇 四軒 本浦留〇

拾三軒 町浦留 三軒半 牧谷〇 貳軒 小羽尾〇

貳軒半 大羽尾〇

拾三軒 陸上、内五軒半西くかミ(陸上)

五軒半中嶋

貳軒 田河内

合九拾八軒

拾軒半 洗井 貳軒半 銀山 拾軒 蒲生

貳軒 馬場 壹軒 相山 三軒 白地

壹軒 真名 三軒 長谷 拾四軒 湯村

四軒 宇治 三軒半 恩志 三軒半 高山

六軒 本庄 貳軒 河崎 壹軒 太田

六軒 岩常 貳軒 高住 壹軒 長江

三軒 院内 貳軒 荒金 貳軒 黒谷

貳軒半 池谷 三軒 円江寺 四軒半 外村

四軒 小田大谷 壹軒 大坂

合九拾八軒

一筆申入候、然ハ三職作料銀、当月朔日より五歩増ニ被仰付候間、在中へ此

段可被申触候、為其如此二候、以上。

三月八日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
十四郎殿

三月十六日

一 田後源六・長松・源介・助左衛門・太八郎・長次郎・多吉・六藏・加七・次郎介、合拾人例年之通商売ニ出舟仕候ニ付、先判願參、聞届、宗旨庄屋より血判可被申付候。

一 筆申入候、然ハ殿様来ル十九日勝見へ御湯治被遊候ニ付、荷馬左之通、

一 荷馬拾疋 同十八日鳥取へ罷出致荷請、翌十九日罷出候、右之通間違

不申様被申付、可被指出候、以上。

三月十六日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

徳兵衛殿
十四郎殿

内、五疋浦留、五疋湯村より遣候、

宰領銀浦留村茂兵衛參候。

船運上銀払手形

上銀

一式拾五匁 牧谷 一八拾三匁五分 湯山・海士

一三拾貳匁 陸上 拾匁 浜大谷 拾四匁 小羽尾

六拾五匁 大羽尾

三百九拾九匁五分 細川・岩戸・網代・田後・岩本分

一 筆申入候、然ハ去ル十九日ノ夕、大手御堀際ニ手負死人有之候所、相手不知、死人脇差無之候、依之御吟味被仰付候、脇差注文別紙之通ニ候間、買取候か、並質ニ取候か、又金具共ニ打はつし、色色ツゞニ而も売取候もの有之候ハゞ、其主相改、早速注進可有之候、若隱置、外より相知於申ニハ、急度曲事ニ可被仰付候、嚴敷被遂吟味、返答可有之候、為其如此二候、以上。

三月廿四日

小嶋惣左衛門
小泉藤次郎

松井番右衛門

大庄や 徳兵衛殿
同 十四郎殿

脇差注文

一身無銘壹尺八寸斗 一 鑷・切羽共金

一 白鮫 一目貫無赤模様おぼこ

一 柄糸黒糸 一 縁赤銅(魚子)な、こ 一 鑢鉄(透かし)すかし
模様唐花菱

一 鞘黒塗た、き 一 鷲目銀二座赤銅

一 下緒桑茶色 一 小刀忠国打

一 小柄赤銅居物ぶどう色絵

以上。

右之通吟味仕候へ共、村々不審ケ間敷儀無御座、其通四月四日申上候。

藏見大工林大夫作分ノ田畑

一 中田式反十式分、上八分、下拾式分、下々田四分

田高合三石三斗八升四合。

一 中畑五畝六分、中廿四分、下十式分、上九分、上壹畝、下壹畝

畑高合七斗六升式合、外切畑式畝、高六升

田畑畝数合式反九畝廿七分

高合四石式斗六合

右之通、帳面以御断申上候へハ、御聞届、御用ニ鳥取へ出い申候へ共、御

戻し被下候、以上。

四月四日

一 蒔田十郎兵衛様へ、町浦留八助と申者御奉公ニ有付、請人ニ同村多兵衛・

加右衛門兩人立申候、惣左衛門様より請判取越候様ニと御頼被下、判本見届、

四月四日ニ返進仕候。

一 血判御改ニ、当年ハ河毛忠左衛門様御廻り、三月廿九日ニ銀山越ニ御越、其日陸上迄御仕廻被遊、御泊被遊候、尤新井より町浦留も御仕廻、牧谷・羽尾も御仕廻被遊候、四月朔日二本浦留・田後・網代・岩本・大谷・小田谷へ御越、不残小田谷御仕廻被遊、池谷へ御泊り被遊候、二日ニ塩見谷へ御越、湯山迄昼迄ニ相濟、覺寺村へ御越被遊候。

一 筆致啓達候、然ハ太田村沢井手模様附替申ニ付、井手はた不残は入用も無

之候、起二も被仰付被下候様ニ所々より願申候、銘々地損可有之候、起可申哉、無左候ハゞ、願人江遣シ起候様ニ可致候、御吟味之上様子可被申越候、此段急々御返答可有之候、為其如此ニ御座候、恐々謹言。

四月二日

竹内治多郎

山根幸左衛門

徳兵衛殿

一御掘後ノ砂川埋り、浜大谷村沢ノ水引不申ニ付、御願申、御掘被遣候、依之土俵・なわ被仰付、左之通申付候。

一土俵百枚 三十枚大谷、式十枚岩本、式十枚町

十枚本浦留、式十枚牧谷

一土佐繩壹束 式わ大谷、式わ岩本、式わ町、式わ本浦留

式わ牧谷

三月廿九日

一御用馬六疋 内式疋湯村

四疋浦留村

右は勝見御入湯之節、御中替りノ御用ニ参候、四月三日勝見へ参候、宰領本浦留より参候、宰領銀拾匁相渡し申候。

御運上油之覚

一式石六斗八升 田後村

一壹石式斗 網代村

一四斗 大羽尾村

一四斗式升 岩本村

合四石七斗

四月十一日

一湯山村八左衛門・女(女)同いぬ、(京都府高津市・知恩寺)兩人丹後国文殊参詣仕度由、願ニ付聞届、往來手形遣候。

五月朔日

一田後村彦四郎母、市左衛門母、仁三郎母以上三人西国へ罷出度、願聞届、往來手形遣候。

一筆令啓達候、然ハ御城内御普請御用御材木左之通、先内林ニ而ま(開引き)ひき代(俵)ニいたし、用水(つご)より内指出候様ニ可被申付候、別而御材木置所小屋木式百五

拾本持急候間、此分随分急出候様ニ可被申付候。

一式百五拾本 御城内材木置所小や木、栗二而も松二而も、

九尺下丸太

一 御城内扉覆御用、栗式間大丸太、

壹間二候ハゞ、右間数ニ合候ほと式百本。

右之通岩井・法美両郡之村々、内林ニ而かたより不申様ニ代らせ、急可被指出候、残方ハ六月已後伐候様ニ可致候、以上。

四月九日

小嶋惣左衛門

尚々、指出し候節ハ近村も合、大庄や相届、拙者迄送添出候様ニ可被仰付候、
弘所ハ丸之内ニて候、以上。

一右式百五拾本

内百三拾本 法美郡上構

メテ百式拾本 岩井郡下構 内五拾本善十郎組より出ス

四拾五本安二郎組より出ス

式拾五本久四郎組出ス

一

一 一百本

内五拾五本 法美郡上構

同四拾五本 岩井郡上構

一筆申入候、然ハ殿様勝見湯村より、来ル十五日被遊御湯候、依之両構荷馬拾疋、十四日ニ勝見湯村へ直クニ罷越、人見佐一右衛門様相通差図ヲ請、致荷請候様可被申付候、間違不申様念入可被申付候、以上。

四月十二日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

馬拾疋 内六疋湯村遣ス

四疋浦留ニ遣ス

宰領湯村より参候。

一安芸国為右衛門と申者、四月十六日御城下へうろたへ参候ニ付、御町奉行様より被遂御吟味、御用場より陸上境迄村送りニ而、十七日未上刻ニ御状持召連参候、其より浜大谷年寄相添、村より人式人ツ、付ケ、陸上境迄送り申候。

四月十八日

一米五拾俵、

右ハ湯山善十郎組御借米、岩戸迄船ニ而取帰り申度と願候二付、御蔵へ手形出し申候。

一筆申入候、然ハ大坂御町奉行北條安房守殿・鈴木飛騨守殿与力中、西国・中国廻り被申候二付、御両国之内へも被罷越等二候、未日限ハ不相知候、別紙両通、右御町奉行中より御渡し被成候、則遣候、此旨往来道筋之村ハ不及申、御郡中村々へも可被申聞置候、右之与力中何れ之村ニ可被罷越も難斗候間、何れ之村々ニ而も油断無之様ニ可被申付置候。

一御国境之庄屋へわけて念入可被申付置候、尤近国右之衆中御越候儀相知候ハ、早速此方へ注進有之、尤隣国へ手寄有之候ハ、兼而頼遣置、様子知次第此方へ注進可有候。

一右之衆中御越候節、前々取捌之儀、追々可申入候、以上。

四月廿三日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

大庄や

宗旨庄や

覚

一近々我等共組与力同心、中国西国筋へ差廻候御用之儀二付而ハ、其所之役人江相達儀も可有之事。

一右之者共廻り候節、馳走ケ間敷儀は勿論、宿等も構被申儀二而ハ無之候、尤音信等堅無用事、右之通別紙書付之留守居中へ可被申通候、以上。

丑ノ四月

北條安房守組与力 吉田宇右衛門

鈴木飛騨守組与力 田中仁左衛門

安房守組同心 市川嘉右衛門・石川定八

飛騨守組同心 生田孫六・吉見源助

一右之通但州へも聞合候様二と、御用場より被仰付候故、^(但馬)二方郡大庄や書状遣候、返書参申候故、四月廿七日御用場へ上ケ申候。

四月廿八日

一湯村甚左衛門と申者、但州より参、未湯村ノ根帳二付不申、住宅仕居申所ニ、三月ニ無断ニ鳥取へ引越申候二付、段々被遊御吟味、湯村宇左衛門へ閉門被仰付候、庄や茂七ニ手錠打、追込置候様ニと被仰付候、五月八日ニ御免

被遊候。

丑ノ四月、宗旨庄やへ龍岩寺より被遣候

一寺社御奉行様より、寺方間数何角書付出候様ニと被仰付、龍岩寺より御書上ノ控也。

四月晦日被仰付候

一鶏尾丸尾四千本

内式千本 上構

メテ 式千本 下構

一同引尾六百本

内三百本 上構

メテ 三百本 下構

同日 被仰付候

一もぐさ壹貫目

内五百目 上構

メテ 五百目 下構

陸上塩船廻候分加路入津通控

五月五日 五月十六日 同日

一五拾七俵 西村 一五拾俵 同村 一五拾俵 中嶋

七月四日 七月四日 七月廿六日 同日

一七拾俵 中 一百式拾俵 西村 一五拾五俵 中 一五拾俵 中

後七月廿五日 後七月二拾五日 後七月廿五日 後七月廿五日

一五拾俵 中 一五拾五俵 中 一五拾五俵 中 一五拾五俵 中

五月五日浦留御番所より

一御公儀様より此度被仰渡、入江弥市左衛門様御構之村々ニ相触、庄や衆割

判取申候。

一筆申入候、然ハ明後十一日より三職之作料銀四分増被仰付、三匁八分外ニ五分、唯今迄ノ通御救銀被遣、都合四匁三分御渡し可有之候、此段為可申入如此二候、以上。

五月九日

中嶋惣左衛門

大庄や御宛

一筆申入候、然ハ^(驚)わし・熊鷹・鷺類巢ヲ掛り居申候ハ、何村之何山ニ何鳥巢懸り居申段、可被申越候、采女^(池田)様御用ニ候間、御郡中へ相触置、巢見付候ハ、早々注進可被申越候、以上。

五月十三日

大庄や

小嶋惣左衛門

一浜大谷村水御奉行、五月十四日惣^(小嶋)左衛門様より御添状ニ而、十五日ニ被参候、鶴殿大隅様御預り五大夫と申仁被参候、八月朔日迄被相勤、日数合百六日ノ手形遣候。

五月二日二惣^(小嶋)左衛門様より被仰下、十二日ニ御返答申上候

一御城下鍛冶忠国・兼先願二付、嶋根砥石出処御尋被遊候、様子申上、尤鍛冶ならでハ得取不申段、御断ニ久松与左衛門遣候、岩本村ニ而ハ、駄ニ取申儀無御座段申上候、左様ニ参候、忠国・兼先取ニ参候様可被仰渡旨、返事参候。

五月十五日

一岩本御蔵へ残り大豆拾四俵式斗五升御座候由、急々鳥取へ廻し候様ニと被仰下、去年町浦留より払付ニ遣候故、当年ハ湯村より払ニ遣候。

一筆申入候、然ハ^(イチゴ)いちご御好被遊候間、早々被申付、取次第在御用場へ為持可被指越候、払所可申付候、以上。

五月十六日

小嶋惣左衛門

浜大谷村 徳兵衛殿

同廿二指上ケ申候、又取らせ越候様ニ被仰下、廿二日ニもたせ上ケ申候

一筆申入候、然ハ此度従公儀別紙之通被仰出候間、村々へ可被相触候、以上。

五月十六日

小嶋惣左衛門

大庄や

宗旨庄屋

写

諸秤^(ばかり)千木新古ニ不限修復、糸付等内々ニ而拵用之儀仕間敷候、此段向々へ可被相触候、以上。

五月十六日

村々庄や判形置候。

五月廿一日入江様より

一御両国米津留被仰付候、組頭中へ早速申渡候。

一筆申入候、然ハ在御用場、只今迄小屋懸ニ而御用申候、相勤申候所、万々手支ニ付、此度御普請被仰付候ニ付、来ル廿五日より取懸り候、依之御普請成就之内ハ、役所ニ而銘々支度も難成ニ付、朝五つ時出勤、九つ時ニ役所退散候間、廿五日より于後ハ、朝四つ半時より内ニ飛脚到着候様ニ可被申付候、尤右之刻限相延候は翌日まで飛脚之者留置候而、翌日取捌候、平日ハ夜ニ入候而も飛脚不留置、迷惑不仕様ニ取捌候得とも、此度ハ五六拾日之間、万其上御普請之妨被成候付、其格別無之、翌日迄留置候間、此旨相違無之候様ニ飛脚候（見せ消ち「飛脚」之者へとくと申合可被差越候、為其如此候、恐々謹言。

小嶋惣左衛門

小泉藤二郎

松井番右衛門

大庄屋 徳兵衛殿

同 重四郎殿

宗旨庄屋源藏殿

同 政右衛門殿

尚々御用ニ而各役所ニ出勤候儀も、右之通ニ可為心得候、尤急用義ハ昼夜之無差別候、以上。

一乾字金・元禄銀・宝永銀・中銀・三三・四つ宝銀、来寅ノ極月限ニ新銀ニ引替候様ニと、江戸より御條目ヲ以被為仰出、写有之候。

丑ノ四月

一筆申入候、然ハ金銀引替之儀、此度別紙之通従公儀被仰出候、早々村々へ被相触、御書出之趣心得違不申様、急度可被申渡候。

一三職賃銀之儀、今日より上大工作料上銀壹匁五分、中下ハ上銀壹分下り候間、左様被相心得、是又可被相触候、為其如此候。

五月廿四日

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

大庄や

宗旨庄屋

御用馬持拝借銀
一四宝銀三貫二百目 去亥ノ五月二拝借仕候
内壹貫百目 子ノ五月二払

同壹貫百目 当五月廿八日二払
メテ壹貫百目 来寅二払はづ

五月廿八日

一在中衣類、大庄屋・宗旨庄屋妻子共へ下着・田舎絹帶等迄、前々より御免にて、
其外ハ絹類着用御法度ニ被仰付置候所ニ、近年猥ニ付、此度御郡代様より
在御横目小村市右衛門様御廻り被仰渡候、宗旨庄屋・組頭も御寄而被仰渡候、
別紙ニ御條目ヲ以被仰渡候、組頭へ申渡、村々ヲ組頭廻り申渡候。

五月廿八日二済

一岩本村勘七、四月中旬ニ相果申候、同村兵右衛門手前ニ銀米大分勘七より借
有之処ニ、勘七死後兵右衛門より少も借りハ無之と申由、勘七ハ急病ニ而
頓死□□^欠□□^損□□ニ有之ニ付、世倅岩助より申遣候へ共、右之通ニ申候而、
返弁不申候ニ付、出入ニ罷成、組頭大谷久四郎・細川安次郎・湯山善十郎
外ニ大谷庄や次右衛門・岩本庄や茂兵衛打寄聞、扱兵右衛門より銀子三貫
目ほど相立候ニ而、埒明申候。

五月晦日

一金銀通用之儀、從御公儀様より此頃御條目ヲ以被仰渡候ニ付、此度鳥取よ
り又御條目ヲ以被仰渡候、四つ宝銀当十一月中ハ新銀相交、上納も仕候様
ニ被仰付候、十二月よりハ新銀斗取遣も仕候様ニと被仰渡、組頭中へ申渡、
村々判形取置候様ニ申渡候。

一筆申入候、然ハ大工木挽指当り只今御用ニ無之候間、指出し被申間敷候、
此段御用ニ候ハゞ、此方より下知可申入候間、左様心得可被申候、以上。

五月晦日

小嶋惣左衛門

大庄や

宗旨庄屋

五月晦日

一四拾目式分 湯山村坂鳥御運上銀払手形

○壹斗參候

海素麵ノ割

壹斗三升ほと

○壹斗壹升請取

一壹斗五升 岩戸 一壹斗五升 浜大谷 一貳斗 網代
壹斗五升ほと請取申候 三升ほと

一三斗 田後 一八升 本浦留 一壹斗 牧谷

五升請取

○一八升 小羽尾 一壹斗 大羽尾 一貳斗 陸上兩所

三升請取ほと 壹斗ほど

合

内払付申候覚

一貳斗七升 閏七月二日近江様御用、米原多次兵衛様へ

（池田澄吉）
払付御手形有之候。

一三升小泉藤次郎様、壹升日比久右衛門様、五合小嶋惣左衛門様

合三斗壹升五合ニ払申候、

右貳斗七升代、新銀五匁四分被遣、四宝ニして廿壹匁分八月八日ニ請取申候。

一岩本村水御奉行奉願候所ニ、羽原兵左衛門様御預り久左衛門殿五月廿日ニ
御越御勤候、尤役請ハ前日ノ御日限ニ而、兵左衛門様御越參候、六月三日
ニ難勤由にて被帰候、御替り役同組之者勘兵衛殿六月七日ニ御越御勤候、
八月朔日迄切手出候。

羽尾塩入津通

六月 七月四日 七月卅日 七月卅日

一七拾俵 小羽尾 一四十俵 大羽尾 一五十俵 大 一五十俵 大

七月 閏七月廿五日 八月十一日 八月

一五拾俵 小羽尾 一五拾俵 大 一五拾俵 大 一五拾五俵 大

丑ノ六月

一田後村葉師堂ニ式間ニ式間半ノさし懸仕度由、願書ヲ以願申候、此已後共

ニ寺社ノ構ニ不仕候ハゞ、御聞届可被下由被仰渡候、

書物取置候。

六月五日

一八重原村徳右衛門・藤右衛門妻・甚右衛門妻以上三人、西国順礼ニ罷出、
往来遣候。

一筆申入候、然ハ加路御茶屋之破損ニ付、造作此方より致候様ニ被仰付、依
之御普請奉行ニ中嶋久兵衛指出し候、然所蒙御入用之由ニ候、貴殿方構之

内、加路御茶や迄五り有之道法之村より(案)わら指出させ申候間、藁高吟味被申、帳面(吟味)ニして指出可被申候、尤構々之組頭廻り候而、村々庄や立合、一村限り(吟味)ニぎんミ申候様ニ可被申付候、急々御入用之儀ニ候間、藁改之儀、此方より借役無之様ニ可被致候、恐々謹言。

六月五日

小嶋惣左衛門

大庄屋兩人御宛

一 五月五日ニ陸上より御用塩払付ニ參候所ニ、御郡様より(御郡奉行)近江守様(西前・池田定俊)へ払候様ニと被仰付候所ニ、聞違仕、豊前守様(東前・池田仲安)へ払申由、吟味候様ニ六月五日ニ被仰下、吟味仕候へハ、右之通ニ申候、六月七日年寄四郎兵衛、右之御断遣候。

六月八日

一 栗谷村くにと申女、西国巡礼ニ罷出、願聞届、往来遣候。

六月七日

一 大坂御与力・同心中様、中国・北国・西国御廻り被遊候ニ付而、芸州広嶋へ御聞合ニ、御上より被遣候哉、其御聞合之御書付一冊、國中御廻シ被遊、役人之分とくと吞込置候様ニと被仰付候、六月七日未刻ニ高山十四郎より直飛脚ニ而差越内見、尤写置宿送り以、高草郡秋里村太兵衛方へ遣候。

一 筆申入候、然ハ御年貢麦代九斗六升二付、上銀廿八匁七分五(匁)り直段ニ候間、

当月廿日限ニ可被改上納候、以上。

一 豊前守様(兼船・池田定安・享保四年)亥ノ年分御膳米三石、急ニ相払候様ニ可被申付候、以上。

六月八日

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

大庄や兩人

一三石

内壺石五斗上構ニ預りい申候

メテ 壺石五斗

一 壺斗式升左近 ○壺斗式升くしら(久志羅) ○七升中村 ○壺斗七升蔵見

○壺斗五升栗谷 ○壺斗六升八重原 ○壺斗壺升矢谷 ○壺斗壺升高江

○壺斗五升湯山 ○壺斗六升海士 ○壺斗八升細川

合壺石五斗、外ニ壺石五斗上構ニ預ル

合三石、払済。

六月十日

一 八重原村市兵衛、西国順礼仕度由、願ニ付聞届、往来遣候。

御年貢麦寛

一 四斗三升九合左近 一 四斗六升六合(久志羅)くしら

一 三斗四升九合中村 一 七斗七升六合蔵見 一 四斗三升壺合南田

一 三斗八升式合栗谷 一 五斗七升七合八重原 一 式斗壺升八合矢谷

○ 二斗八升五合高江 一 壺石式斗五升五合湯山 ○ 一斗六升九合海士

一 八斗七升四合細川 一 六斗五升六合浜大谷 一 壺石壺斗六升八合岩本

一 八斗式合本浦留 一 壺石四斗壺升式合牧谷 一 壺斗式升三合相谷

一 三斗八升四合小羽尾 一 式石五斗八升六合町浦留 一 三斗式升六合大羽尾

一 壺石五斗三升七合陸上一 壺斗九升八合田河内

麦惣合拾六石壺升式合 畝數百六拾町壺反式畝也

壺反二付、壺升つ、

目安一六六七九一六六々

代上銀四百七拾九匁五分三り、九斗六升二付、上銀廿八匁七分五りかへ、

四宝銀二直シ、壺貫九百拾八匁壺分也、六月十九日使組頭善十郎払付

ニ遣候。

六月十二日

一 入江弥一左衛門様より御状ニ而、去年火事後御用ニ罷出候船ノ入用而、御用不承、船ニ割符仕候哉と被仰下候、只今迄此方へ入用ノ断不申參候故、私方へハ不存候、此通り返事申上候、控も有。

一 筆申入候、然ハ諸色高直ニ付、在御普請出入御用銀、只今之通ニ而は下々難儀可致候、以後遂評義、其段御家老中へ申達、此度より先年之通壺人ニ付、上銀五分ニ被成被遣、并壺里半余より罷出候人夫は別紙之通増銀被成候間、右之趣下々へも具ニ被申渡、無油断弥精出シ相勤候様ニ可被申付候、為其如此ニ候、以上。

六月十四日

小嶋惣左衛門

小泉藤次郎

松井番右衛門

大庄や兩人

一筆申入候、然は火事後赤金荷物及印形、真野二郎兵衛・山口翁助相判ニ而
指出シ候二付遣シ置候、此度真野二郎兵衛老人ニ被仰付候二付、判鏡式枚
遣シ候間、右之兩人判鏡ニ引替戻シ可被申候、改之儀ハ前々之通ニ候、恐々
謹言。

六月廿二日

小嶋惣左衛門

小泉藤二郎

徳兵衛殿

重四郎殿

右真野様判鏡參、陸上村へ預り置申候、使西陸上六右衛門ニ相渡候、去年
渡置候判鏡請取、御用場へ返上仕候。

一筆申入候、然は御用之矢篋竹三尺結五束被仰付候、八月二入候ハ、早々伐
せ可被指出候、寸法伐り様委細ニ申聞度候間、組頭老人可被指越候、本竹
も相渡シ可申候、先年種か池嶋ノ竹指出申候旨承及候、定而前々指出候様
子為存ものも可有之候、聞合伐り候様ニ可被致候、恐々謹言。

六月廿九日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

一筆申入候、然は土佐繩三百束、御城内御普請御用ニ候間被申付、後七月限
山根平六江出来次第追々払せ可被申候、若七月限り出来不申候は、其段
可被申聞候、以急用ニ付、右之通ニ候、恐々謹言。

六月晦日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

重四郎殿

尚々左之内五拾束、来月十日限り可被指出候、以上。

福松屋紙割

一鼻紙拾四束 安次郎組

一同 拾三束 善十郎組

一同 拾三束 久四郎組

田中藤内様より御頼ノ葉

一葉六拾袋 安次郎組 一六拾袋 善十郎組

一五拾袋 久四郎組

益立參宮人覚

一細川村勘七・次郎右衛門・三太郎・長蔵四人。

一海士村三右衛門・次郎兵衛・才市郎・与平次四人。

一本浦留村勘十郎・勘介・弥兵衛・夫兵衛・とく・せん六人。

一岩本村伝次郎・忠右衛門・藤四郎・与三郎以上四人。

一牧谷村兵左衛門・きく・半左衛門・権右衛門以上四人。

後ノ七月朔日立

一八重原村加平次・はる兩人。

同日

一蔵見村四郎右衛門老人。

同日

一湯山村茂右衛門・市右衛門三人。

四日

一陸上村加四郎・半九郎三人。

六日

一左近村忠兵衛・喜兵衛・伝次郎三人。

六日

一中村惣兵衛。

一細川村喜助、病氣ニ付、禪門ニ罷成度由、願聞届候。

人帳奥

惣合式千三百廿五人

内

一五百九人

一千四百廿式人

一四人

一五人

一式人

一五拾壹人

一五人

一四人

一六人

一五人

所々へ出ル奉公人別帳有り

御百姓

山伏

神主

医師

商人

酒や

紺や

桶や

かちや

一拾貳人 大工
 一壹人 木挽
 一貳百九十六人 獵師
 一壹人 伯楽
 一壹人 鉢や
 一壹人 非人頭
 右之外二
 一貳拾三人 他所より参奉公人
 内五人 他国之者
 同壹人 他郡之者
 同拾七人 当郡上構ノ者
 一千石馬貳疋
 一丸馬貳疋
 一雑役馬廿壹疋
 奉公人帳おく(奥)
 合貳百七拾人 内貳百六十貳人 居懸り
 八人 新奉公人
 内廿人 御表方御小人
 内貳人 同御料理人
 同壹人 同御焼方
 同壹人 同御膳立
 同貳人 同御手廻り
 同壹人 同御煮方
 同壹人 同御押(東前・池田仲次)
 同三十六人 豊前守様御小人
 同壹人 同御小使(西前・池田定賢)
 同三人 近江守様御小人
 同六人 御中間
 同三人 御かご(池田澄古)
 同壹人 采女様御手廻り
 同壹人 御歩行
 同壹人 御日用頭
 同十三人 御預り御鉄炮
 同百七十人 御家中

同七人 江戸地屋敷
 町方在江
 合貳百三十九人 内貳百三十三人 居懸り
 六人 新奉公人
 内九人 寺方
 同壹人 大坂
 同六十九人 鳥取町方
 同廿七人 他郡
 同百三十三人 当郡之内、村々へ出ル
 都合五百九人
 七月廿七日
 一此度江戸より被為仰付候由二而、根帳者取分帳御好被遊、宗旨庄屋より仕立上ケ申控。
 一御隠居様御用しだ拾荷被仰付、丸内御普請所、佐伯清蔵様・伊庭藤蔵様へ払付候様ニ被仰付候、内三荷安次郎組、七荷善十郎組、割符申付候、其後、又貳拾カ被仰付、都合三拾荷払付申候。
 酒御運上之覚
 町浦留村住や
 一百五拾目 九右衛門 一百四拾目 同村 半九郎
 一百目 同村 太郎助 一百目 陸上村多市郎
 一七拾五匁 新井村又右衛門 一百目 池谷村十郎兵衛
 一百目 湯村 庄次郎 一貳百目 同村 金次郎
 合九百六拾五匁
 内四百八拾貳匁五分 上銀二而七月廿日ニ払申候
 メテ四百八拾貳匁五分
 御普請奉行様へ通調遣候控
 七月廿三日
 一百三拾貳匁 右浜大谷村へ助六より被相渡候由、請取ハ助六手前ニ所持い被申候。

七月廿五日

一若州三方郡小川浦船頭佐右衛門大獵船、如例年岩本村へ出船ニ罷越申候、宿三郎右衛門。

一筆申入候、然ハ江戸從公儀御尋之者有之、別紙之通之人かた書付遣し候、不審成者も候ハ、早々申出候様、末々小百姓迄入念可被申付候、為其如此候、恐々謹言。

七月廿八日

小嶋惣左衛門
小泉藤治郎德兵衛殿
重四郎殿

猶以、大坂御与力衆大坂江御帰り、御承之由申来候節、差当り 御巡国とハ相聞之不申候間、先左様可被相心得候、以上。

一筆申入候、然ハ御作事小屋御用ニ候間、五拾本結唐竹五拾束被申付、来月十日限ニ御作事小屋へ持参、払候様ニ可被申付候、払濟候ハ、其段早々可被申聞候、先此分急御用候間、追々割符可申付候、恐々謹言。

七月廿八日

小嶋惣左衛門
德兵衛殿重四郎殿
下構

一筆申入候、然ハ人形書付ヲ以御吟味被仰付候直助義、於江戸ニ御召捕被成候間、不及吟味旨被仰出候間、可被得其意候。

一鳥取町酒売切り候ニ付、越前酒売買被成御免候、依之、在中ニも餘慶所持之者は勝手次第第二鳥取町江出シ、相對ニ売候儀不苦候旨被仰出候間、左様ニ被相心得、酒屋とも江此段可被申渡候、恐々謹言。

閏七月二日

小嶋惣左衛門
小泉藤二郎德兵衛殿
重四郎殿

一大塚又左衛門様、御借米判形為御見届、閏七月二日ニ法美郡より銀山越ニ御廻り、湯村へ御泊り、三日ニ小田谷灘手御仕廻、浜大谷へ御泊り、四日ニ塩見谷・細川ニ而御仕廻、御帰被成候。

後七月四日

一(見せ消ち)

「四宝銀三百目 杉田久兵衛様より請取置候様ニと被仰下、長谷村与助より請取、預りも過出し申候。此銀五郎次右衛門ニ相渡申候、御状参候」

一七月十一日田後村嘉七郎船ニ拾壱人乗、鳥取へ夜ノ内ニ盆仕廻ニ罷越、帰り候所ニ、湯所ノ下川端ニ而志摩様之御家来・小人兩人と及口論候所、山口翁助様御出合被成、早速志摩様御中屋敷へ御通達被成候由、依之志摩様・御役人方々より御吟味被成、御舟手梶尾藏人様より田後ノ者御吟味被遊候、浦留御番所ニ而、段々十壱人ニ口上書共いたさせ上ケ申候、其内【申者、志摩様御家来へ手ヲかけ申ニ付、此者御国内御追放被仰付候、浦留御番所ニ而被仰渡、直ニ陸上へ追放申候。

一閏七月六日ニ米津留御免被遊候由、七日ニ入江様より被仰渡、相触申候。

一岩本御藏建添御普請ハ御座候ニ付、杉田久兵衛様、後七月十一日、岩本村へ御越、雜事・薪木申付候覚。

一十一日岩本、十二日日本浦留、十三日町浦留、十四日牧谷、十五日小羽尾、十六日大羽尾、十七日陸上、十八日より上構ニ而もたせ遣候。

一筆申入候、然ハ岩本御藏毎年困、岩本村より番人付致難儀候ニ付、御藏次足之願被申ニ付、願之通御聞届、此度三間ニ五間之次足被仰付、則御普請奉行杉田久兵衛方へ早々御普請被申付候様申遣候、御入用之品々、御手支無之様可被申付候、以上。

閏七月十四日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門德兵衛殿
十四郎殿

一筆申入候、然ハ亥ノ年分御膳粉摺米四石、来ル廿五日限ニ、不殘追々御会所へ払候様ニ可被申付候。

一御用塩、殊外払底ニ付、御手支ノ由度々申来候、灘荒候ハ、壹式駄馬ニ而成り共、御会所へ払候様ニ可被申付候。

一御合力申付候、五拾本結御用竹不殘払切候哉、払切候ハ、

早々案内被申様ニ申遣置候、様子承度候、此度ノ御膳米も廿五日限ニ払済候ハ、貴殿方手形早々引替可被申候、以上。

後ノ七月十五日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿
十四郎殿

亥ノ年預リ(享保四年) 御表様御膳米、此度払候様ニ被仰付候(重土池田老)

- 一四升 左近 一四升 久志羅 一三升 中村
- 一三升 蔵見 一八升 南田 一五升 栗谷
- 一四升 八重原 一四升 矢谷 一四升 高江
- 一五升 湯山 一九升 海士 一壹斗 細川
- 一貳斗五升〇大谷 一壹斗五升岩本 一壹斗五升 町
- 一壹斗貳升本浦留 一貳斗 牧谷 一壹斗 小羽尾
- 一五升 〇大羽尾 一三斗 陸上 一五升 田河内

合式石

外貳式石上構へ預ル

合四石払済候。

岩本御蔵継足シ御入用

- 一下柱廿六本 長壹丈三尺五寸角、内壹本壹丈五尺 貳本壹丈四尺
- 一桁木廿壹本 長式間四寸角
- 一同木六本 長式間四寸角
- 一ひさし柱六本長壹丈壹尺貳寸廻り
- 一梁木五本 長八尺壹尺五寸廻り

- 一えつり竹廿五束 五十本結 なが
- 一こま竹五拾貳本 五本結 から
- 一繩五拾束 土佐尋

右之通村々内林より出候様ニ、御用場より申参候、右村々へ可被仰付候、以上。

後ノ七月廿一日

大庄屋

杉田久兵衛

徳兵衛殿
十四郎殿

一後ノ七月十八日ニ出符申候、十九日ニ帰申候。

一松井番右衛門様・小嶋惣左衛門様御普請所為御見分、閏七月廿九日ニ法美より銀山越ニ而御越被遊、所々御見分、其日直ニ鳥取へ御帰リ被遊候。

一別紙之通、絹川権之助当春より岡嶋五郎右衛門掛リニ被仰付候間、早稲米より御蔵へ払候様ニ可被申付候、唯今迄五郎右衛門掛リ之面々、知行物成米も去年通り御蔵払ニ可被申付候、疑敷儀も有之候ハ、早々可被申越候、以上。

八月二日

小嶋惣左衛門
松井番右衛門

徳兵衛殿

一筆申入候、然ハ此度洪水損亡ニ付、公儀江御差遣可被成哉との事ニ候、依之、流并川欠・石砂入・山潰等、田畑共永荒・当毛荒共ニ、其構々組頭とも江見分被申付、大概見及ニて畝反書付取被申ニ而、何ヶ所ニ而も同時之損所ハ一所ニ寄被申、左之通帳面ニして、構切りニ近日之内可被差出候、見積迄ニ而竿繩ヲ入、相改させ不申事ニ候故、来春ニ至リ相改候と、定而此度之書付とハ、畝反少宛之増減相違ハ可有之候、其段不苦候間、此趣組頭共へも被申聞、早々見積候様ニ可被申付申候、不審も候ハ、可相尋候。

洪水田畑損亡帳

- 一流田何程内 何程ノ永川 一田畑右同断
- 何程当荒
- 一川欠田 右同断 一田畑右同断
- 一石砂入田 右同断 一田畑右同断
- 一山潰田 右同断 一田畑右同断
- 右之通ニ候、恐惶謹言。
- 八月五日 松井番右衛門

徳兵衛殿
重四郎殿

一筆申入候、然ハ先日申遣候損亡書付、急ニ書付可被指出候、組頭共見分之

通荒増書付可被指出候、違候ても不苦候、急二東へ被遣候間、早々可被指越候、明日中二可被指越候、以上。

八月十日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

下構流田・石砂入・水入荒、合三拾四町九反壹畝拾三歩書上ケ申候。
八月廿二日

毎年之通岩本御蔵敷わら・なわ・薙割

一 薙拾六枚 内 拾三枚上構

三枚 下構 内 壹枚陸上・壹枚岩本・壹枚大谷

一 繩拾束 内 八束 上構

貳束 下構 七わ町・四わ本浦留・わら(藁)五束牧谷

三わ小羽尾・三わ大羽尾・三わ田河内

一 藁三拾束 内 廿五束 上構

五束 下構牧谷

一 八月十六日ノ朝、(石川県加賀市大聖寺)賀州江沼郡大正寺町味噌屋十兵衛船、沖船頭権七式拾人

乗から船ニ而難風ニあい、網代村ノ前(船)二(船)かりヲ下し、漸々船助かり申候、

梶とこめ(梶)げ申候、其外船無事ニ付、十八日ニ但州諸寄迄參申候、依之鳥取

へ注進ハ不申上候、組頭安二郎・久四郎兩人差遣し作廻いたさセ申候、尤

浦留御番所よりも下番衆御越、作廻被成候。

一 御年貢積廻シ申加路入津通、去年通五枚御用場より取寄、貳枚高山へ遣候、

残り三枚此方へ御座候。

早稲方

一 四番廿四町貳反七畝七歩

米三百廿三石壹斗六分

一 五番九拾町壹反廿貳歩

米千貳百貳石四斗三升四合

畝都合百拾四町三反七畝廿九歩

米合千五百廿五石五斗九升四合

内 千三百拾六石壹斗三升八合

八月晦日限

九月十五日限

御給所

同 百三石壹斗七升壹合 鳥取御蔵
同 百六石貳斗八升五合 岩本御蔵

八月廿四日

一 八百拾九匁貳分 村々へ助六より相渡候由、御普請奉行様

御通ニ書載申候。

一 筆申入候、然ハ今年大豆之儀、去年通五歩掛りニ候間、此旨村々へ可被申越候。

八月廿四日

小嶋惣左衛門

一 湯山村坂鳥御免札、例年通願申候控。

御年貢米船ニ而積廻覚御通之控

八月六日

八月六日

一 七拾五俵 岩本村

一 貳拾五俵 岩本村

八月十六日

九月廿八日

一 七拾壹俵 本浦留

一 三拾俵 岩本

十月六日

十月六日

一 百廿三俵 牧谷村

一 貳拾俵 相谷村

一 筆申入候、然ハ此度洪水ニ付、水押之村々江悪米有之由、依之御蔵納所之儀、

別紙書付遣候間、此旨得度考被申、組頭・庄屋・年寄得度吞込、改之仕方

心得違無之様、具ニ夫々人別ニ申渡相改、帳面認、早々可被差越候、為其

如此候、恐々謹言。

九月五日

小嶋惣左衛門

小泉藤治郎

徳兵衛殿

重四郎殿

九月五日入江弥一左衛門様より

一 浦々引網仕候儀御断申上、其上ニ而御下知次第二網仕候様ニと被仰付候、

一 々々口書取、九月十二日入江弥一左衛門様鳥取へ被成御座候ニ付、大谷庄

や次右衛門へ口書不残もたセ遣申候、其後又海役何ほと立申哉、一々吟味

書付出候様ニと十七日ニ申參、吟味いたし候。

一 九月十四日ノ朝湯山灘ニ男死骸老人上り申候、早速宗旨庄や源藏被參候、加路御番所上村覺兵衛様も御出ノ由、鳥取へ御注進有之候、宗旨庄屋より私連状ニ而、在御用場迄御注進仕候、梶浦藏人様御差回数次第二作廻候様ニと被仰付候而、十六日ニ藏人様より主知申付、先仮埋ニ仕置候様ニ被仰付由、浜ニ埋申候、御郡様へも其通御注進申上候、此者知頭郡中嶋村八兵衛と申者、平田舟ニ而出、田野嶋ニ而い、かだより流申由、相渡候様ニと被仰付、類者ニ相渡し、浜湯山ニ而葬歸り申候。

一 御破損方御用ニ候間、五拾本ゆい竹式拾束、当月中ニ御作事小屋へ相払遣可被申候、払濟候ハゞ、其段可被申越候、以上。

九月廿日 小嶋惣左衛門
内十束下構 大庄や兩人
内六束善十郎組、四束安二郎組

一 先日被出候御用ノ矢筈竹、未大分不足有之候、先日ノ寸方ニ少し大小有之候而も不苦候間、先式百本計伐らせ、急ニ指出可被申候、以上。

九月廿日 小嶋惣左衛門
德兵衛殿

多祢か嶋ニ而式百三十本伐せ、九月廿七日ニもたせ上ケ申候、此外ニハ無御座段、御断り申上候。

九月廿一日廿三日ニ御越被遊候

一 殿様勝見へ御入湯為遊ニ付、御用馬

御用馬拾疋 内五疋湯村
五疋浦留

宰領本浦留村、九月廿一日ニ鳥取へ參荷請仕、廿二日ニ勝見へ參候。

九月廿二日ニ被仰付候

一 御表様御膳米四石、御預ケ被遣候。

内式石 上構ニ預ル
同式石 下構ニ預ル

新御小人ニ罷出候者奥書仕覚

九月廿五日

一 細川村三十郎

(東船・池田仲次) 豊前守様御小人ニ罷出候、奥書仕遣候

十月十三日

一 蔵見村分右衛門

御同人様御小人ニ罷出候、奥書仕遣候

浦留番太郎居宅屋祢(屋根腐り)くさり申由断ニ付、聞届、

葺替申渡候割。

一 (薬) わら八十しめ 安二郎組

同 八十しめ 善十組

(純) なわ式束小たくり

(純) なわ式束

竹式束

竹式束

(薬) 一わら七十しめ 久四郎組

なわ式束

竹式束

右之通割符申渡候。

一 竹式百五拾束 式拾本ゆいより五拾本ゆい迄、右ハ来年御用竹、御郡々へ割賦申付候、左之通此節伐らせ置可被申候、指出候儀ハ追而可申入候、以上。

九月廿七日

小嶋惣左衛門

德兵衛殿
十四郎殿

内 百四拾束上構ニ割符
同 百拾束 下構割符

一 十月三日、御郡代様、并竹内弥次郎様、高江村ノ前開所、和田得中様御願被成候由ニ而、御見分ニ御越被遊候、其より浜大谷新川筋御見分、御蔵ノ後砂大分埋り申ニ付、大谷より奉願、太田村新川口ニ水口仕かけ被下候、古川ノ方御留被下候、春ニ成開作時分ニハ、又新川口御留、古川へ水御落シ被下はづニ候、青木軍太夫様へハすぐ御入湯被遊候。

一 久松村ノ前我等願書開、御郡代様より御直ニ被仰付、古川ノ間御埋被下候。

御塩手御入米之覚

一 拾五石

(藩主池田家) 御表様

一 拾石 塩百六十六俵式斗六合

(東船・池田仲次) 豊前守様

一 式石八斗八升

(西船・池田定賢) 近江守様

塩四拾八俵

一四斗式升 塩七俵

松村多右衛門様 四月五俵

御切手請取

一壹石六斗

景福寺様 内九斗六升ハ

御切手請取、

六郎右衛門

六斗四升

一壹石式斗

大口定右衛門殿へ

是ハ初儀兵衛御切手直ニ請取申由

一四斗八升

松井番右衛門様

御切手被遣候

一九斗六升

御用場内事ニ遣シ

小嶋惣一左衛門様

一四斗式升

同断

人見佐市右衛門様

一四斗八升

兼田小分次様

一四斗式升

大塚又左衛門様

一式石八斗八升

鶴殿大隅様 小羽尾村

一式石八斗八升

御同人様分

内四斗八升ハ大羽尾請取

一拾六石四斗式升

式石四斗陸見勘兵衛

在御用場分

此塩

後藤勘右衛門様

御切手請取申候

十月

一太田村御普請所へわくニ立候^(替)す立木五百本、下構より出候様ニ被仰下、式

百本善十郎組、百六十本安二郎組、百四十本久四郎組、合五百本、右之通

割符申渡候。

十月十日

一久松御普請所へ土俵御入用由、式十俵大谷、式十俵岩本、式十俵町、十五

俵本浦留、式十俵牧谷、十俵小羽尾、十俵大羽尾、式十俵くがミ、右之通

割符申渡候。

八月晦日

一八百七拾五匁四分

御普請奉行様御用通ニ書載遣候

九月十四日

一六百拾八匁

右同断

九月廿七日

一五百三拾七匁八分

右同断

十月九日

一壹貫三百九十九匁六分

右同断

同廿九日

一壹貫百三拾七匁

右同断

一筆申入候、然ハ去年御郡より御借り被成候銀子、此度牛銀取立之内ニ而、別紙書付之通御返弁被成候間、牛銀取立被申候ハ、夫々へ被相渡、牛銀勘定候節、右証文相添可被出候、則案紙両通遣候、恐惶謹言。

十月十四日

小嶋惣一左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

下構ノ分

上銀ニして式貫五百目也

一四宝銀拾貫目 去子ノ五月本御用銀指出候。

内三貫三百三拾三匁三分四厘 当十一月ニ御返シ被遣候、

残り六貫六百六拾六匁六分二厘 人別ニ相渡候

御郡中御用銀高覺 本銀残りい申候、四宝也。

御郡中御用銀高覺

一子ノ五月本上銀八貫目 四宝銀ニして三拾式貫目也、

内式貫六百六拾六匁六分六厘 丑ノ十一月御返シ被遣候、

残り五貫三百三拾三匁三分四厘 本銀残りい申候。

此度御渡被遣銀覺

一上銀式貫六百六拾六匁六分六厘 右八貫目三年賦当年分

一同壹貫九百式拾目 御借り銀本八貫目、子ノ五月より丑ノ十一月迄式拾ヶ

月分、月ニ壹歩式ノ利銀被遣候。

合四貫五百八拾六匁六分六厘

右之通丑ノ十一月牛銀返上ノ立用ニ而御返シ被遣、御案紙

之通二人別判形取上り申候。

十月廿三日 番右衛門様・惣左衛門様より

一 御用馬六疋内 三疋湯村

三疋浦留

右来ル廿六日、殿様勝見より御揚湯被為遊候、廿五日ニ勝見へ参着、大塚又左衛門様へ御届申荷請、廿六日ニ御荷物付出し候様ニと被仰付候、右之通ニ被仰付候へ共、馬他郡へ被仰付、入不申候間、当郡よりハ壹疋遣候様ニと被仰付、浦留ニ而遣申候、尤宰領も浦留より遣候。

一 筆申入候、然ハ牛銀上納米ニ而指出候者ハ、九斗六升、上銀五拾八匁七分五厘之積ニして取立置可被申候、十一月十五日直段次第二三ヶ月等之直段相究可遣候、過不足之儀ハ其節之指引ニ可被致候、以上。

十月廿四日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

一 伊豆大嶋流人八人、四月晦日夜船ニ而迎出申二付、段々御吟味被遊、九月廿一日ニ爰元廻状参候而、庄や写置候由、注進申二付ゆい付置候、其後浦留御番所より被仰下、写進申候。

一 御郡中酒屋衆酒株ノ御差紙、当夏御改ニ付、不残指上申候処ニ、夫々御改御調被遊、九月ニ被遣候。

岩井郡岩常村次郎平株

一 御運上百目湯村又右衛門、宝永七年寅年より作り申候。

高五石

新株分

高拾石

一式百目 鳥取松物屋町炭屋七郎右衛門株 湯村

享保四年亥ノ年より新願

金次郎

一百目

くかミ村八郎兵衛株

池谷村

正徳元年卯秋より新願

十郎兵衛

高五石

一百目 会見郡二本木村八郎兵衛株

湯村

享保三戌年より新願

庄次郎

高五石

一百目 汗入郡淀江村助三郎株 町浦留村

享保式酉ノ年より願作 太郎助

高五石

一百目 八東郡小別符村七郎兵衛株

陸上村

享保三戌年より新願作 太市郎

高七石

一百四拾目 岩井郡湯村竹田屋茂七株

町浦留村

享保式酉年より新願作 半九郎

右之通御差紙前ニ上ケ置候分、此度御改奥書被遊、九月ニ御渡し被下候。

一 中村辻堂、家奥（掛）ニほり立ニ仕度願。

一 岩本村兵右衛門・市郎兵衛兩人相組申候而、いわし網仕度由、願申候故、奥書仕遣候。

一 町浦留村平兵衛・善四郎・太兵衛家来平吉、十月廿三日駄賃ニ而、安田豊藏様ノ御荷物付、湯村より鳥取へ参候所ニ、歸りニほそ引ふとんぱり□十五匁、湯村ニ而大橋助左衛門様迄御頼被成、御会得被成、届賃五匁被遣候所ニ、晦日迄相届不申、大橋様より御吟味被成候へハ、晦日ニ持参仕候由、依之助左衛門様より御立渡被成、右馬子共召連参候様ニと被仰、此方へ十一月二日御よ七被成候。

一 筆申入候、然ハ御取立目録致如何延引被申候哉、度々申遣候処、有無之返答も無之候、如何様之首意（意）ニて不被出候哉、様子承度候、急々可被出候、若不埒之儀有之候ハ、可被申越候、早速御吟味役之内罷出取可申候、何之子細も無之延引被申段不埒存候、此返答ニ御目録被出候様ニ可被致候、為其如此候、恐々謹言。

十一月八日

小嶋惣左衛門

小泉藤二郎

徳兵衛殿

重四郎殿

十一月五日ニ寄り申由

一 海士村灘ニ松丸太壱本、本口六尺廻り・長三間木寄り申由断参候、加路御番所より御指図次第ニ可仕旨申渡候。

一 御平シ御帳、十一月廿日夜明ケ時分ニ参候。

一 筆令啓上候、各々御無事可為御勤珍重存候、然ハ此度平シ帳指出し、御用多時分故相違も可有之候、無覺束存候、不審も有之候ハ、早々可被申越候。

一直納ノ高、帳口書付通取可被申候。

一 諸事納切手、御表御勘定所之御切手可被相立候。

一 豊前守様(兼備・池田御之)・近江守様(西條・池田御之)御切手并取過作廻御切手、直納相立被申間敷候、右三所ノ御切手、御上米ニ相立可被申候。

一 江戸御番御借米、別紙之通御文取可被申候。

一直納相済候節ハ、直之差紙指出候間、直差紙之通取立可被申候様、追々可申参候、以上。

十一月廿日

宮川左市郎

田中藤内

木間多介

徳兵衛殿

十四郎殿

一 筆申入候、然ハ平帳面御勘定所より来候間遣候、相達候ハ、早々返答可被申越候、以上。

十一月廿日

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

兩人御宛

尚々木間多介・田中藤内当控老通遣候。

一 筆申入候、然ハ矢羽御用ニ付、寒中ニ取候羽御用ニ候間、鶏・雁羽ニ而も、其外ニ而も鳥ノ羽差上候様ニ、鉄炮打獵師共ニ可申付候、羽差出候ハ、集置、猫鼠之当り不申様ニ、風当り候所ニ而少しかり申候、来春在御用場迄可被指出候、以上。

十一月廿二日

小嶋惣左衛門

徳兵衛殿

十四郎殿

御蔵餅米払手形遣又覚

十一月廿六日

一 五俵^⑨ 岩本村

一 筆申入候、小泉藤次郎儀、昨日御普請大奉行被仰付、尤御筒拾挺御預り御役替被仰付候。

一 太郎左衛門跡役竹内弥次郎へ今日被仰付候、此段構之村々役人共へ可被申渡候、為知如此二候、恐々謹言。

十二月二日

小嶋惣左衛門

松井番右衛門

大谷村 徳兵衛殿

高山村 十四郎殿

一 太田村ノ(種)せき所、此頃水ニ(切)きれ、又御普請奉行杉田久兵衛様、十二月三日ニ御越被成、御せき被成候。

一人夫五拾人 十二月五日より出候様被仰付候。

内十八人安二郎組、十八人善十組、十五人久四組

(種)わくノ

一 寸立木式百本 八拾本善十組、六十本安二郎組、六十本久四郎組

一大工三人 町浦留へ申渡候、六日より出候様ニ申遣候。

一 蔵見村半四郎弟兵左衛門、来寅卯兩年切手前ニ召抱申はづニ仕候へ共、当村御年貢不足ノ者有之、抱申ニ付、外へ有付申様ニ申渡候、覚寺村平右衛門有付申候、請状ノ奥書いたし遣候。

十二月十七日

十二月廿日

一 浦留馬子共、御用ニ出候馬ノ駄賃銀請取申度由願候ニて、奥書仕遣候、尤当テなし、小村彦二郎様・市右衛門様へ御頼状進候。

十二月廿一日

一 浦留番太郎不勝手ニ而、得年取難成、迷惑仕候由届之、なげき申ニ付、壹斗式升式合善十郎組、壹斗式升安次郎組、壹斗久四郎組、合三斗四升式合取集、相渡候様ニ三組ニ申付候、右之内ニ而七升式合、鹿右衛門屋敷年貢立候様ニ申渡候。

御蔵(飾り)かざり物六本(余計)よけい八本(余計)よけい一ミ(御蔵)さい木七拾式本一か(飾り)ざり竹五拾本一い(ユズリ)つり葉一繩(余計)巻束

右之通上構より出申候。

一門松式拾四本 内六本浜大谷村 四本町浦留 式本本浦留

四本牧谷 式本小羽尾 式本大羽尾

四本陸上

一(裏組 飾り)ミのくミかさり 岩本村より仕候、尤人夫共二

一大根三拾本 陸上 一裏白 田河内村

右之通十二月廿五日迄二御蔵へ持参候様ニ申付候。

一若州(若狭国)獵師廻年之通参候、御断ニ参候。

一酒御運上銀払手形。

享保六年丑